

届出・証明

受付窓口

閩市民課 ☎ 20-8722

閉庁日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

受付時間 **市民課窓口** ☎8時半～17時
行政サービスコーナー ☎9時～16時45分

■行政サービスコーナー

名称	電話番号	施設マップ P154・155	名称	電話番号	施設マップ P154・155
木幡(木幡公民館内)	39-9195	📍2-C	横島(横島コミュニティセンター内)	39-9191	📍5-C
小倉(西小倉コミュニティセンター内)	39-9181	📍6-B	東宇治(東宇治コミュニティセンター内)	39-9184	📍4-D
南宇治(南宇治コミュニティセンター内)	39-9187	📍10-B	開(開地域福祉センター内)	39-9240	📍8-C

※市民課業務の一部や、税関係証明書の発行等他課の業務の一部も取り扱っています。
 (届出や登録業務は本庁のみの取扱いとなります)

各種証明書

閩市民課 ☎ 20-8722

■戸籍・住民基本台帳関係

オンライン申請	種類	必要なもの	手数料(1通)
	戸籍の全部(個人)事項証明書(戸籍の謄本または抄本)		450円
	除籍・改製原戸籍	<input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類1 官公署発行の顔写真付のもの (マイナンバーカード、パスポート、運転免許証、身障手帳等)	750円
	戸籍届書の受理証明書		350円
	戸籍の附票の写し		300円
	後見等の証明書・独身証明書		300円
	住民票の写し	<input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類2 本人確認書類1の他、保険証等でも可	300円
	住民票除票(改製原住民票)の写し		300円
	住民票記載事項証明書		300円
	印鑑登録証明書	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑登録証(カード)	300円

- 本人以外の方が申請・請求される場合は委任状、その他疎明資料が必要となる場合がありますので、詳しくは市民課へお問い合わせください。
- 市内6カ所の「行政サービスコーナー」(上記)で一部の証明書を発行しています。

information



市民課・国民健康保険課・マイナンバーカード専用窓口 窓口混雑情報サイト

『宇治市なう!』で混雑状況を確認できます!

パソコンや携帯電話・スマートフォンで専用サイトにアクセスし、受付待ちの混雑状況(待ち人数)を確認できます。お出かけ前に混雑状況を確認したり、受付後もご自分の番号が呼ばれるまで、別の用事を済ませることもできます。



宇治市なう

検索

新たに始まったサービスです！

各種証明書などのオンライン申請

問 市民課 ☎ 20-8722

マイナンバーカードをお持ちで、署名用電子証明書の発行を受けている人は、印鑑登録・住民票・戸籍に関する証明書の請求や転出届が、スマートフォンからお手続きいただけます。証明書は、住民登録地へ郵送します。
※転出届の場合、転出に伴う諸手続き（例えば国民健康保険や児童手当など）は別途必要です。

必要なもの

- スマートフォン（マイナンバーカードの読み取りに対応している機種）
- マイナンバーカード（署名用電子証明書が有効なもの）
- クレジットカード（転出届は不要）

申請方法

- 1 **入力** アカウントの登録またはメールアドレスで認証し、申請フォームに必要な内容を入力
- 2 **署名** スマートフォンアプリによるマイナンバーカードの読み取り（署名用電子証明書の暗証番号が必要です）
- 3 **決済** クレジットカードでの発行手数料と郵送料金の決済
- 4 **申請** 画面の申請内容を確認し、申請する
- 5 **届出** 後日、郵送にて申請者の住民登録地に証明書が届きます

※転出届については③と⑤はありません。



詳しくはこちら▶



電話予約による住民票・印鑑登録証明書の休日交付

問 市民課 ☎ 20-8722

受付

市民課 ☎ 20-8722へ

予約者

- 本人
- 本人と同一世帯員

予約時の連絡事項

- 証明書（住民票・印鑑登録証明書）の種類・枚数
- 目的（住民票の場合）
- 印鑑登録番号（印鑑証明書の場合）
※印鑑登録証が必要です
- 対象者の住所・氏名・生年月日
- 予約者・受取者の住所・氏名
- 受取希望日時 ● 電話番号
※火曜日から木曜日に祝日がある場合は、祝日前の平日に予約できるのは祝日受取分のみとなります。

受取場所

夜間受付窓口（警備員室）

受取者

- 予約者
- 予約者が指定した同一世帯員

受取時間

予約した直近の土曜日・日曜日・祝日
 ◎10時～16時（年末年始の受取は不可）
 ※予約時に指定してください。

必要なもの

- 印鑑登録証（印鑑登録証明書の場合）
- 受取者の官公署発行の顔写真付の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）。なければ保険証、年金手帳など
- 手数料（1通300円）
※受取時に請求書の記入が必要です。

平日に（受付可能）

休日に（受取）



届出・証明 ▼ 各種証明書などのオンライン申請 / 電話予約による住民票・印鑑登録証明書の休日交付

＜以下は広告スペースです＞

全国ネットワークだから 全国配送おまかせ下さい

ピアノ輸送から様々なニーズにお応えする…
 ～ピアノに関する事ならお任せ下さい～
 婚礼・移動・調律・保管・修理
 買い取り・ピアノクリーニング
 専門スタッフがあなたのピアノを
 甦らせます

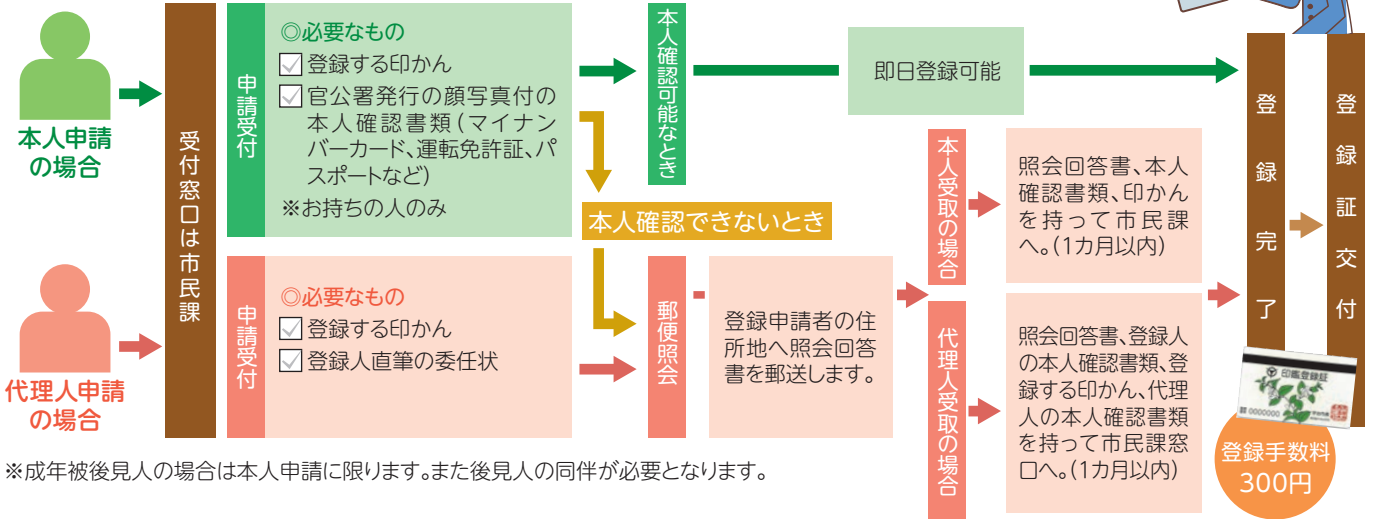
その他
 重要物の運搬
 （金庫・コピー機
 仏壇・家具 等）

創業44年 POS (有)ピアノオルガンサービス
 ☎ 075-593-0539
 山科区勤修寺瀬戸河原町 69

▶ 誰でも登録できるの？

市内に住んでいる15歳以上で住民登録をされている人が、1人につき1つの印かん、1つの印かんにつき1人だけ登録できます。転出すると自動的に失効します。

印鑑登録の流れ



※成年被後見人の場合は本人申請に限ります。また後見人の同伴が必要となります。

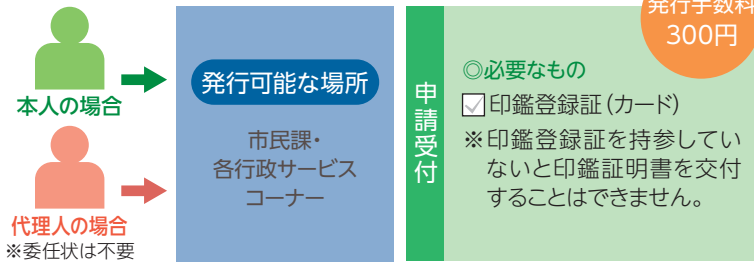
登録できる印かん

- 住民票に記載されている氏名の全部、氏または名、住民票に旧氏が併記されている人は旧氏の印かん。(外国人住民は、登録のある通称、併記名、カタカナ表記の印かんも登録できます。)
- 上記の印かんで印影の大きさが一辺の長さ8mmを超え、25mm以下の正方形におさまるものおよび材質が変形しないもの。ゴム印、エボナイト印、指輪印、また印影が破損や摩滅のため不鮮明なものなどは登録できません。

代理権授与通知書(委任状)

市民課、各行政サービスコーナー窓口で入手または宇治市ホームページよりダウンロードできます。

印鑑登録証明書の発行



⚠ 印鑑登録が不要になったとき

印鑑登録が不要になったとき、登録証・登録印の紛失、改印には、廃止の手続きが必要です。登録証・登録印が盗難、紛失した場合には、悪用される危険性がありますので、直ちに届け出てください。

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン
ユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

音の鳴る信号機

地域によって音が違うことも

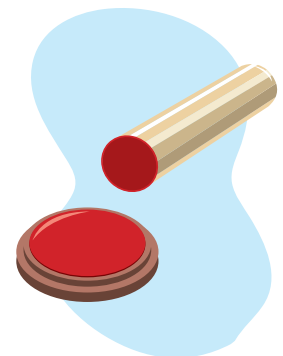
音で青信号を知らせて、安全に横断歩道を渡ることができます。

自動ドア

荷物で両手が使えなくても大丈夫

車いすの方や荷物を両手に持っている方でも楽に出入りできます。

使いたいです!



住所登録に関する届け出

岡市民課 ☎ 20-8722

種類／届出期間	必要なもの
転入届 宇治市に住み始めてから14日以内 市外もしくは国外から宇治市へ	<input checked="" type="checkbox"/> 転出証明書(特例転入の場合はマイナンバーカードまたは住基カード) <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input checked="" type="checkbox"/> 在留カード等(外国人のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 国外からの場合 パスポート、帰国日のわかるもの、戸籍全部事項証明書、戸籍附票全部事項証明書
転出届 転出前、転出してから14日以内 宇治市から市外もしくは国外へ	<input checked="" type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類
転居届 新しい住所に住み始めてから14日以内 宇治市内での住所変更	<input checked="" type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカードまたは住基カード(お持ちの場合) <input checked="" type="checkbox"/> 在留カード等(外国人のみ)
世帯変更届 変更後14日以内 世帯主変更、世帯合併・分離等	<input checked="" type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類

- 本人確認書類: マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、保険証、年金手帳、在留カード、特別永住者証明書など
- 届出人は異動された本人、もしくは同世帯の人です。代理人が来られる場合など、詳しくは市民課にお問い合わせください。

戸籍の届け出

岡市民課 ☎ 20-8722

種類／届出期間	届出窓口	必要なもの
出生届 出生日を含め14日以内 ※外国で出生した場合は3カ月以内にその国の日本領事館か本籍地へ	本籍地、届出人(子の父または母)の所在地、出生地	<input checked="" type="checkbox"/> 出生届および出生証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳
婚姻届 日本人同士の場合 ※届出日が婚姻成立日になります	本籍地、届出人(夫婦)の所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 婚姻届(証人2名の署名等が必要) <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類 ※本籍が市外の場合は戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)1通
離婚届 日本人同士の場合 ※協議による	本籍地、届出人(夫婦)の所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚届(証人2名の署名等が必要) <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類 ※本籍が市外の場合は戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)1通
死亡届 死亡を知った日から7日以内 ※外国で死亡した場合は3カ月以内	死亡者の本籍地、死亡地、届出人の所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 死亡届および死亡診断書(死体検案書) <input checked="" type="checkbox"/> 登記事項証明書等(後見人等が届出をする場合)
転籍届	本籍地、新本籍地、届出人の所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 転籍届 <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)1通

- 上記の届出以外の場合は、必要なものが変わりますので、お問い合わせください。



届出・証明
▼住所登録に関する届け出／戸籍の届け出

マイナンバー

☎ マイナンバーカード専用窓口 ☎ 21-0428

▶ マイナンバー(個人番号)とは

国民一人ひとりに与えられる12桁の番号のことで、一つとして同じ番号はなく、一人ひとりが固有の番号を持つことで国民の利便性の向上や行政事務の効率化を図るものです。

▶ マイナンバーカード

ICチップ内蔵のプラスチック製のカードで、顔写真が表示されていてマイナンバーの確認の他、本人確認書類としても使えるカードです。希望する人は申請が必要です。



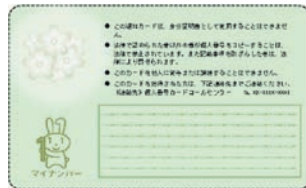
▶ 通知カード

紙のカードで氏名・住所・生年月日・性別とマイナンバーが記載されたものです。現在、新規発行・再発行はできませんので、通知カードをなくした場合、マイナンバーの確認が必要ならマイナンバーカードを取得するか、マイナンバーが表示された「住民票の写し(有料)」の交付を受けて下さい。

(表面)



(裏面)



▶ マイナンバーカードの申請方法

申請書ID・QRコード付の個人番号カード交付申請書をお持ちの場合は必要な事項を記入していただき、顔写真も貼付した上で、同封された返信用封筒に入れて投函してください。(QRコードからスマートフォンでのオンライン申請も可能)

※返信用封筒の差出有効期間が切れている場合も令和6年5月31日まで切手を貼らずに使用することができます。

申請書を無くされた場合、マイナンバーカード専用窓口で申請書の再発行が可能です。事前にお問い合わせ下さい。

詳しくは公式サイト<https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>をご覧ください。

■ マイナンバーカードを無くしたら

再交付申請していただけます。マイナンバーカード専用窓口へお問い合わせください。



▶ マイナンバー総合フリーダイヤル

通知カード・マイナンバーカードに関することやマイナンバー制度に関すること

0120-95-0178(無料)

平日☎9時半～20時 土日祝☎9時半～17時半(マイナンバーカードの紛失・盗難による一時利用停止については24時間365日対応しています。)

上記につながらない場合(有料)

通知カード・マイナンバーカード 050-3818-1250

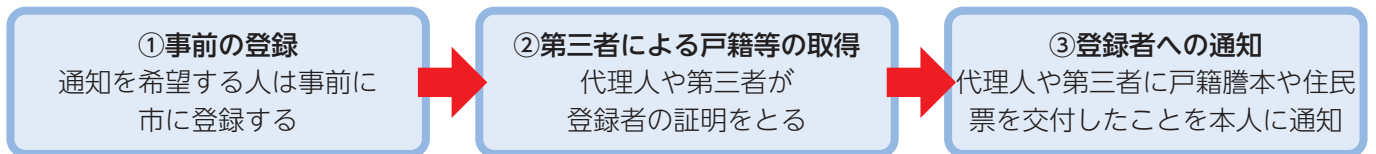
その他のお問い合わせ 050-3816-9405

届出・証明 ▼ マイナンバー / 事前登録型本人通知制度

事前登録型本人通知制度

☎ 市民課 ☎ 20-8722

● 住民票や戸籍の不正取得の抑止と個人の権利の侵害を防止することを目的として、本人以外の第三者に証明書を交付した場合に、事前に登録した人に対して交付した事実をお知らせする制度です。



申請窓口 市民課(郵送でも申請できます)

通知の対象となる証明書	登録できる人	登録申請に必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し 住民票記載事項証明書 戸籍謄本・抄本(戸籍全部事項証明・個人事項証明) 戸籍の附票の写し(いずれも消除されたものまたは除かれたものを含まず) 	<ul style="list-style-type: none"> 宇治市に住民票または戸籍がある人(過去にあった人を含む) ※ただし、死亡した人、失踪宣告を受けた人は除く。 	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 宇治市本人通知制度登録申請書 <input checked="" type="checkbox"/> 窓口に来る人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど) <input checked="" type="checkbox"/> 任意代理人が申請する場合は委任状、法定代理人が申請する場合は戸籍謄本等の資格を証明するもの

税金・保険料

市税

☎ 市民税課 20-8718 /
 ☎ 資産税課 20-8719 /
 ☎ 納税課 20-8720

市税について

市税の主なもの

税目	内容
市民税	<ul style="list-style-type: none"> 個人市民税は前年の所得に対してかかる税金です。定額の「均等割」と個人の所得に応じて納めていただく「所得割」があります。また、個人市民税は個人府民税とあわせて計算されます。
	税額 <ul style="list-style-type: none"> ◎均等割…5,600円(市民税3,500円、府民税2,100円) ◎所得割…(前年の所得金額－所得控除額)×税率－税額控除額
	※東日本大震災復興基本法の基本理念に基づき、防災対策の財源確保のため、平成26年度から令和5年度までの各年度の市民税・府民税の均等割は、それぞれ500円を加算した額となります。また、「京都府豊かな森を育てる府民税条例」が定められ、森林の整備及び保全を進める施策の財源確保のため、平成28年度から令和7年度までの各年度の府民税の均等割は、600円を加算した額となります。
	課税される人 <ul style="list-style-type: none"> ◎1月1日現在、宇治市内に住所がある人で、前年中(1月～12月)に一定の所得があった人(均等割と所得割) ◎宇治市内に住所はないが、事務所・事業所・家屋敷がある人(均等割のみ)
	課税されない人 <ul style="list-style-type: none"> ◎生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ◎障害者・未成年者・ひとり親または寡婦に該当する人のうち、前年の合計所得金額が135万円以下の人 ◎前年の合計所得金額が次の額以下の人 <ul style="list-style-type: none"> ・扶養親族のいない人 45万円 ・扶養親族のいる人 35万円×(扶養親族数(同一生計配偶者を含む)+1)+31万円
法人市民税	<ul style="list-style-type: none"> 市内に事務所や事業所、寮等がある法人などにかかる税金で、資本金等の額および従業者数に応じて負担する均等割と法人などの所得(法人税額)に応じて負担する法人税割とがあります。
軽自動車税(種別割)	<ul style="list-style-type: none"> 毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を持っている人に課税されます。
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> 毎年1月1日現在、市内に所在する土地、家屋および償却資産(事業用の機械など)の所有者に課税されます。 縦覧帳簿の縦覧:4月1日から第1期納期限までの間、資産税課(2階)で縦覧できます(無料)。
都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地および家屋に対し、その年の1月1日現在の所有者に課税されます。

市税の納付

市税は、納期限までに取扱金融機関(ゆうちょ銀行または郵便局は近畿2府4県のみ)、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ(PayPay・LINEPay)、納税課窓口で納めてください。

市税の納期

税目	期別											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・府民税(普通徴収)			1期		2期		3期			4期		
固定資産税・都市計画税	1期			2期					3期		4期	
軽自動車税(種別割)		全期										

次ページへ続く

市税の口座振替

お手続きは簡単!

納付は**便利・安全・安心**な
口座振替がおすすめです!

お手続きは、市内の取扱金融
機関または納税課窓口へ。

口座振替の利用できる市税

- 個人市・府民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税(種別割)

申し込み方法

市内の取扱金融機関または納税課へ必要書類をお持ちのうえお申し込みください。キャッシュカードでもお申し込みできます(納税課窓口のみ)。

必要なもの 預(貯)金通帳 通帳届け出印 通知書番号が記載されている各通知書、納付書、領収証書 など
※キャッシュカードでお申し込みの場合は、キャッシュカード、届出人の本人確認出来るもの(マイナンバーカード・運転免許証など)

取扱金融機関

- 銀行 京都、三井住友、りそな、三菱UFJ、みずほ、南都、池田泉州、滋賀、関西みらい、徳島大正
- 信用金庫 京都、京都中央
- 信用組合 京滋、近畿産業
- その他 京都やましろ農業協同組合、近畿労働金庫、ゆうちょ銀行または郵便局(令和4年11月1日現在)

※キャッシュカードでお申し込みの場合は、京都銀行、京都中央信用金庫、京都信用金庫、ゆうちょ銀行、京都やましろ農業協同組合のみ

問い合わせ 納税課

税に関する証明等

証明の種類	申請場所	手数料	請求に必要なもの
個人の市・府民税の 所得証明書・ 課税証明書・ 非課税証明書 ※1	● 市民税課・ 行政サービス コーナー	300円/件	窓口での請求 <input type="checkbox"/> 本人の場合は本人確認書類 <input type="checkbox"/> 代理人の場合は代理人の本人確認書類と本人の委任状(押印必要) <input type="checkbox"/> 相続人の場合は相続人の本人確認書類と相続人であることを確認できる書類(戸籍謄本等) <input type="checkbox"/> 法人の場合は法人代表者印
納税証明書	● 納税課・行 政サービス コーナー	300円/件	<input type="checkbox"/> 法人の場合は法人代表者印
納税証明書 (軽自動車税車検用) ※2	● 納税課・行 政サービス コーナー	無料	郵送での請求 <input type="checkbox"/> 必要事項を記入した請求書 <input type="checkbox"/> 請求する人の本人確認書類の写し ※4 <input type="checkbox"/> 手数料(郵便局の定額小為替) <input type="checkbox"/> 返信用封筒(宛名明記のうえ切手を貼ったもの) 代理人・相続人が請求する場合は上記の必要書類に加え、〈窓口での請求〉の場合と同様の書類が必要です。 <input type="checkbox"/> 法人の場合は法人代表者印
固定資産評価証明書・ 課税証明書 (公課証明書) ※3	● 資産税課・ 行政サービス コーナー	納税義務者ごとに土地・家屋それぞれ3筆・3棟まで300円、1筆・1棟増すごとに70円加算	オンラインでの請求 <input type="checkbox"/> スマートフォン(マイナンバーカード読み取りに対応している機種) <input type="checkbox"/> マイナンバーカード(署名用電子証明書が有効なもの) <input type="checkbox"/> クレジットカード (注)市ホームページから手続きしてください。
土地・家屋名寄帳 (課税台帳)の閲覧 ※3	● 資産税課	300円/納税義務者	本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 など (注)オンライン申請時はマイナンバーカードのみ ※1 行政サービスコーナー、郵送・オンラインで請求する場合は、事前に市民税課にお問い合わせください。 ※2 本人確認書類は不要 ※3 法令により本人以外でも申請できる場合があります。必要書類等については資産税課にお問い合わせください。 ※4 保険証をコピーする場合は、保険者番号、被保険者記号・番号が見えないようにしてください。

証明の種類	申請場所	手数料	請求に必要なもの
地番図の閲覧	●資産税課	300円/枚	窓口での申請のみ受付 本人確認書類は不要
路線価図の閲覧	●資産税課	300円/枚	
住宅用家屋証明書	●資産税課	1,300円/件	※条件により必要書類が異なります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

保険料

☎国民健康保険課 20-8729 / 介護保険課 20-8731 / 年金医療課 21-0413

保険料の納付

各保険料(普通徴収)は、納期限までに取扱金融機関、コンビニエンスストア(※)、スマートフォンアプリ(PayPay・LINEPay)(※)、担当課窓口で納めてください。※後期高齢者医療保険料は不可

種類	期別											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国民健康保険料・介護保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

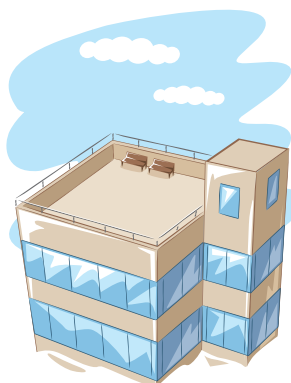
保険料の口座振替

	口座振替依頼書で申し込む	キャッシュカードで申し込む
申し込み窓口	取扱金融機関または各保険料担当課 (介護保険料は取扱金融機関のみ)	各保険料担当課
取扱金融機関	17銀行(84ページ参照)	京都銀行、京都中央信用金庫、京都信用金庫、ゆうちょ銀行、京都やましろ農業協同組合
必要なもの	<input checked="" type="checkbox"/> 預(貯)金通帳 <input checked="" type="checkbox"/> 通帳届出印 <input checked="" type="checkbox"/> 納付書	<input checked="" type="checkbox"/> キャッシュカード <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の本人確認出来るもの(運転免許証など) <input checked="" type="checkbox"/> 納付書

問い合わせ 国民健康保険料＝国民健康保険課、介護保険料＝介護保険課、後期高齢者医療保険料＝年金医療課

¥

税金・保険料
▼市税/保険料



発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン
ユニバーサルデザインとはどんなものか探してみよう。

フラットな入り口

ベビーカーでも簡単に入れる

フラットな設計で最初から誰もが訪れやすい入り口。

エレベーター

怪我をしているときにも安心

車いすの方やキャリーバッグを持っている方など誰でも簡単に利用できます。

国民年金

国民年金医療課 ☎ 20-8792

国民年金

国民年金は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての人が加入する制度です。老後の生活や、病気やけがで障害の状態となったとき、一家の働き手を失ったときなどに年金を支給し経済的に支えることを目的としています。

退職、結婚（離婚）、収入の増減等で加入制度が変わったときは、種別変更の届出が必要です。

国民年金加入者の手続き

種別	対象者	保険料の納め方	手続きが必要なとき	届出先
第1号被保険者	日本に住所のある自営業・農林漁業・学生・無職等の人（20歳以上60歳未満）	<ul style="list-style-type: none"> ●納付書での納付（金融機関・コンビニ等） ●口座振替での納付 ●クレジットカードでの納付 	<ul style="list-style-type: none"> ●会社勤めでない人や学生が20歳になるとき ●退職して第2号被保険者でなくなったとき ●配偶者の退職や本人の収入増で配偶者に扶養されなくなったとき ●海外転出や転入をするとき 	市役所 年金医療課
第2号被保険者	厚生年金や共済組合等に加入している会社員・公務員等（原則として65歳未満）	●給料から天引きされている社会保険料に含まれています	●就職して厚生年金や共済組合等に加入するとき	勤務先
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者（20歳以上60歳未満）	●厚生年金や共済組合等の制度全体で負担され、個別に納める必要はありません	●第2号被扶養者に扶養されるとき	配偶者（第2号被保険者）の勤務先
任意加入被保険者（本人の希望により加入できる人）	①日本に住所のある60歳以上65歳未満の人（65歳までに受給資格を満たしていない70歳未満の人）	●原則、口座振替で納付	●対象となる人が、老齢基礎年金の受給額を増やすこと（受給権を満たすこと）を希望する場合（上限480月）	市役所 年金医療課
	②海外に住む20歳以上65歳未満の日本人	●第1号被保険者に同じ	●海外に居住し、任意加入で保険料を納めることで保険料納付済期間に応じた老齢基礎年金を受給することを希望する場合	

〈以下は広告スペースです〉

宇治久世薬剤師会

城南薬剤師会事務局

宇治久世薬剤師会は城南薬剤師会の下部組織です。
宇治市宇治下居13-2 うじ安心館3階
TEL:0774-46-8030

そうだ！
薬剤師に
聞いてみよう

宇治市休日急病診療所（うじ安心館5階）に勤務する薬剤師の団体です。

※下記の薬局の他に病院や宇治市及び久御山町以外の薬局で勤務する薬剤師もいらっしゃいます。

葵薬局

宇治市五ヶ庄日皆田8-15
TEL:0774-33-5426

びわ薬局

宇治市琵琶台1-17-2
TEL:0774-24-2436

アサクラ薬局

宇治市大久保町北ノ山24-1 ホクエビル1F
TEL:0774-45-3685

カナオカ薬局

宇治市小倉町南堀池8-7
TEL:0774-20-3649

西本薬局

宇治市南陵町1-1-368
TEL:0774-24-2268

新町薬局

宇治市宇治壱番4
TEL:0774-21-2360

シンシン薬局

久世郡久御山町林北畑105 17-111
TEL:0774-43-2406

松田明聖堂薬局

宇治市木幡西浦55-1
TEL:0774-32-8819

ゆう愛堂漢方薬局

宇治市広野町宮谷225
TEL:0774-26-6066



国民年金の保険料

定額保険料 月々の保険料は定額
(参考) 令和4年度: 16,590円、令和5年度: 16,520円
※賃金や物価の変動率で毎年改定されます。

付加保険料
月額400円(定額保険料に加えて納付すると老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます)。
* 保険料の納付期限は、「納付対象月の翌月末」です。
* 保険料を2年分、1年分、半年分前納すると割引されます。口座振替による毎月納付でも早割制度があります。

保険料の納付が困難な場合

国民年金保険料の納付が困難な場合は、納付が免除される制度があります。申請して、被保険者・配偶者・世帯主のそれぞれの所得が基準額内であれば、保険料の全額または一部(4分の3・半額・4分の1)が免除されます。

▶ 学生納付特例制度

学生については、本人の所得が基準額内であれば保険料の納付が猶予されます。

▶ 納付猶予制度

50歳未満の人については、本人と配偶者の所得が基準額内であれば、保険料の納付が猶予されます。

国民年金の給付

基礎年金	老齢基礎年金	保険料の納付(免除も含む)期間が10年以上(最大40年)ある人が、原則として65歳から受け取ることができる年金
	障害基礎年金	国民年金加入中または20歳前に初診日のある病気やけがで障害の状態になった人が受け取ることができる年金 ※受給要件を満たしている必要があります。
	遺族基礎年金	国民年金加入者や保険料の納付(免除も含む)期間が25年以上ある人が死亡したとき、生計を維持されていた18歳未満の子のいる配偶者または子が受け取ることができる年金
第1号被保険者に対する独自給付	寡婦年金	保険料の納付(免除も含む)期間が10年以上ある夫が老齢・障害基礎年金を受けることなく死亡したとき、婚姻期間が10年以上ある妻に60歳から65歳まで受け取ることができる年金
	死亡一時金	第1号被保険者として国民年金保険料を3年以上納めた人が、老齢・障害基礎年金を受けることなく死亡し、その家族が遺族基礎年金を受け取ることができない場合に支給

年金についての問合せ先

▶ 第1号被保険者及び任意加入被保険者の手続き等に関すること

市役所年金医療課国民年金係

▶ 保険料納付、年金の記録、年金受給者の手続き等に関すること

京都南年金事務所 ☎075-644-1165

国民健康保険

☎ 国民健康保険課 ☎ 20-8729

国民健康保険

▶ 加入・脱退 14日以内に届け出を

国保に加入するとき

- ほかの市区町村から転入したとき
- 職場の健康保険などの資格がなくなったとき
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき
- 外国籍の人で3カ月を超えて日本に滞在すると認められたとき

国保を脱退するとき

- ほかの市区町村へ転出するとき
- 職場の健康保険などに加入したとき
- 亡くなったとき
- 生活保護を受けはじめたとき

次ページへ続く

◆ **こんなときは届出を**

こんなとき		届け出に必要なもの	
加入するとき 国保に	ほかの市区町村から転入してきたとき		
	職場の健康保険をやめたとき	<input checked="" type="checkbox"/>	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	<input checked="" type="checkbox"/>	被扶養者でなくなった証明書
	子どもが生まれたとき	<input checked="" type="checkbox"/>	保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	<input checked="" type="checkbox"/>	生活保護受給証明書
	外国籍の人が加入するとき	<input checked="" type="checkbox"/>	パスポート
やめるとき 国保を	ほかの市区町村に転出するとき	<input checked="" type="checkbox"/>	保険証
	職場の健康保険に加入したとき	<input checked="" type="checkbox"/>	国保と職場の両方の保険証(後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	<input checked="" type="checkbox"/>	国保と職場の両方の保険証(後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの)
	国保被保険者が亡くなったとき	<input checked="" type="checkbox"/>	保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 葬祭を行った証明書
その他	生活保護を受け始めたとき	<input checked="" type="checkbox"/>	保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 生活保護受給証明書
	市内で住所が変わったとき		
	世帯主や氏名が変わったとき	<input checked="" type="checkbox"/>	保険証
	世帯が分かれたり、いっしょになったりしたとき		
	修学のため、別に住所を定めるとき	<input checked="" type="checkbox"/>	保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 在学証明書
	保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	<input checked="" type="checkbox"/>	使えなくなった保険証など
雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当するとき	<input checked="" type="checkbox"/>	保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証	

マイナンバーカード(個人番号カード)、またはマイナンバーのわかる書類と本人確認書類

※世帯主に変更があった場合は、その世帯全員の保険証が必要となります。

国民健康保険の給付

◆ **自己負担割合**

小学校入学前 **2割** 小学校入学後～70歳未満 **3割** 70歳以上75歳未満 **2割または3割**

療養費の支給

保険証を提示せず治療を受けた場合、また治療に伴ってコルセットなどの治療用装具・9歳未満の小児の弱視等治療用眼鏡等を作った場合などは、療養費支給の申請手続きをすると、審査のうえ、かかった費用から自己負担割合を除いた金額を支給します。

手続きに必要なもの

- 保険証
- 診療報酬明細書(レセプト)、領収書
- 補装具等を必要とした医師の証明書等
- 世帯主の預金口座番号

◆ **出産育児一時金の支給**

被保険者が出産したとき、出産児1人につき42万円または40万8千円(令和3年12月31日以前の出産は40.4万円)を支給します。妊娠85日以上であれば死産でも支給対象になります。ただし、職場の健康保険に1年以上加入の本人が、職場の健康保険を脱退後6カ月以内に産した場合は職場の健康保険から支給を受けることができます。

■ **出産育児一時金直接支払制度**

病院等から請求される出産費用について、原則42万円の範囲内で国保から病院等に出産育児一時金を直接支払うことになるため、事前に多額の現金等を準備する必要がなくなります。

手続きに必要なもの

- 保険証 世帯主の預金口座番号
- 母子健康手帳
- 出産一時金医療機関直接支払制度同意書(合意書)
- 医療機関から交付された費用の内訳の記載された領収・明細書(産科医療補償制度加入医療機関で産した場合は制度対象分娩であることを証明する印が押印されたもの)

▶ 高額療養費の支給

同じ人が同じ月に同一医療機関に支払った一部負担金が自己負担限度額を超える場合などは、申請により限度額を超えた分を支給します。ただし、70歳未満と70歳以上75歳未満では自己負担限度額は異なります。

手続きに必要なもの

- 保険証
 領収書 世帯主の預金口座番号

▶ 限度額適用認定証等の申請

医療費が高額になる場合、「限度額適用認定証」(同一世帯の世帯主及び国保被保険者が市民税非課税の世帯は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」)を医療機関に提示することで、一医療機関での一部負担金の支払いが自己負担限度額までで済みます。該当する人は事前に認定証の交付申請をしてください。

手続きに必要なもの

- 保険証

▶ 高額介護合算療養費の支給

前年8月～7月の医療保険と介護保険の自己負担額それぞれの限度額を適用後の額を合算して基準額(年額)を超えたときは、その超えた分を支給します。

手続きに必要なもの

- 保険証 世帯主の預金口座番号
 期間中医療保険や介護保険に異動があった場合は、その自己負担額証明書

▶ 交通事故の治療費

自動車事故など第三者の行為による傷病も保険診療を受けることができます。ただし、その場合は必ず国民健康保険課に至急届け出てください。本来、このような場合の医療費は加害者が支払い義務を負うもので、国保が負担した医療費は、後日、加害者へ請求することになります。届出がないままに治療を受けたり示談をしたりすると、後でトラブルの原因になります。

手続きに必要なもの

- 保険証 印かん 事故証明書(後日でも可)

▶ 入院時の食事療養費

入院中の食事にかかる費用は1食につき460円の自己負担が必要ですが、市民税非課税世帯の人は減額認定証の交付を受け、医療機関に提示することで1食につき210円になります。減額認定を受けてからの入院日数が過去1年間に90日を超えるときは、手続きをする事で91日目から1食につき160円になります。

手続きに必要なもの

- 保険証 減額認定証
 過去一年間に90日を超える入院が確認できる書類

▶ 葬祭費の支給

被保険者が死亡したとき、葬祭執行者に5万円を支給します。

手続きに必要なもの

- 葬祭執行者を確認できるもの(会葬礼状または葬儀の領収書等)
 葬祭執行者の本人確認ができるもの

保険料

国民健康保険の保険料のお知らせは、納付義務者である世帯主あてに送ります。

保険料は、加入者の所得や人数等に応じて計算します。

▶ 保険料の納め方

■ 特別徴収(年金からの天引き)

対象者 次の条件にすべて該当する世帯

- 加入者全員が65～74歳
- 世帯主が介護保険料特別徴収対象者
- 世帯主の年金の年額が18万円以上
- 国保と介護の保険料の合計額が特別徴収対象となる年金の支給額の1/2以下
- 保険料の口座振替を利用していない

■ 普通徴収(納付書または口座振替により納付)

対象者 特別徴収の事由に該当しない世帯

⇨ 特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳ドック
 受診助成は92ページへ。

後期高齢者医療制度

宇治市が加入する京都府後期高齢者医療広域連合が運営を行います。届出や申請の受付などは市役所が行います。

対象者

75歳以上の人と、65歳以上75歳未満で一定の障害があると広域連合の認定を受けた人です。

加入するとき

75歳の誕生日当日からです。また65歳以上75歳未満で一定の障害があると広域連合の認定を受けた日です。

保険料

被保険者一人ひとりが、後期高齢者医療の保険料を納めます。

国保や会社の健康保険の扶養家族であった人も75歳になると保険料を負担することになります。

医療費の負担

医療機関での窓口負担は1割ですが、一定以上所得のある方は2割、現役並み所得者は3割負担です。

▶このようなときは市役所に届け出をしてください。

■資格の取得と喪失の手続き

こんなとき	届け出に必要なもの	いつまで
京都府外から転入したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 負担区分等証明書	14日以内に
京都府外へ転出するとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証	14日以内に
京都府内で住所が変わったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証	14日以内に
死亡したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証	14日以内に
生活保護を受けるようになったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証	14日以内に
65歳をすぎて一定の障害のある状態になったとき(任意)	<input checked="" type="checkbox"/> 障害の程度が確認できる書類(国民年金[障害年金]の証書・身体障害者手帳等)	※一定程度の障害者になったとき

※一定程度の障害についてはお問い合わせください。

▶このようなときは市役所に届け出をしてください。

■医療費の払い戻しの手続き

こんなとき	申請に必要なもの
やむを得ず保険証を使わないで診療を受けたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 診療内容明細書 <input checked="" type="checkbox"/> 領収書 <input checked="" type="checkbox"/> 預(貯)金通帳
海外で診療を受けたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 診療内容明細書 <input checked="" type="checkbox"/> 領収明細書 <input checked="" type="checkbox"/> パスポート <input checked="" type="checkbox"/> 同意書 <input checked="" type="checkbox"/> 日本語翻訳文 <input checked="" type="checkbox"/> 預(貯)金通帳
骨折・脱臼などで、柔道整復師の施術を受けたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 施術内容明細書 <input checked="" type="checkbox"/> 領収書 <input checked="" type="checkbox"/> 預(貯)金通帳
医師が必要と認めた、はり・灸・あんま・マッサージなどを受けたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 施術内容明細書 <input checked="" type="checkbox"/> 医師の同意書 <input checked="" type="checkbox"/> 領収書 <input checked="" type="checkbox"/> 預(貯)金通帳
医師の指示によりコルセット等の治療用装具を購入したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 医師の意見書・装具装着証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 領収明細書 <input checked="" type="checkbox"/> 写真(靴型装具の場合のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 預(貯)金通帳

■その他の申請

移送費	移動が困難な重病人が緊急的にやむを得ず医師の指示により転院などの移送に費用がかかったとき、広域連合が必要と認めた場合に支給されます。
訪問看護療養費	医師の指示により訪問看護ステーションなどを利用した場合、費用の一部を支払うだけで、残りは広域連合が負担します。
葬祭費	被保険者が死亡した際、喪主に対して葬祭費を支給します。葬祭を行ったことが確認できる書類(葬祭執行者(喪主)の氏名が明記されているもの)と、喪主の口座番号を持って申請してください。

▶交通事故にあったとき

交通事故など第三者の行為によってけがをした場合でも、届け出により保険証を使って診療を受けられます。

- 示談の前に必ず市役所に相談してください。
- ⇒健康診査・人間ドック受診助成は92ページへ。
- ⇒後期高齢者歯科健診は91ページへ。

各種健(検)診

事前に市への申込みが必要な健(検)診があります。

対象者・場所・受診方法・実施期間などは市政だより(5月頃)・市ホームページ等でお知らせしますので、確認してください。

種類	対象者	自己負担額(円)	内容
特定健診・健康診査	※年度中に40歳以上	無料	問診 身体計測 尿検査 理学的検査 血液検査 (医師の判断により貧血検査、心電図、眼底検査)
大腸がん検診	受診日に40歳以上	600	免疫便潜血検査
乳がん検診	受診日に40歳以上の女性(2年に1回)	1,600	問診 マンモグラフィ検査 視触診(選択制)
子宮頸がん検診	受診日に20歳以上の女性(2年に1回)	1,600	視診 内診 細胞診
前立腺がん検診	受診日に50歳以上の男性(2年に1回)	700	血液検査
肝炎ウイルス検診	年度中に40歳以上(過去に未受診の人)	700	血液検査
胃がん検診	受診日に40歳以上	1,400	胃部バリウム検査
肺がん検診	受診日に40歳以上	無料 (たんの検査者は 容器代300円)	胸部レントゲン検査 たんの検査(必要者のみ)
結核健診	受診日に65歳以上	無料	胸部レントゲン検査
成人歯科健診	40歳・50歳・60歳・70歳	無料	口腔内診査
後期高齢者歯科健診	前年度75歳	無料	口腔内診査 嚥下機能検査

※国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している40歳以上の人(年度末までに40歳になる人を含みます)、当該年度の間ドック受診補助対象者を除きます。

〈以下は広告スペースです〉



地域とつながる
笑顔がつながる

宇治病院
ケアプランセンター
訪問リハビリテーション
訪問看護ステーション
平成老人保健施設
福祉用具サービス

社会福祉法人
あじろぎ会

宇治市五ヶ庄芝ノ東54-2
☎0774-32-6000(代表)

笠取ふれあい福祉センター
宇治市西笠取下荘川西7-2
☎075-573-2002
<http://www.uji-hosp.or.jp/>

岡本で年に一度は検診を
当院は宇治市の各種健康診査・がん検診の協力医療機関です

各種健康診査 がん検診 ドック

お問い合わせは健診部門まで / 月・土 9:00-17:00
0774-48-5611 (直通)

社会医療法人 岡本病院(財団)
京都岡本記念病院
京都府久世郡久御山町佐山西ノ口100番地 TEL.0774-48-5500(代表)

無料送迎バスが
複数ルートで宇治市
各所を運行しています



歯科医院を支える縁の下の力持ちです。
義歯専門歯科技工所
デンタルプレジデント



IBA義歯設計法の義歯
設計装置(特許番号6624540)

入れ歯
製作

Co-Cr床・チタン床
保険床・マグネット義歯
アタッチメント義歯
ノンクラスプデンチャー
審美ナイスデンチャー等

宇治市横島町十一-135-1
TEL・FAX 0774-20-2134
<https://www.iba-denture.com/>

特定保健指導

健康づくり推進課

国保特定健診等を受けた結果、内臓脂肪の蓄積の程度と危険因子(高血圧・高血糖・脂質異常など)から、生活習慣の改善の必要性が高い人には、個別に特定保健指導の案内をします。

特定保健指導では、今の健康状態を確認しながらその人にあった食生活や運動など、普段の生活習慣の改善方法について保健師や管理栄養士などがともに考え、よりよい健康管理や重大な生活習慣病の発症予防が図れるよう、その人の取り組みを支援します。

人間ドック・脳ドック受診補助

健康づくり推進課

国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している35歳以上の人(受診日時点)を対象に、人間ドック・脳ドック受診料の補助を実施します。詳しくは、4月頃の市政だよりに掲載します。

※ただし、後期高齢者医療制度に加入している人は、人間ドックのみとなります。

健康づくり講座(無料・予約制)

健康づくり推進課

20歳以上の人を対象に、それぞれの年代に合わせた健康講座を行っています。

保健師や管理栄養士、運動講師が、あなたにオススメの健康情報をお届けします。

会場や日時などの詳細は、開催1~2カ月前の市政だよりに掲載します。

対象	講座名
20~49歳 (保育あり)	レディース講座
20~64歳 (保育あり)	からだメンテナンス講座~リフレッシュ編~
	からだメンテナンス講座~筋トレ編~
	塩ヘル活チャレンジ30
小学1~4 年生の子と 保護者	骨粗しょう症予防講座
	時短!カンタン!適塩ワンプレート講座
65歳以上	夏休み!親子DE運動講座
	プロから学ぶ65からの本格筋トレ~基礎編~
	プロから学ぶ65からの本格筋トレ~応用編~
	管理栄養士から学ぶ65からの本格栄養講座

※講座名・講座内容は変わることがあります。



レディース講座



塩ヘル活
チャレンジ30



プロから学ぶ
65からの本格筋トレ
~基礎編~

〈以下は広告スペースです〉



医療法人 徳洲会
宇治徳洲会病院

無料送迎バス

近鉄小倉駅	京阪宇治駅/JR宇治駅方面
久御山団地方面	宇治田原方面
京阪中書島方面	桃山南口方面
近鉄大久保駅方面	

※ 運行時間・ルート等、ホームページをご確認ください

- 救命救急センター
- 地域がん診療連携拠点病院
- 地域周産期母子医療センター
- 地域災害拠点病院
- 地域医療支援病院
- DPC 特定病院群

☎ 0774-20-1111

あなたのリフォームをサポートします。

どんな工事も
自社でこなせる。
だから
アフターサービスも
迅速で万全!!

業務内容

- オール電化施工
- 内装工事全般
- 給湯機・ふろ釜
- 浴室リフォーム
- キッチンリフォーム
- トイレリフォーム
- 化粧洗面台
- バリアフリー

修理

- 水道
- 給湯
- ガス
- 電気
- 排水(つまり)
- 水漏(防水)
- タイル
- 什物の修理

創業50年の実績と信頼

有限会社 **紀洲風呂**

枚方市長尾家具町1-10-2
枚方市上水道指定店・ガス簡易内管施工店/大阪府知事許可(般-1)第122815号

TEL.072-856-2626

紀洲風呂 検索へアクセス

出前講座(無料・予約制)

間 健康づくり推進課

サークルや地域の集まりの場など、ご依頼があれば、保健師や管理栄養士が、健康のお話や体操などに伺います。詳しくは健康づくり推進課にお問い合わせください。

成人健康相談(無料・予約制)

間 健康づくり推進課

「健康診断結果の見方が知りたい」「食生活を見直したい」「ダイエットしたい」など、お悩みはありませんか？保健師や管理栄養士にお気軽にご相談ください。電話相談は随時しています。健康づくり推進課までお問い合わせください。

相談内容	場所	日時
保健師または管理栄養士による健康相談 ※必要に応じて血圧や体脂肪等の測定、尿検査、血糖測定	うじ安心館5階健康相談室 ※自宅訪問もあり	希望に応じて調整

健康展

間 健康づくり推進課

毎回テーマを決めて、健康に関する展示や各種測定を実施しています。

場 所 市民ギャラリーコーナー

日 時 開催前に市政だよりでお知らせします。



献血

間 健康づくり推進課

全国的に10~30代の献血者が減少しています。一人でも多くの方のご理解とご協力をお願いします。献血後、希望者には血液検査の結果が通知されます。



実施場所

実施日程・場所などは市政だよりでお知らせします。

対象者

	200ml献血	400ml献血
年齢※	男女とも 16~69歳	男性:17~69歳 女性:18~69歳
体重	男性:45kg以上 女性:40kg以上	男女とも50kg以上
年間献血回数	男性:6回以内 女性:4回以内	男性:3回以内 女性:2回以内
献血の間隔	4週間後の同じ曜日 から献血が可能	男性は12週間後、女性 は16週間後の同じ曜日 から献血が可能

※65歳以上の人の献血については、健康を考慮し、60~64歳の間に献血経験がある場合に限りま。

休日・夜間の急患診療

間 健康づくり推進課

▶ 休日急病診療所 ☎39-9430

休日において緊急に医療を必要とする方を対象に応急的な診療を行います。

診療科目 内科、小児科、歯科

診療日 日曜、祝日、振替休日、年末年始(12月31日~1月3日、歯科のみ12月29日~)

受付時間 内科・小児科: ☎9時~11時、12時半~16時(予約制)
<当日予約専用電話番号> ☎39-9376

歯 科: ☎9時半~11時半、13時~14時半

診察時間 内科・小児科: ☎10時~12時、13時~17時
歯 科: ☎10時~12時、13時~15時

場 所 うじ安心館5階 (市役所向かい)

※流行している感染症の状況等により、受付時間や診療科目などを変更する可能性があります。

次ページへ続く

〈以下は広告スペースです〉



えんどう整骨院

ENDO Seikotsuin

ご予約優先	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:00	●	●	●	●	●	●	/
16:00~20:00	●	●	★	●	●	★	/

★…完全予約制

京都大学宇治キャンパス前
 JR「黄檗駅」より徒歩約4分
 京阪「黄檗駅」より徒歩約5分

P有り





ご予約
お問合せは ☎0774-26-8622

宇治市五ヶ庄平野57-30

えんどう整骨院 宇治 検索 <https://endoseikotsu.com/>



小児救急医療機関

小児科専門医が休日や夜間に小児救急患者を診察します。

希望する人はまず、電話にて各病院にお問い合わせください。

- 宇治徳洲会病院 (☎20-1111)
救命救急センター、24時間小児救急体制を実施
- 京都田辺中央病院(京田辺市) (☎63-1111)
24時間小児救急体制を実施
- 男山病院(八幡市) (☎075-983-0001)
平日金曜の☎18時～翌朝8時

- 京都きづ川病院(城陽市) (☎54-1111)
日曜・祝日の☎9時～13時

小児救急電話相談

休日・夜間の子どもの急な病気に医療機関を受診した方が良いかどうか、看護師または小児科医に電話で相談できます。

相談時間 年中無休 ☎19時～翌朝8時
(土曜(祝日・年末年始を除く)は15時～)

電話番号 #8000
(繋がらない場合、☎075-661-5596)

歯科サービスセンター

☎39-9430

一般の歯科診療所では診察が困難な心身障害児・者を対象に歯科診療を行います。

診療日時 毎週水曜☎13時半～15時半(予約制)

場所 うじ安心館5階 (市役所向かい)

対象者 市内にお住いの身体障害者手帳、療育手帳または特別児童扶養手当証書の交付を受けている人

〈以下は広告スペースです〉

あなたにあった快適で暮らしやすい「新しい住まいのかたち」

社会福祉法人が運営するサービス付き高齢者向け住宅

ハーモニー東風館 <http://www.kurashino-harmony.or.jp/>

訪問介護・定期巡回サービス併設

広々とした多様な共用空間で快適な時間を過ごそう

サービスが有効に活かした住居でいきいきと暮らそう

TEL 0774-31-3535 ●事業主/社会福祉法人 ぐらしのハーモニー

〒611-0002 宇治市木幡金草原14-4 資料請求・見学受付/9:00～17:00

■アクセス
JR奈良線 六地藏駅から徒歩10分
地下鉄東西線 六地藏駅から徒歩10分
京阪宇治線 六地藏駅から徒歩15分

高齢者福祉

☎健康づくり推進課 ☎20-8793
年金医療課 ☎21-0413
長寿生きがい課 ☎20-8712

認知症施策

☎長寿生きがい課

教室名等	内容
認知症あんしんサポーター養成講座	認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する市民を養成します。
認知症家族支援プログラム	認知症の人を介護している介護者家族に対し、専門家の講義等により認知症の理解を促進し、仲間づくりを行って、心身ともに介護負担の軽減を目指します。(年6回)
認知症家族支援プログラムOB会	認知症の人を介護している介護者家族に対し、仲間づくりを行い、交流を通じて心身ともに継続して介護負担の軽減を目指します。(年12回)
認知症初期集中支援チーム	認知症の心配がある方に対し、専門職が訪問し、必要な支援に向けてのサポートをします。
れもんカフェ(認知症対応型カフェ)	地域の人や認知症の人等が集う居場所、社会参加できる場、生きがいづくり、ピアサポートの場として実施します。(年36回以上)
宇治市高齢者等SOSネットワーク	認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者等の情報を事前に登録いただくことで、行方不明になられた場合に、すみやかに関係機関と連携・情報共有し、早期に発見保護することを目的とした取り組みです。
対象者	市在住で認知症等により行方不明になるおそれのある65歳以上の人、または認知症の診断を受けた64歳以下の人
登録期間	3年度間(更新有)



介護予防事業

☑ 長生きがい課

教室名等	内容
パワリハ トレーニング教室	高齢者向けトレーニング機器等を使った運動の実施(週2回3カ月)
スロー トレーニング教室	全身のバランスや持久力向上等を目的とした運動の実施(週1回6カ月)
スロー トレーニング教室 (ミックス)	運動による全身のバランスや持久力向上に加え、栄養や口腔、認知機能の向上を目指した複合型教室の実施(週1回6カ月)
はつらつ トレーニング教室	心身の健康を保つために運動・栄養・口腔・認知機能の向上及び仲間づくりを目指した複合型教室の実施(週1回6カ月)
あたまイキイキ 教室	認知症や高齢期の健康管理について学び、介護予防に向けた活動が広く実施されることを目的とした教室の実施(週1回6カ月)
脳活性化教室	レクレーションや体操等参加者同士の交流や、認知症や介護予防について学び、高齢期の健康管理を目的とした教室
セルフパワリハ	高齢者向けトレーニング機器を使った運動の実施
B型リハビリ教室	閉じこもり予防のための教室を小学校区ごとに開催
ボランティア 研修会	介護予防事業の参加者を支援するボランティアのための研修会を実施

老人福祉医療費支給制度

☑ 年金医療課

65歳以上70歳未満で所得要件などの基準を満たしている人が、医療機関などを受診した場合の保険診療の自己負担額の一部を助成する制度です。

対象者

65歳から69歳の健康保険に加入している所得税非課税世帯の人。

※ただし、後期高齢者医療制度・他の福祉医療制度・生活保護を受けている人を除きます。

申請に必要なもの

- 保険証 印かん
- 他市町村からの転入の場合、本人のほか転入の扶養義務者の住民税(非)課税証明書(所得控除・扶養状況などのわかるもの)

※転入の時期により、必要となる証明書の年度が異なりますのでご注意ください。

その他(医療費給付について)

受給者証を交付された人は、京都府内の医療機関などで保険証と受給者証を提示することで医療機関などの窓口で助成を受けられますが、京都府外の医療機関などの場合は、いったん通常の自己負担金を支払った後、領収書を添付のうえ、支給申請書を年金医療課窓口へ提出されると、助成金の給付が受けられます。必要書類は、お問い合わせください。

次ページへ続く

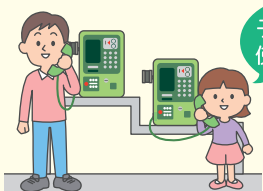
〈以下は広告スペースです〉

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。


高さの違う公衆電話



子どもでも使える高さ

子どもや車いすの方などさまざまな方に対応できる高さの異なる公衆電話。

高さの違う2種類の手すり



どんな世代でも使いやすい

身長や身体的能力に合わせて使える高さの違う手すり。

みんなが使いやすい

ウチシルベ高齢者住宅仲介センター

老人ホーム探しと不動産のことなら

サ高住・高齢者施設の無料紹介
引越・家財処分・自宅売却・賃貸紹介
空き家管理・相続(遺言)相談・リフォーム



1974年設立 **株式会社 都ハウジング**

京都市伏見区深草キト口町30-12

☎075-645-3191
info@miyako-h.co.jp

都ハウジング 

重度心身障害老人健康管理事業

■ 年金医療課

後期高齢者医療被保険者で、一定以上の障害がある人が、医療機関などを受診した場合の保険診療の自己負担額を助成する制度です。

■ 対象者

身体障害者手帳1級、2級、3級(3級は療育手帳保持者のみ)または療育手帳A、Bの交付を受けている人(年齢制限、所得制限あり)。

■ 申請に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証 印かん
他市町村からの転入の場合、本人のほか転入の扶養義務者の住民税(非)課税証明書(所得控除・扶養状況などのわかるもの)

※転入の時期により、必要となる証明書の年度が異なりますのでご注意ください。

身体障害者手帳または療育手帳

■ その他(医療費給付について)

対象者証を交付された人は、京都府内の医療機関などを受診した場合、対象者証を提示することで医療機関などの窓口で助成を受けられますが、京都府外の医療機関などの場合は、いったん通常の自己負担金を支払った後、領収書を添付のうえ、支給申請書を年金医療課窓口へ提出されると、助成金の給付が受けられます。必要書類は、お問い合わせください。

高齢者予防接種費用助成

■ 健康づくり推進課

高齢者のインフルエンザや肺炎の発病予防や重症化予防のための予防接種です。

▶ 高齢者等インフルエンザ予防接種

対象 接種日に満65歳以上の人※

実施時期 市政だより及び市ホームページ等でお知らせします。

▶ 高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種

対象者 年度内に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる人のうち、過去に23価の肺炎球菌ワクチンを接種したことがない人※

実施時期 市政だより及び市ホームページ等でお知らせします。

※接種費用を免除する制度がありますので、申し込み方法等については健康づくり推進課へお問い合わせください。又、60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓または呼吸器の機能障害で極度に日常生活が制限されている人及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に介助なしでは日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人も対象となります。該当する人は事前申請が必要です。かかりつけ医に確認後、健康づくり推進課へお問い合わせください。

高齢者の在宅生活の支援

■ 長寿生きがい課

▶ 安心して在宅生活を送るためのサービス

※すべて宇治市民の人が対象になります。詳しくは長寿生きがい課へお問い合わせください。

■ 要介護者等の住宅改造費の助成

要介護者等の住宅を改造する場合に、その費用の一部を助成します。

対象者 介護保険の認定を受け、市内に所在する住宅に居住する人

■ 介護予防安心住まい推進事業

住宅の改修工事に要した費用の一部を助成します。

■ 対象者

- 65歳以上の市民税非課税世帯の人
- 介護保険の認定を受けていない人(認定申請中の人は対象外)
- 対象となる高齢者が居住している住宅が市内にある人
- チェックリストにおいて運動器の機能低下が見られ、近い将来、介護保険の認定を受けるおそれがあると認められる人

■ 建築士による住宅改修相談

1級建築士が訪問し、住宅を改修するためのアドバイスをを行います。相談料は無料です。

対象者 介護保険の認定を受け、市内に住宅がある人

日時 毎月1回定例日を設けて実施(第3火曜日)

■ 家具等転倒防止金具等購入費の助成

災害時における家具等の転倒防止金具等を設置する費用を助成します。

対象者 65歳以上で市民税非課税世帯の人

■ 火災警報器の給付

火災警報器の給付を行います。

対象者 満65歳以上の一人暮らしで、市民税非課税の人

■ 日常生活用具の給付

電磁調理器や自動消火器の給付を行います。

対象者 在宅の満65歳以上の一人暮らしで市民税非課税の人

■ 緊急通報装置(シルバーホン)の設置

緊急事態が起こった場合に、ボタンひとつ押すだけで消防本部に連絡がとれる緊急通報装置を貸与、設置します。

■ 対象者

65歳以上で、一人暮らしの高齢者または65歳以上で未成年者、重度の心身障害者、ねたきりの配偶者と同居している人

※所得税非課税の方は月額使用料の自己負担を助成する制度があります。ご相談ください。



■ 高齢者福祉電話貸与・電話料助成

低所得の一人暮らしの高齢者または高齢者世帯で、電話によって安否確認や各種相談を行う必要のある人に、福祉電話を貸与・設置します。設置した人には、毎月の基本料及び通話料(月額300円を上限)を助成します。

対象者

所得税非課税の65歳以上の一人暮らしの高齢者または高齢者世帯で現に電話のない人

■ 在宅ねたきり者へのリサイクル福祉用具の貸与

市民等からリサイクル用に寄付された福祉用具を有効活用するため、特殊寝台、車いすなどを貸与します。

対象者

40歳以上で、疾病、負傷等により家庭においてねたきりの状態にある人またはこれに準ずる状態にある人

▶ 在宅で介護されている方へのサービス

※すべて宇治市民の人が対象になります。詳しくは長寿生きがい課へお問い合わせください。

■ 認知症等高齢者家族介護者へのGPS機器の貸与

位置探索ができる機器を貸与します。機器利用にかかる初期費用と月額利用料金を助成します。

対象者

40歳以上で、認知症などの理由により、行方不明になるおそれのある市民を常時介護している家族

■ 介護者のリフレッシュ

介護者が日常の介護から一時的に離れ、身体的・精神的にリフレッシュしていただけるよう、交流会をはじめとする文化教養行事等を開催します。

対象者

介護保険の認定を受けた人を在宅で介護している家族等

■ 紙おむつ等の給付

紙おむつ等の給付を行います。

対象者

在宅で生活している要介護4・5で市民税非課税の人を介護している家族で、本人を控除対象配偶者または扶養親族とする人が市民税非課税であることが必要です。

■ 家族介護慰労金の支給

要介護4・5で低所得世帯の要介護高齢者等を介護保険のサービスを利用せずに(10日以内のショートステイを除く)1年間在宅で介護している主たる介護者1人に年1回、介護慰労金10万円をお渡しします。(該当すると思われる人には、市より、申請に関する案内を送付しています。)

■ 障害者控除対象者認定書の発行

寝たきりや認知症の高齢者に対して、障害者控除対象者認定書を発行します。所得税や市、府民税の申告時に本人またはその扶養者が障害者控除の適用を受けることができます。ただしすでに身体障害者手帳などで控除を受けている人、非課税で申告する必要のない人は対象になりません。

■ 介護知識・技術習得教室

介護者の適切な介護知識・技術等の習得を目的とした教室等を開催します。

対象者

介護保険の認定を受けた人を在宅で介護している家族等(介護者または要介護者が市民)

▶ 健康・生きがいづくりのためのサービス

※すべて宇治市民の人が対象になります。詳しくは長寿生きがい課へお問い合わせください。

■ 老人園芸ひろば

満60歳以上の人を対象に、土地を3年間貸与し、園芸を楽しんでいただきます。利用されるにあたり、協力金を納めていただきます。

募集については、市政だより等でお知らせします。

■ 老人運動ひろば

ゲートボールやグラウンド・ゴルフ等のひろばを開設しています。現在市内に1カ所(新成田)あり、利用できる人は60歳以上の人です。

■ 浴室・デイルームの開放

高齢者の憩いの場として、地域福祉センターなどの浴室・デイルーム・娯楽室を無料で開放します。

対象者

60歳以上の人

開放時間

娯楽室・デイルーム 9時～17時

浴室 13時～15時

■ 敬老月間

9月を「敬老月間」と位置づけ下記事業を実施します。多年にわたり社会に貢献されてきた高齢者に対し、長寿をお祝いし、感謝の意を伝えることを目的としています。

■ 喜老会(老人クラブ)

おおむね60歳以上の人による老人クラブです。心と体の健康活動、互いに支え合う友愛活動、地域での奉仕活動を通して、明るく楽しいまちづくりを進めています。詳しくは宇治市連合喜老会(☎24-0187)へお問い合わせください。

■ 高齢者アカデミー

京都文教大学・京都文教短期大学にて、現役の大学生とともに科目の履修等ができる高齢者アカデミーを開校しています。(受講料は一部受講者負担)

対象者

●65歳以上の人

●2年間(1年=春期・秋期)を継続して受講できる人

■ 宇治市シルバー人材センター

高齢者の知識・経験・技能を社会に活かすため、会員に合った仕事を提供し生きがいづくりの充実を目指します。

次ページへ続く



依頼内容

家具の移動・運び出し、家事補助、植木の剪定、草刈り、大工仕事、掃除など

詳しくは、シルバー人材センター(☎20-1734)へお問い合わせください。

■宇治市老人福祉センターサークル協議会(U・S・K)

宇治市総合福祉会館で活動する各サークルの自主活動の向上と緊密な連携を図り、広く社会福祉への貢献と学習活動の交流を深めることを目的としたサークルです。詳しくは宇治市社会福祉協議会事務局(☎22-5650)へお問い合わせください。

■宇治源輝人(うじげんきびと)講座

いつまでも元気ではつらつと輝く人生を送るためのヒントを学ぶ講座です。

こんな人におすすめ

- 超高齢社会での生き方に関心がある
- 健康長寿を目指している
- 住み慣れた地域で活躍したい

地域包括支援センター情報

☎長寿生きがい課

地域包括支援センターは、宇治市が設置する高齢者総合相談窓口です。高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で健やかに安心して生活をしていけるよう、介護、福祉、健康、医療などのご相談に応じています。

主任ケアマネジャー、保健師・看護師、社会福祉士などの専門職が連携してみなさんの生活を支えています。

名称	住所	電話番号	FAX
東宇治北地域包括支援センター	木幡金草原43「ハーモニーこはた」内	33-8270	33-8284
東宇治南地域包括支援センター	五ヶ庄折坂5-149「東宇治地域福祉センター」内	38-1250	38-2347
南部・三室戸地域包括支援センター	菟道岡谷16-3「宇治明星園」内	23-6115	23-6118
中宇治地域包括支援センター	宇治琵琶1-3「宇治市福祉サービス公社中宇治事業所」内	28-3180	28-3190
槇島地域包括支援センター	槇島町郡50-1「宇治さわらび園」内	21-6605	21-6860
北宇治地域包括支援センター	小倉町西畑1-4「小倉デイサービスセンター」内	21-8123	21-6800
西宇治地域包括支援センター	小倉町山際63-1「西小倉地域福祉センター」内	28-6180	22-4094
南宇治地域包括支援センター	大久保町平盛91-3「平盛デイサービスセンター」内	45-1544	45-2941



健康福祉
▼
高齢者福祉

〈以下は広告スペースです〉

高齢者複合福祉施設
社会福祉法人一竹会
宇治さわらび園

悠
久
の
地
に
ゆ
つ
た
り
と
た
た
ず
む

ケアハウス さわらび
特別養護 老人ホーム
ショートステイ

デイサービスセンター
ホームヘルパーステーション

宇治市槇島町郡 50-1
TEL.0774-21-6603 FAX.0774-21-6860

槇島地域包括支援センター
TEL.0774-21-6605
居宅介護支援事業所 TEL.0774-21-6247
<https://www.i-sawarabi.or.jp/>

会員募集中

働く喜び見つけませんか?

- ◆ 家事援助
- ◆ 簡単な大工仕事
- ◆ 駐車(輪)場管理
- ◆ 植木剪定
- ◆ 除草
- ◆ 筆耕
- ◆ チラシ配布 など

市内在住 60 歳以上の方、
お気軽にお問い合わせ下さい。

(公社)宇治市シルバー人材センター
宇治市宇治東内36-5
☎0774-20-1734 FAX0774-20-0580



介護保険のしくみ・介護保険に加入する人

介護保険制度とは、40歳以上の人が入会者(被保険者)となり介護が必要になったときには、安心して介護サービスを利用できるしくみです。介護サービスが必要になったとき、利用者の負担割合(1~3割)に応じてサービスを利用することができます。利用料の保険給付分(9~7割)は保険料と公費負担(税金)から支払われます。

▶ 加入対象者

■ 第1号被保険者(65歳以上の人)

介護や支援が必要であると認定を受けた人は、介護保険のサービスが利用できます。

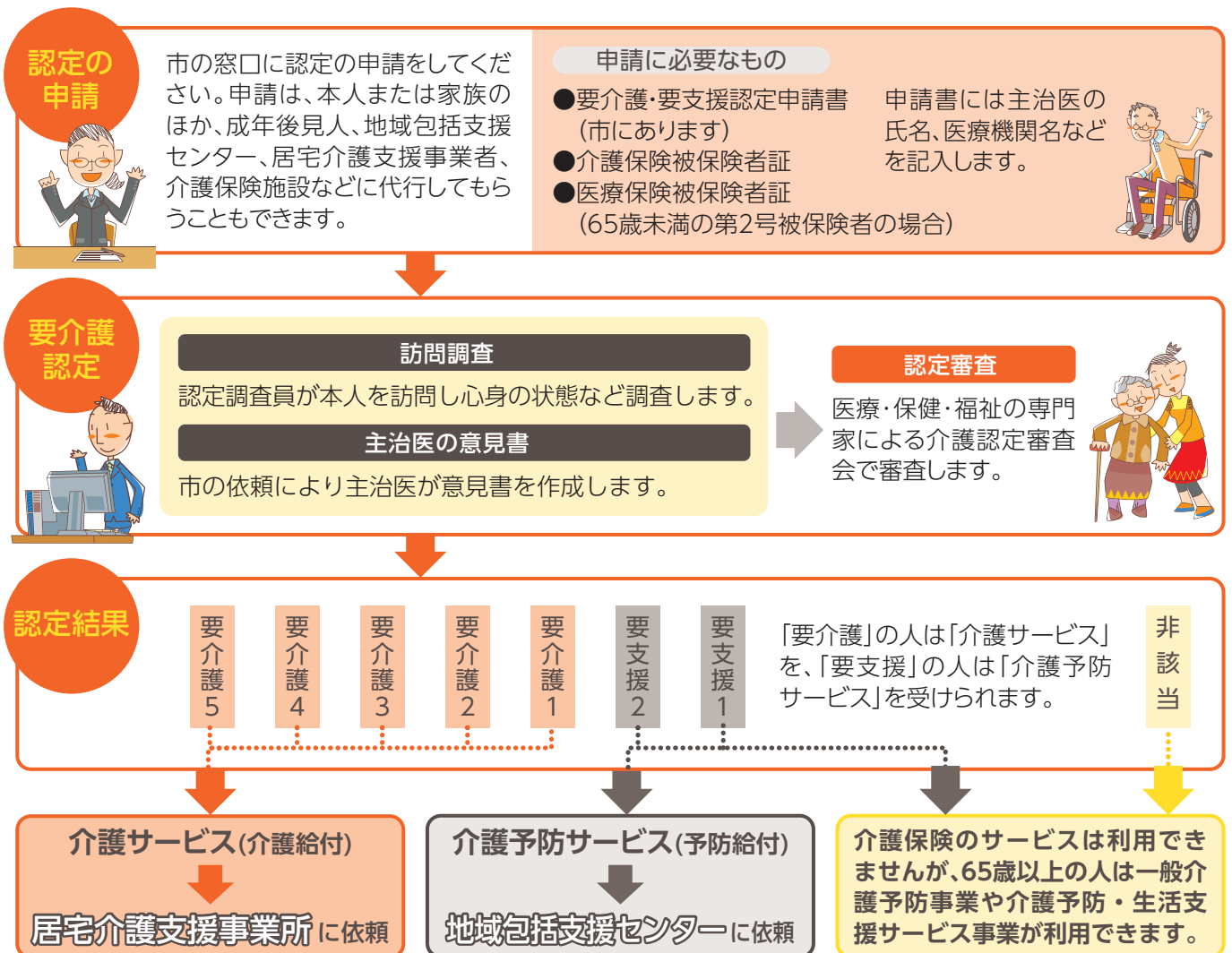
■ 第2号被保険者(40~64歳の人で医療保険に加入している人)

加齢が原因とされる特定の病気(特定疾病)により、介護や支援が必要であると認定を受けた場合に、介護サービス・介護予防サービスが利用できます。

介護サービス利用の手順

■ 要介護・要支援認定を受ける場合

サービスを利用するためには、市に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。



■ 介護予防・生活支援サービス事業を利用したい場合

地域包括支援センターや市の窓口で基本チェックリストを受けましょう。その結果、日常生活に必要な機能や社会との関わりといった「生活機能」の低下がみられた場合、「介護予防・生活支援サービス事業対象者」と認定され「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます。

サービスの内容は、訪問型サービスと通所型サービスがあります。

次ページへ続く

介護保険で利用できるサービス

次のサービスが利用できます。自分が受けられるサービスの上限などをよく確認して上手に利用しましょう。

▶ 居宅サービス

要介護1～5	要支援1・2
■ 通所して利用する	
通所介護(デイサービス)	通所型サービス
通所リハビリテーション(デイケア)	介護予防通所リハビリテーション(デイケア)
■ 訪問を受けて利用する	
訪問介護(ホームヘルプ)	訪問型サービス
訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション
訪問看護	介護予防訪問看護
居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
■ 在宅での暮らしを支える	
福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具購入(販売)	特定介護予防福祉用具購入(販売)
住宅改修費支給	介護予防住宅改修費支給
■ 短期間入所する	
短期入所生活介護(ショートステイ)	介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)
短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護
■ 有料老人ホームなど(施設サービスを除く)	
特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護

▶ 施設サービス

要支援1・2の人は利用できません
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ※原則、要介護3以上の人が利用できます
介護老人保健施設
介護療養型医療施設(療養病床など)
介護医療院

▶ 地域密着型サービス

一部サービスを除き、要支援1・2の人は利用できません
小規模多機能型居宅介護
認知症対応型通所介護 ※要支援1・2の人も利用できます
認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ※要支援2の人も利用できます
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※原則、要介護3以上の人が利用できます
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
看護小規模多機能型居宅介護
地域密着型通所介護

〈以下は広告スペースです〉

24時間365日
あなたの「安心」をサポートします

LAHAINA
ラハйна訪問看護ステーション

TEL.0774-51-4502 FAX.0774-32-5444
宇治市木幡南端54番地の4
E-mail. lahaina.kango@kcn.jp

「困ったときはお互い様」の精神で、
制度では行き届かないところの手助けをさせていただきます。

全国訪問ボランティアナースの会
キャンナス宇治
TEL.090-1485-0817

ベッド・マットレスをクリーニング!!

まるごと!! マットレスを
綺麗に!!

ダニ駆除
洗浄
乾燥

福祉施設等でご使用のベッドなど

ダニcheck

こんなに汚れが!

株式会社 **O's Corporation** 京都本社 宇治市槇島町門32-1
☎0774-46-8210
一般社団法人みんなのために 消毒営業許可 京都府指令2生第626号 HP:https://www.oscorporation.link

障害者手帳

身体障害者手帳

身体の機能に一定以上の障害があると認められた人に交付されます。障害の種類や程度により1級から6級までの等級があり、移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。

申請に必要なもの

- 申請書
- 指定医師の身体障害者診断書・意見書
- 写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm)

療育手帳

知的な障害があり、一定の基準に該当すると認められた人に交付されます。程度によりAとBの区分があります。

申請に必要なもの

- 申請書
- 写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm)

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に交付されます。程度により1級から3級までの等級があります。

申請に必要なもの

- 申請書
- 診断書または障害年金証書
- 写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm)

手帳交付後の変更届について

- 住所、氏名、保護者が変わったとき
- 障害程度が変わったとき(再申請により障害等級が変更することがあります)
- 手帳を紛失、破損したとき
- 本人が死亡したとき

自立支援医療

更生医療

身体障害者手帳を持つ18歳以上の方が、手帳に記載の障害を軽減したり取り除くために必要な医療を指定医療機関で受ける場合に、医療費の自己負担が1割に軽減されます。

対象者

肢体、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語またはそしゃく機能、心臓、腎臓、肝臓、小腸、免疫機能に障害があり、判定により治療が必要と認められた人

育成医療

身体に障害、もしくは将来障害になり得る疾べいがある18歳未満の児童に対し、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療を指定医療機関で受ける場合に、医療費の自己負担が1割に軽減されます。

対象者

肢体、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語またはそしゃく機能、心臓、腎臓、肝臓、小腸、免疫機能等に障害があり、治療によって確実に効果が期待できる人

次ページへ続く

< 以下は広告スペースです >

社会福祉法人 京都悠仁福祉会
京都認知症総合センター

～私たちは利用者様が穏々と心穏やかに、ゆったりと過ごしていただけるように尊敬と思いやりの心をもって支援します。～

ホームページはこちら



〒611-0021 京都府宇治市宇治里尻36番35
特別養護老人ホームヴィラ鳳凰・ケアハウスやまぶき
デイサービスセンターヴィラ鳳凰
TEL:0774-25-2577 FAX:0774-25-2788
京都認知症総合センタークリニック
TEL:0774-25-1110 FAX:0774-25-1108

～心がかよう、心が安らぐ、環境づくり～
武田病院グループ
●JR奈良線「宇治駅」から徒歩 3分
●京阪宇治線「宇治駅」から徒歩10分

宇治市介護タクシー

介護サービス かしはら
宇治市小倉町堀池14-1

ご利用料金
メーター料金+乗降介助料(1,000円)
迎車料金を含む距離制運賃1.2kmまで460円、その後252mごとに80円

貸切料金
30分単位 2,600円(観光・買い物等)

運賃の割引および割増
身体障害者・知的障害者割引 1割引
深夜および早朝割増 2割増

器具貸出料金
車いす 無料
リクライニング車いす 1,000円、ストレッチャー 2,000円

ブンブン介護タクシー

メーター料金	時間制運賃(観光・冠婚葬祭時)
初乗運賃 460円 (1.2kmまで)	30分毎 2,600円
加算運賃 80円 (252m毎)	※車庫出発から降車まで。 ※長距離は除きます。
基本介助料金 1,000円	器具使用料
※お近くでも最低1乗車につき2,500円となります。 ※20:00以降は夜間料金となります。	車椅子 無料
	リクライニング車椅子 1,000円
	ストレッチャー 2,000円

ご利用される方に合わせて、車いす、リクライニング車いす、ストレッチャーを使用させていただきます。移乗介助やお車への乗降介助もお任せください。
お気軽にお問い合わせください。

☎0774-51-4527
☎080-1450-6744

宇治市五ヶ庄西浦39-3
☎090-7873-3294

健康福祉
▼障害者福祉

▶ 精神通院

精神疾患（「てんかん」を含む）の通院治療を受ける場合に、医療費の自己負担が1割に軽減されます。デイケアや訪問看護、院外処方による調剤薬局での薬代についても適用されます。（有効期間は1年）

対象者

精神疾患により、継続的に通院治療を必要とされる人

各種手当・助成・減免

▶ 特別障害者手当

対象者

著しく重度の身体、知的または精神の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人

※このほかにも所得制限などがあります。

▶ 障害児福祉手当

対象者

重度の身体、知的または精神障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の人

※このほかにも所得制限などがあります。

▶ 特別児童扶養手当

身体や精神に中程度以上の障害のある20歳未満の児童を家庭で養育監護している人に支給されます。

対象児童の例

- 療育手帳A及び療育手帳Bの一部（中程度以上の発達障害）
 - 統合失調症等により日常生活に著しい制限が必要な人
 - おおむね身体障害者手帳3級以上（ただし、内部疾患を除く）
 - 長期にわたる安静を必要とする程度の状態である人
- ※このほかにも所得制限などがあります。

▶ 補装具の給付

身体上の障害を補うための用具（補装具）の購入・修理のための費用が支給されます。

対象者

身体障害者または難病等の人で、かつ判定等により補装具が必要と認められた人

補装具の種類例

- 義肢・装具
- 車椅子
- 補聴器
- 眼鏡
- 視覚障害者安全つえ等

▶ 重度心身障害者に対する福祉医療費支給制度

年金医療課

☎21-0413 FAX:21-0406

✉nenkiniryu@city.uji.kyoto.jp

一定以上の障害がある人が医療機関などを受診した場合の保険診療の自己負担額を助成する制度です。

対象者

身体障害者手帳1級、2級、3級（3級は療育手帳保持者のみ）または療育手帳A、Bの交付を受けている人（年齢制限、所得制限あり）。

▶ 日常生活用具の給付

重度障害者の日常生活がより円滑に行われるよう用具の給付を行っています。

対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人、または難病等の人（品目ごとに障害とその程度および年齢に制限があります）

日常生活用具の種類例

- 特殊寝台
- 入浴補助用具
- 電気式たん吸引器
- 頭部保護帽
- パルスオキシメーター
- 人工喉頭
- ストーマ用装具等
- 特殊マット
- 移動・移乗支援用具
- 聴覚障害者用通信装置
- 透析液加温器
- 拡大読書器
- 紙おむつ
- 人工鼻

（以下は広告スペースです）

精神科・内科・心療内科・リハビリテーション科
医療法人 栄仁会

宇治おうばく病院

～よりそって医療、よりそってケア～

〒611-0011 宇治市五ヶ庄三番割32-1
TEL(0774)32-8111
FAX(0774)32-6358
https://www.eijinkai.or.jp

診療時間 9:00～12:00 13:30～16:00
(内科は午前のみ、日・祝休診)

※入院は随時受付 JR興楽駅より毎日送迎バスあり

当院は、京都府指定の認知症疾患医療センターとしても、地域で安心して生活できるお手伝いをします

株式会社 CARE WORKS

障がい福祉サービス事業として、「障がい者グループホーム」を運営している会社です。

「share happiness」（幸せを分かち合う）を理念に掲げ、宇治市内で障がいをお持ちの方に、アットホームで安心できる住まいを提供しております。

ペット共生型 障がい者グループホーム

わおん 宇治野神

「わおん宇治野神」への見学・お申し込み・ご相談は

☎090-3973-9100
〒611-0021 京都府宇治市宇治野神 50 番地 72
https://www.careworks.co.jp わおん宇治野神 検索

一般社団法人
GOODLINKS
グッドリンクス

居宅介護事業所ゆい

障害福祉事業指定番号 2611201340
介護保険事業指定番号 2671201370

居宅介護事業所ゆい

障害福祉サービス:居宅介護・重度訪問介護
介護保険サービス:訪問介護

障害者総合支援法の居宅介護と重度訪問介護、介護保険の訪問介護を行う事業所です。一部地域を除きますが京都市から山城地域を活動範囲としています。

ヘルパー随時募集中
メール又はお電話下さい!

〒611-0042 宇治市小倉町西浦33-32
TEL.0774-66-1234
yui@goodlinks-uji.jp



▶ 住宅改修費の助成

住環境の改修(範囲限定)を行う場合は、改修に要する額の一部(改修の内容や障害程度、介護保険の利用により限度額100,000円～300,000円)を助成します。

※事前にご相談ください。

※市民税課税世帯は自己負担5%

対象者

下肢・体幹または運動機能障害(移動機能障害)のある身体障害者手帳(1級・2級・3級)の所持者(特殊便器については療育A)

※この他、所得制限などがあります。

改修の範囲

- 手すりの取り付け ● 床段差の解消
- 滑り防止および移動の円滑化等のための床材の変更
- 引き戸等への扉の取り替え
- 和式便器を洋式便器へ取り替え
- その他、これらの住宅改修に附帯して必要となる住宅改修
- リフト ● エレベーター ● 特殊便器

▶ 有料道路の通行料金の割引

障害者が自ら運転する場合、または介護者が運転し障害者が同乗する場合に、有料道路の通行料金が割引されます。

対象者

- 障害者自らが運転する場合
身体障害者手帳を持っている人
- 介護者が運転する場合
身体障害者手帳(各等級の第1種)または療育手帳(A)を所持する障害者を同乗させている人

▶ 自動車運転免許取得費の助成

身体障害者が自動車運転免許(第一種普通免許)を取得するための教習を受けた場合は、運転免許取得に要した教習費用の2/3(限度額100,000円)を助成します。

対象者

身体障害者手帳の所持者で、運転免許の交付を受けた人
※この他、所得制限などがあります。

▶ 自動車改造費助成

身体障害者が所有する自動車を自動車運転免許証に付された免許の条件に基づく改造をする場合は、その改造に要する経費(限度額100,000円)を助成します。

対象者 次のすべての要件を満たす人

- 障害の程度が上肢・体幹機能障害(1～3級)、下肢機能障害(1～4級)の人
 - 自らが所有し運転する自動車を改造する必要がある人
- ※この他、所得制限などがあります。

▶ NHK放送受信料の減免

障害者手帳を持っている人がいる世帯で次に該当する場合に、NHK放送受信料が全額免除または、半額免除されます。

全額免除対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人の世帯全員が、市府民税非課税の場合

半額免除対象者

- 身体障害者手帳を所持する視覚障害者または聴覚障害者が世帯主で契約者の場合
- 重度の身体障害者手帳(1級・2級)・療育手帳(A)・精神障害者保健福祉手帳(1級)を所持する人が世帯主で契約者の場合

障害福祉サービス

障害者および障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス(介護給付費・訓練等給付費)を提供します。

▶ 介護給付費

サービスの種類	内容
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護、通院の同行等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体障害、知的障害、精神障害により行動上著しく困難である人で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、洗濯や掃除、外出時の移動支援や介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護など外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により、行動上、著しい困難を有する人が行動する際の危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
共同生活援助	共同生活をする住居において、夜間や休日の相談や日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上の支援を行います。
療養介護	長期入院に加え、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護、医学管理下での介護及び日常生活上の支援を行います。

サービスの種類	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、施設内で、日中の間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

▶ 訓練等給付費

障害者の自立した日常生活、社会生活又は就労に向けた自立訓練、就労継続支援、就労移行支援などのサービスです。

サービスの種類	内容
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	一定期間、身体機能又は生活能力の向上の訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労希望者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型=雇用型、B型(非雇用型))	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

▶ 障害児通所支援

身近な地域で、専門施設へ通所する障害児に対して療育的支援を行うサービスです。

対象者 発達障害を含む障害児または難病等の児童

サービスの種類	内容
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本動作や集団生活への適応訓練などの療育を行います。
医療型 児童発達支援	児童発達支援に加えて医療的ケアを行います。
放課後等 デイサービス	就学児を対象に、放課後や長期休暇時に生活能力の向上のための訓練等を行います。
保育所等 訪問支援	保育所等へ訪問支援員が出向き、障害児が集団生活へ適応できるよう支援を行います。
居宅型 児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活の基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

地域生活支援事業

▶ 日中一時支援

日中における活動の場を確保することによる、家族の就労支援もしくは日常的に介護している人の一時的な休息のための支援を行います。

▶ 移動支援

社会参加等を目的とした外出の際の移動の支援を行います。

▶ 身体障害者訪問入浴サービス

在宅の身体障害者の人に、浴槽を持参して入浴のサービスを提供します。

対象者 重度の身体上の障害のため入浴が困難な人

自己負担 1回 250円

※世帯の所得に応じて負担額が設定されます。

〈以下は広告スペースです〉

精神科に特化した
訪問看護ステーションです

医療保険、介護保険
自立支援医療 福祉医療
など使えます。

看護師がご自宅や施設へお伺いさせていただきます。
利用者様が生活の場で自分らしく生きていけるよう
思いによりそう看護を提供してまいります。お気軽
にお問い合わせ下さい。

看護師 黒部(代表) 看護師 みきさん 看護師 あつくん 看護師 けんろーさん 看護師 えみさん 看護師 智ちゃん

心と体をつなぐ訪問看護
ホームナースィング **ゆりね**

京田辺市河原食田10-19 大東田辺ビル3階305
TEL.0774-34-0481
FAX.0774-34-0482

心と心が触れ合う介護

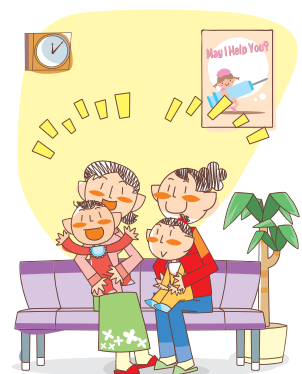
一般社団法人 **日和**

サポートセンター五ヶ庄
居宅介護・重度訪問・行動支援・相談支援
移動支援・日中一時支援
TEL.0774-31-8773 FAX.0774-31-8780

ショートステイサンサン
短期入所
TEL.0774-39-3506 FAX.0774-39-3507

ひなたぼっこ
生活介護
TEL.0774-39-8130 FAX.0774-31-8780

宇治市木幡南端11番地



生活保護

☎ 生活支援課 ☎ 20-8760

生活保護制度

生活保護は、病気、事故、失業やその他の理由で生活に困っている人に、程度に応じて、最低限度の生活を保障し、再び自立できるよう援助する制度です。

保護には、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助があります。

詳しくは、生活支援課までお問い合わせください。

生活支援

生活困窮者自立支援制度

☎ 地域福祉課 ☎ 20-8784

生活や仕事などでお困りの方に対する相談窓口として「生活困窮者自立支援制度相談窓口」を開設しています。

相談員が、あなたの悩みに寄り添って、どうしたら良いか、一緒に考えていきます。お気軽にご相談ください。

また、就労に向けた支援や住居確保給付金の支給、学習支援等も行っています。

事業内容

- 自立相談支援事業
- 住居確保給付金の支給
- 就労準備支援事業
- 家計改善支援事業
- 学習支援事業
- 一時生活支援事業

詳しくは、地域福祉課までお問い合わせください。



社会福祉

☎ 地域福祉課 ☎ 20-8730

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員とは法に基づき設置された地域のボランティアです。市では厚生労働大臣から委嘱を受けた民生委員・児童委員が、福祉に関する生活上の相談や困りごとを解決するため、関係機関との「つなぎ役」として活動しています。相談などで知った情報を守ること（守秘義務）が法律で定められています。お住まいの地域の担当委員は地域福祉課までお問い合わせください。

日本赤十字社京都府支部宇治市地区

日本赤十字社京都府支部宇治市地区では、活動資金・義援金の募集を行っております。

「活動資金」は、

- ① 国内外の災害や紛争の救援活動
 - ② 救急法の講習や奉仕団の育成
 - ③ 病院の運営
 - ④ 献血等の血液事業
- に活用されます。

「義援金」は、被災地の方々へ全額届けられます。皆様のご協力をお願いします。



健康福祉

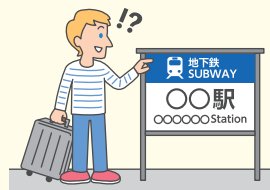
生活保護 / 生活支援 / 社会福祉

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

外国語の案内



住民だけでなく外国人観光客の方にとっても分かりやすい案内板。

多目的トイレ



高齢者や障害のある方、お子さま連れなど誰でも利用できます。





子育て

妊娠

問 保健推進課 ☎ 20-8728

母子健康手帳

対象 妊娠した人

内容

妊娠された場合は、できるだけ早期に届け出てください。保健師等による面談後、母子健康手帳と妊産婦健康診査受診券等を交付します。



手続きに必要なもの

- 妊娠届出書(受診医療機関で発行)
- 「個人番号カード」または「通知カードと身元確認できる証明書(運転免許証等)」

妊婦面談事業

母子健康手帳交付時に保健師等の専門職が面談を行います。妊娠中の過ごし方や事業等の紹介、様々な疑問や不安等の相談にお答えし、各ご家庭の状況に合わせて安心して出産を迎え、子育てができるよう支援していきます。

対象 宇治市に住民票のある妊婦

実施場所 宇治市役所 2階 保健推進課

※面談には時間を要しますので、時間の余裕をもってお越しください。

妊産婦健康診査

対象 妊婦及び産婦

内容 母子健康手帳交付と同時に受診券を交付します。本市の委託医療機関等で利用できます。

妊婦歯科健康診査

対象 妊婦

内容 母子健康手帳交付と同時に受診票を交付します。本市の委託医療機関等で利用できます。

出産

問 保健推進課 ☎ 20-8728

新生児聴覚検査

対象 新生児

内容 母子健康手帳と同時に受診票を交付します。本市の委託医療機関等で利用できます。

新生児・低体重児の家庭訪問

お子さんが生まれたら、保健師等が家庭訪問を行い、体重測定や育児相談等を実施します。

手続きに必要なもの

出産後、母子健康手帳の交付時にお渡ししている「新生児出生通知書兼低体重児出生届出書」(ハガキ)を提出してください。(窓口へ持参、TELでも可) 2500g未満で出生された場合は必ずご提出ください。

子育て
▼妊娠／出産

〈以下は広告スペースです〉

医療法人
浅妻医院
診療科目 小児科・アレルギー科

診療時間	月	火	水	木	金	土
AM9:00~12:00	●	●	●	●	●	●
PM1:00~	/	/	※	※	/	/
PM4:00~ 7:00	●	/	/	/	●	/

※水曜日 10ヶ月健診 休診:日曜日、祝日
木曜日 予防接種

予約専用アドレス
<https://ssc6.doctorqube.com/asazumaclinic/>
宇治市伊勢田町名木3-1-30
☎0774-44-0888
浅妻医院パピールーム
(病児保育)
☎0774-45-2876

近鉄京都線「小倉」駅より徒歩約2分

小児科 アレルギー科

たなか医院

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:00	●	●	●	●	●	●
16:30~18:30	●	●	/	●	●	/

休診日 水曜・土曜午後、日曜、祝日
※予防接種・乳児健診は上記時間とは別に行います。

TEL.0774-66-2994
宇治市小倉町神楽田16
駐車場あり(約15台)

当院へようこそ!
一生の健康であるためにスタッフ一丸サポートします。

いなみ矯正歯科
院長 居波 薫

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
AM10:00~PM1:00	●	●	●	/	●	●	/	/
PM 2:00~PM6:00	●	●	●	/	●	●	/	/

<休診日> 木曜日・日曜日・祝、祭日

ご予約
お問い合わせは **0774-44-3143**
〒611-0031 宇治市広野町東裏62-1

宇治市 いなみ矯正歯科 検索
URL: <https://www.inaortho.com/>

Web予約
受付サイト

乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業

対象 生後4カ月までの赤ちゃんがいる全ての家庭
ただし、「新生児・低体重児の家庭訪問」を受けている家庭は対象外

内容

訪問員がご家庭を訪問し、育児等に関する不安や悩みを聞き、地域の子育てサービスの紹介など、子育て支援に関する情報提供をします。

対象の家庭には、訪問日時を郵送でお知らせします。

※訪問員は研修を受けた保育士または子育て支援経験者等です。保健師等による訪問を希望する場合は、保健推進課までご連絡ください。

乳幼児健康診査

保健推進課

☎20-8728 FAX:21-0408

✉hokensuishinka@city.uji.kyoto.jp

対象 3カ月、10カ月、1歳8カ月、3歳の乳幼児

内容 お子さんの発育・発達の確認、病気の早期発見のため、医師等による診察や、保健師・栄養士等による育児・栄養等に関する保健指導を行います。

手続きに必要なもの 対象児には事前に個別通知します。

予防接種 *接種費用:無料

種目	対象年齢※a	回数	標準的な接種方法	場所
集団接種 BCG	生後1歳未満(接種推奨月齢)生後6カ月	1回	3カ月児健診時に推奨日を案内しています。対象生まれ月の推奨日に来られない場合は、1歳未満であれば接種が可能ですので保健推進課にご連絡ください。	うじ安心館 4階

乳幼児予防接種

保健推進課

☎20-8728 FAX:21-0408

✉hokensuishinka@city.uji.kyoto.jp

生後1カ月での個別通知、各種乳幼児健診にて接種勧奨をしています。

受ける前には、必ず市から配布している「予防接種手帳」(または「予防接種と子どもの健康」)をよく読んで、必要性や副反応を理解し、体調を整えて接種しましょう。接種には、母子健康手帳と予診票が必要となります。

予診票は、予防接種協力医療機関(市ホームページ参照)、保健推進課、集団予防接種会場、集団乳幼児健診会場に置いてあります。

予防接種協力医療機関以外で接種を希望される場合は、事前に保健推進課にご相談ください。

※近年、予防接種は法改正が相次いでいます。改正時には、市政だよりや市ホームページにて広報しますので、必ずご確認ください。



子育て
▼
出産

次ページへ続く

◀以下は広告スペースです▶



コープの宅配 京都にお住まいのパパ・ママを応援
食料品・日用品・ベビー用品など玄関先までお届けしています。

おためしキャンペーン実施中

初回から連続8回は

個人宅配
手数料
無料 0円

個人宅配手数料割引サービス

子育てサポート割引

妊娠中から2歳のお誕生日
の翌月まで

個人宅配手数料 無料 0円

2歳から6歳のお誕生日の翌月まで
個人宅配手数料1回あたり

95円(税込105円)

詳しくはお問合せください。

【通常個人宅配手数料 218円(税込)のところ】

※新しく京都生協の宅配をお試しいただける方に限ります。
※「宅配」とは、「共同購入」「個人宅配」「個人引き取り」の総称です。

スマホでの
資料請求はこちらから



京都生協 組合員コールセンター 0120-11-2800

受付時間 月曜～金曜：午前8時45分～午後9時 / 土曜：午前9時～午後5時30分

種目	対象年齢※a		回数	標準的な接種方法	時期	場所
ヒブ (インフルエンザ菌b型)	生後2カ月以上 5歳未満 ※1	初回接種開始 生後2カ月以上 7カ月未満の場合 ※b標準年齢	初回 3回	各回の間は27～56日(医師が認める場合は20日)までの間隔をおいて接種。(初回(3回目)までの接種は1歳未満に行う)。	通 年	予 防 接 種 協 力 医 療 機 関
			追加 1回	初回(3回目)終了後、7～13カ月までの間隔をおいて接種。		
小児用 肺炎球菌	生後2カ月以上 5歳未満 ※1	初回接種開始 生後2カ月以上 7カ月未満の場合 ※b標準年齢	初回 3回	各回の間は27日以上の間隔をおいて接種(初回(3回目)までの接種は1歳未満に行う)。		
			追加 1回	生後1歳以降、初回(3回目)終了後、60日以上の間隔をおいて接種(標準として12～15カ月までの間に行う)。		
B型肝炎	生後2カ月以上1歳未満		3回	2回目は、1回目の接種から27日以上の間隔をおいて接種。3回目は、1回目の接種から139日以上の間隔をおいて接種。		
ロタウイルス ※2	ロタリックス	生後6週～24週	2回	27日以上の間隔をおいて2回もしくは3回経口接種。ワクチンの種類によって接種回数が異なる。		
	ロタテック	生後6週～32週	3回			
4種混合(DPT-IPV) ※3	生後3カ月以上 90カ月未満	1期(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)	初回 3回 追加 1回	各回の間は20～56日までの間隔をおいて接種。 追加は、初回(3回目)の終了から12～18カ月までの間隔をおいて接種。		
麻しん・風しん 混合(MR)	生後12カ月以上24カ月未満	1期	1回			
	小学校就学前の1年間	2期	1回			
水痘 (水ぼうそう)	生後12カ月以上36カ月未満		2回	生後12～15カ月に至るまでに1回目の接種を行い、2回目の接種は6～12カ月までの間隔をおいて、3歳未満で接種。		
日本脳炎 ※4	生後36カ月以上90カ月未満 ※b標準年齢	1期	初回 2回 追加 1回	初回、1回目と2回目の間は6～28日までの間隔をおいて接種。追加は初回(2回目)の終了からおおむね1年の間隔をおいて接種。		
	9歳以上13歳未満	2期	1回			
2種混合(DT) ※5	11歳以上 13歳未満	2期(ジフテリア・破傷風)	1回			

個別接種



子育て
▼
出産

〈以下は広告スペースです〉

且力かるわ〜♡ コープ共済♪

《たすけあい》ジュニアコースなら19歳までに加入すると

満30歳まで充実の保障が続く!

学生総合共済も京都生協から加入できます 大学生協のない学校に通う大学生・専門学校生もOK!

【CO・OP共済ニュース】
 〈CO・OP共済に加入するには〉
 出資金をお支払いいただき、お近くの生協の組合員になることが必要です。生活協同組合(生協)は、お店や共同購入でくらしに貢献しています。

CO・OP共済
お問い合わせ窓口

京都生活協同組合 コープ共済センター

0120-50-9431

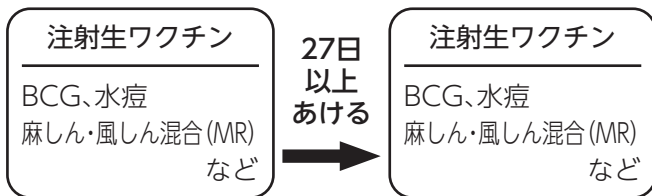
受付時間/午前9時～午後6時 月～土(祝日含む・年末年始は休業)
 契約引受団体/日本コープ共済生活協同組合連合会

資料請求・インターネット加入はこちら

KYOTO
C O P

K-81626-2211

- ※a…対象年齢:法律で定められた接種年齢
- ※b…標準年齢:国が接種を奨める望ましい年齢(詳しくは母子健康手帳か予防接種手帳をご覧ください。)
- ※1…接種開始年齢によって、接種回数が異なります。詳しくは市ホームページでご確認ください。
- ※2…●初回接種については、生後2カ月に至った日から出生14週6日後までの間を標準的な接種期間とします。
 - 原則として同一ワクチンを複数回(2回もしくは3回)接種します。
- ※3…4種混合ワクチンは、3種混合と不活化ポリオワクチンを合わせたワクチンです。これから接種を開始される方は、4種混合ワクチンを接種しましょう。3種混合ワクチンで接種を開始し、ポリオワクチンの接種が終了した方は、残りの回数を4種混合または3種混合ワクチンを接種することができます。
- ※4…日本脳炎ワクチンの差し控え期間に接種機会を逃した人(平成7年4月2日生～平成19年4月1日生)は、20歳未満までの間に定期接種として不足分の日本脳炎ワクチンを無料で接種できます。
- ※5…4種混合または3種混合ワクチン接種の基礎免疫(1期)に続き、追加免疫を与えるために接種。
- ◆長期の療養を必要とする病気にかかった人で定期接種の対象年齢で予防接種を接種することができなかった人は、お問い合わせください(注:対象疾患あり)。
- ◆下記以外の異なるワクチンを接種するときの間隔の規定はなくなりました。



注)同一種類のワクチンを接種する場合は、ワクチンごとで定められた間隔で接種してください
新型コロナワクチンの接種前と接種後に他のワクチンを接種する場合は、原則13日以上あけてください

妊娠・産後支援

☎保健推進課 20-8728

妊婦訪問

助産師または保健師が訪問や電話による相談を実施しています。

パパママ教室

▶ ストレッチでボディケア

助産師との交流や妊婦体操の体験を実施します。(要予約)

▶ プレママの食事～知っておきたい栄養の話～

妊娠中の栄養に関するミニ講話と簡単に作れるレシピの紹介と試食があります。(要予約)

▶ これで安心♪赤ちゃんのお世話体験

赤ちゃんの抱っこの仕方、お着替えやオムツ交換、ミルクの作り方など、お世話の基本について学べます。(要予約)

▶ パパ出番ですよ～沐浴にチャレンジ～

赤ちゃんのお風呂の入れ方について学べます。夫婦で聞いてほしい精神科医による「ママとパパのこころの話」や母乳の話もあります。(要予約)

産後ケア事業

助産師による授乳指導や介護福祉士等による具体的な養育に関するサポートを行います。

対象 市に住民票のある1歳までの赤ちゃん和妈妈

利用料 所得に応じ自己負担あり

次ページへ続く



発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

感知式の水道蛇口



握力の弱い方だけでなく、衛生面が気になる方も安心して利用できます。

ピクトグラム



図形で情報を伝えるので、言語に左右されず内容を認識できます。



産後のママのための育児相談会

産後のママを対象に保健師等による育児相談を実施しています。さらに、歯科衛生士によるお口のケアや栄養士による離乳食などの相談もできます。(要予約)

対象 生後2～6カ月までの赤ちゃん・ママ

ママのためのおはなし会

妊娠中や産後の体のケアについてや子育てに関するミニ講座の他、参加者同士の交流タイムを実施します。

対象 妊婦または1歳未満の子どもとその保護者

乳幼児相談

毎月、育児や子どもの食事・発達等の相談を行っています。

対象 生後2カ月から就学前の子どもと保護者

内容 身長・体重計測、育児相談、栄養相談、発達相談

離乳食教室

対象 市に住民票のある生後5カ月頃の赤ちゃんの保護者(赤ちゃんの生まれ月によって対象月が決まっています。)

内容 生後5カ月～8カ月頃までの赤ちゃんの発達に合わせた離乳食の進め方などを説明します。(試食あり)

不妊治療等助成制度

対象 不妊治療等を受けている人

内容 健康保険が適用される不妊治療等及び先進医療に要した費用の一部を助成します。

助成金額 自己負担額の2分の1。ただし、1年度(4月1日～3月31日)の治療につき、6万円(先進医療を含む場合は10万円)を限度。

子育て

子育て支援医療費支給制度

☎ 年金医療課

☎ 21-0413 FAX:21-0406

✉ nenkiniryoy@city.uji.kyoto.jp

以下の負担で受診できるよう保険診療の自己負担額の一部を助成します。

区分	対象者	概要
外来・入院	中学校3年生まで(15歳到達後最初の3月31日までの児童)	1カ月1医療機関200円の自己負担

未熟児養育医療

☎ 保健推進課

☎ 20-8728 FAX:21-0408

✉ hokensuishinka@city.uji.kyoto.jp

出生時体重が2,000g以下の場合または生活機能が未熟なまま生まれた赤ちゃんについて、所得に応じ、入院に必要な医療費の一部が公費負担されます。医療機関より「養育医療意見書」を受け取られたら、保健推進課まで申請してください。その後、養育医療券を交付します。

福祉医療費支給制度(ひとり親)

☎ 年金医療課

☎ 21-0413 FAX:21-0406

✉ nenkiniryoy@city.uji.kyoto.jp

対象者

母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、または両親のいない児童(いずれも18歳到達後最初の3月31日まで)
※所得制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

内容 保険証を使って医療機関などを受診した場合に、保険診療の自己負担額を助成します。

申請に必要なもの 保険証 印かん等

発見! わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

段差のないUDブロック

段差がないから安全に歩ける



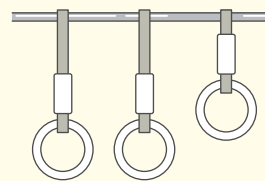
杖を持った方や車椅子・ベビーカーもスムーズな通行ができます。

路面誘導サイン



車いすの方や子どもの低い目線でも見やすいように歩道に設置。

高さの違うつり革



身長の高低に合わせて使える高さの違うつり革。



児童手当

問 ともども福祉課

☎ 20-8733 FAX:21-0408

✉ kodomofukushika@city.uji.kyoto.jp

対 象 中学校修了前(15歳到達後最初に迎える3月31日まで)の児童がいる家庭

支給月額

- (1) 3歳未満: 15,000円
- (2) 3歳～小学生: (第1子・第2子) 10,000円
(第3子以降) 15,000円
- (3) 中学生: 10,000円
- (4) 所得制限額超過の場合
5,000円
- (5) 所得上限限度額以上の場合
支給なし
所得制限など、詳しくはお問い合わせください。

児童扶養手当

問 ともども福祉課

☎ 20-8733 FAX:21-0408

✉ kodomofukushika@city.uji.kyoto.jp

対 象

ひとり親家庭および児童の父または母に重度の障害のある家庭など(状況により、対象とならない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。)

支給月額

所得や扶養親族数に応じ、手当が支給されます。ただし、請求者および同居の親族に所得制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

特別児童扶養手当

問 障害福祉課

☎ 21-0419 FAX:22-7117

✉ shougai Fukushi@city.uji.kyoto.jp

対 象

20歳未満で中程度以上の障害(おおむね身体障害者手帳3級以上、療育手帳AまたはBの一部など)のある児童を家庭で養育している父母または養育者
※このほかにも所得制限などがあります。

支給月額 月額 1級52,400円、2級34,900円
(令和4年4月1日現在)

地域子育て支援拠点

問 ともども福祉課

☎ 20-8733 FAX:21-0408

✉ kodomofukushika@city.uji.kyoto.jp

宇治市には、おもに就学前のお子さんと保護者の方が気軽に集い、相互に交流を図ることができる「ひろば」がたくさんあります。「ひろば」は、時間内であればいつでも来て遊んでいただくことができます。また、そのほかにもいろいろな事業がありますので、お子さんと一緒にぜひご利用ください。詳しくは、各拠点へお問い合わせください。

対象 0歳～就学前の子どもと保護者

▶ げんきひろば

問 ☎ 39-9309 FAX:39-9210

✉ famisapo@ujifukushien.or.jp

場 所 宇治里尻5-9 ゆめりあ うじ3階

開設日時 火～土曜日(祝日、年末年始を除く)
☎9時～16時

▶ 西部地域子育て支援センター

問 ☎ 39-9209 FAX:39-9108

場 所 小倉双葉園保育所2階 小倉町西畑13

開設日時 月～金曜日(祝日、年末年始等を除く)
☎9時～12時、14時～16時

▶ 南部地域子育て支援センター

問 ☎ 44-3692 FAX:44-8070

場 所 同胞子ども園 大久保町巨椋72-2

開設日時 月～金曜日(祝日、年末年始等を除く)
☎9時～15時

▶ 東部地域子育て支援センター

問 ☎ 32-5580 FAX:32-5531

場 所 なかよし保育園・分園「あいあい」1階
五ヶ庄二番割5-5

開設日時 月～金曜日(祝日、年末年始等を除く)
☎9時半～12時、13時半～16時

▶ 北部地域子育て支援センター

問 ☎ 33-6201 FAX:46-9800

場 所 第2登り子ども園「ほーぷるのぼり」
六地藏奈良町74-1
パデシオン六地藏フォレストタワー1F

開設日時 月～金曜日(祝日、年末年始等を除く)
☎9時～14時

次ページへ続く

りぼん

問 ☎・FAX:44-2112(開設日のみつながります)
✉ribon@raku-kosodate.net

場 所 平和堂100BAN店2階 広野町西裏100

開設日時 月～土曜日のうち5日開設
☎10時～12時 13時～16時
(土曜日開設の週は水曜日がお休み)

ぶんきょうにここルーム

問 ☎・FAX:25-2525
✉kodomo@po.kbu.ac.jp

場 所 京都文教学園宇治キャンパス 月照館1階
榎島町千足80

開設日時 月～金曜日 ☎10時～16時半
(水曜日は京都文教短期大学による開設)
※年末年始、夏季休暇、祝日および京都文教学園行事等による休室日をのぞく

ひあにしおぐら

問 ☎・FAX:51-2084(開設日のみつながります)
☎090-1221-6075(出張ひろばの日はこちら)
✉hatarakitai-hia@kcj.jp

場 所 小倉町南浦18-92「家庭まるごとベース」内
(近鉄小倉駅より西へ徒歩約5分)

開設日時 火・木・土曜日(祝日、年末年始等を除く)
☎10時～15時

toridori(トリドリ)

問 ☎・FAX:31-2430
✉hatarakitai.toridori@gmail.com

場 所 菟道平町28-1 アル・プラザ宇治東 2階

開設日時 月・火・木・金・日曜日(祝日、年末年始等除く)
☎10時半～15時半

ぼけっと

問 ☎070-1764-5463(開設日のみつながります。)
✉ribon@raku-kosodate.net

場 所 ①ぼけっと伊勢田子ども園(火曜日開設)
伊勢田町ウトロ1-6
伊勢田子ども園ホール
②ぼけっとおうち(月・木・金曜日開設)
伊勢田町浮面31-35

開設日時 月・火・木・金曜日(祝日、年末年始等除く)
※曜日により、開催場所が異なります。
①☎10時～15時
②☎10時～12時半、13時～15時半

宇治市ファミリー・サポート・センター

問 こども福祉課
☎20-8733 FAX:21-0408

宇治市に在住または在勤している「子育て等の助けをしてほしい人(依頼会員)」を「子育て等のお手伝いをしたい人(援助会員)」がサポートします。なお、利用する人は事前に会員登録が必要です。(入会金・会費は無料)

詳しくは、宇治市ファミリー・サポート・センター(運営法人:社会福祉法人宇治福祉園)にお問い合わせください。

場 所 宇治里尻5-9 ゆめりあ うじ3階

受付時間 火～土曜日(祝日、年末年始を除く)
☎9時～17時

利用料金 ●月～金曜日の☎7時～20時…1時間700円
●上記以外の時間帯、および土日・祝日・年末年始…1時間800円
●ただし、0時までには援助活動を開始した場合の☎0時～7時…2,800円

問い合わせ ☎39-9309 FAX:39-9210
✉famisapo@ujifukushien.or.jp

来庁者子育て支援コーナー

問 こども福祉課
☎20-8733 FAX:21-0408
✉kodomofukushika@city.uji.kyoto.jp

市役所1階市民交流ロビーに「来庁者子育て支援コーナー」を開設しています。

お子さんと一緒に市役所に来られた親御さん等が、窓口で手続きなどをされている間、保育士がお子さんを一時的にお預かりします。

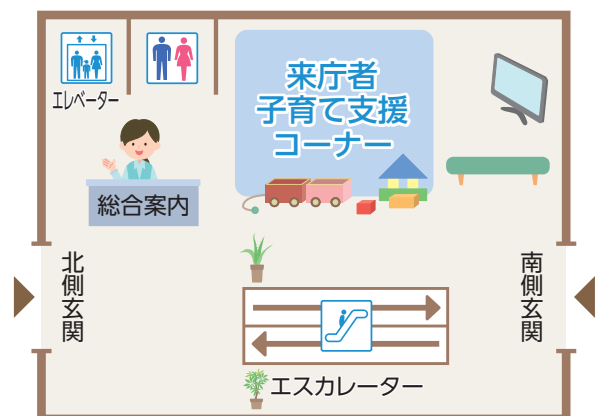
また、保育士や専門相談員による子育てに関する心配や悩みなどの相談や、子育て支援事業の紹介などを行っています。

なお、相談の際は、お子さんと一緒に入室していただくこともできますので、お気軽にご利用ください。

場 所 市役所1階市民交流ロビー

開設日 月～金曜日(祝日をのぞく)

時間 ☎9時～16時半 ※予約不要・無料



市役所1階市民交流ロビー

病児保育(乳幼児健康支援一時預かり)事業

☎こども福祉課 ☎20-8733 FAX:21-0408 ✉kodomofukushika@city.uji.kyoto.jp

子どもが病気やけがの際に、急に仕事を休めない保護者の代わりに保育を行います。

対象

生後2カ月以上小学校6年生までの児童
感染症の児童も利用可能(ただし、利用できない病気もありますので、事前に各施設にお問い合わせを)

利用料金 1人1日(10時間までの利用) 2,000円、食事代300円

※10時間を超える場合、別途1時間あたり200円が必要

※薬剤費・処置等の料金は別途必要

※生活保護・非課税等により減免措置有

利用方法 事前に各施設に電話で予約

実施施設	所在地	電話番号	保育時間	定員
浅妻医院パピールーム	伊勢田町名木一丁目1-235	45-2876	平日☎7時～19時／土曜☎7時～15時 ※日祝日・年末年始・お盆は休み	6名
宇治徳洲会病院ひまわりルーム	槇島町石橋145	25-5887	平日☎7時～19時／土曜☎7時～18時 ※日祝日・年末年始は休み	9名

こどもショートステイ事業

☎こども福祉課

☎20-8733 FAX:21-0408

✉kodomofukushika@city.uji.kyoto.jp

保護者の入院や出張などの際に、数日に渡ってお子さんを預かる事業です。利用料等についての詳細はお問い合わせください。利用の申し込みはこども福祉課窓口にて。

対象 生後2カ月以上(施設により対象年齢が異なります。)小学校6年生までの児童

実施施設

- 桃山学園(伏見区 ☎075-602-4225)
- 京都大和の家(精華町 ☎98-3840)
- 和敬学園(上京区 ☎075-241-3320)
- 平安養育院(東山区 ☎075-561-0680)
- メリアアティックボンド(伏見区 ☎080-3837-2869)

利用料金 1人につき1日 【2歳未満】5,350円
【2歳以上】2,750円

※生活保護・非課税等により減額有

保育所(園)・認定こども園

☎保育支援課 ☎20-8732

保育所(園)・認定こども園の保育部分(2・3号認定)(以下「保育所等」という。)は、保護者等の仕事、妊娠中(出産直後)、病気、障害などの事情により保育を必要とする状態にある乳幼児を、保護者に代わって保育するところです。保育所等によって、入所定員・開所時間・入所年齢などが違いますので確認してください。

入所受付

- 4月一斉入所…前年の11月頃に市政だよりなどでお知らせします。
- 年度途中入所…入所希望月の2カ月前の1日から、受け付けます。詳しくは、保育所等入所申し込みのしおりを確認してください。

支給認定(2・3号認定)

保育を受けるために、入所受付時に保育支援課への申請が必要です。

入所選考

保育所等では児童の年齢ごとに受入枠を設けており、受入枠よりお申込みが多数となる場合は選考となり、世帯・就労状況など、保育の必要性が高いと判断される順に入所を決定します。選考の結果入所できない場合は、空きが出るまで入所保留となり、年度内は翌月以降も選考します。

保育所等の空き情報

毎月1日現在の保育所等の空き情報を、学年齢別に公表しています。市ホームページをご覧ください。保育支援課までお問い合わせください。(空き情報の更新は毎月5日前後に行います。)

宇治市 保育所 空き情報



保育所等の見学

各施設で随時受け付けています。見学を希望される場合は事前に各施設へ電話で確認をお願いします。

保育料

保育料は、3～5歳児及び0～2歳児の市民税非課税世帯のみ無料となります。0～2歳児の市民税課税世帯の保育料は児童の属する世帯の市民税額により決定します。

認定こども園の教育部分(1号認定)への入所

直接園での受付となります。詳しくは各園にお問い合わせください。

〈以下は広告スペースです〉

社会福祉法人ゆたか会
あさひ保育園
 心も身体も元気な子



〒611-0013 宇治市菟道大垣内10番地
 TEL.0774-24-1551
 FAX.0774-22-1268



安心して過ごせる
 “もうひとつのおうち”でありたい

季節の楽しいイベント多数!!
 生後5ヶ月から小学校就学まで

社会福祉法人 白菊福祉会
いずみこども園

宇治市槇島町本屋敷167
 TEL.0774-20-0064
<https://www.izumi-hoiku.net/>

小規模保育
さくらんぼルーム
 宇治市五ヶ庄梅林官有地 東宇治幼稚園内
 TEL.0774-31-6155

子育て支援

1歳児クラス

さくらんぼ

時間 8:30~16:30

はじめは幼稚園から・・・
 こどもたちの素敵な未来へ

ひろのようちえん

〒611-0031 京都府宇治市広野町丸山9
<http://www.hirono-k.ed.jp>
 TEL 0774-41-6308

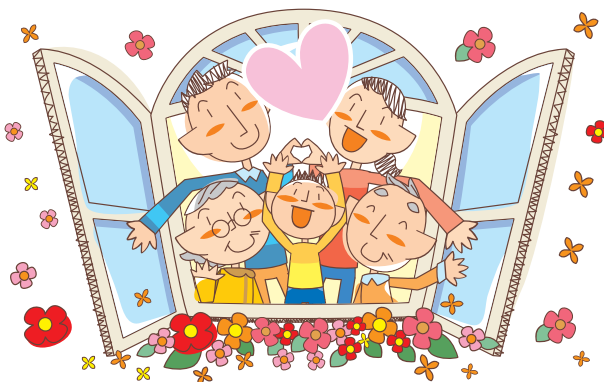


子どもスイミングスクール
 体操教室 **HOS OGURA**
 指導実績と安心サポート!

子どもスイミング
 【保護者同伴】
ベビースイミング
子ども体操

子どもの成長と輝く笑顔が
 溢れる楽しい教室です。

フィットネスクラブスイミングスクール&体操教室
HOS OGURA
 TEL.0774-20-1881 
 宇治市小倉町西浦58



社会福祉法人 同胞会

同胞こども園

いつも子どもたちを第一に、そして子どもたちの人権が守られることに、力を尽くします。



Instagramはじめました



宇治市大久保町旦椋72番地2 同胞こども園
TEL.0774-44-3632

こひつじこども園

キリスト教の愛の精神で子ども一人ひとりの思いに寄り添い、発達に応じた遊びから、学びに向かう力を育みます。




宇治市小倉町堀池94番地の1
TEL.0774-20-1295



▶ 保育所(園)

保育所(園)名	所在地	電話番号	定員
民間			
広野	広野町丸山9	43-0242	160
なかよし(本園)	羽戸山一丁目8-4	32-5335	150
なかよし(分園)	五ヶ庄二番割5-5	32-5580	
くりくま	大久保町平盛42-3	44-4621	120
あさひ	菟道大垣内10	24-1551	165
みんなのきHana	宇治里尻5-9 ゆめりあ うじ2F	21-8739	60
公立			
宇治	宇治式番84-10	39-9211	165
小倉双葉園	小倉町西畑13	39-9207	220
西小倉	伊勢田町遊田69	39-9215	100
木幡	木幡東中10-2	39-9213	165
大久保	大久保町旦椋25	39-9302	120
北木幡	木幡陣ノ内1	39-9221	120
善法	宇治善法116-2	39-9223	50

※入園に関する問い合わせは保育支援課(☎20-8732)へ。

▶ 認定こども園

認定こども園名	所在地	電話番号	定員
民間			
登り(本園)	木幡赤塚8-1	32-3811	375
登り(分園)	木幡須留7-1	38-1235	
第2登り	六地藏奈良町74-1 パデシオン六地藏 ザ・ミッドモール3F	38-0113	99
みんなのき三室戸	菟道荒楨37	23-3224	215
みんなのき黄檗(本園)	五ヶ庄梅林72-9	31-3715	205
みんなのき黄檗(分園)	木幡西浦38-9	33-3303	
南浦	小倉町南浦62-57	23-5882	155
南浦くすのき	宇治蔭山10-5	23-0600	66
いずみ	榎島町本屋敷167	20-0064	145
ひいらぎ	神明石塚65-3	44-0652	248
同胞	大久保町旦椋72-2	44-3632	165
こひつじ	小倉町堀池94-1	20-1295	176
伊勢田	伊勢田町ウトロ1-6	43-5126	217
明星っ子	五ヶ庄芝ノ東19-5	32-0704	150
榎島ひいらぎ	榎島町大川原75-1	28-4780	186
のぞみ	榎島町藪場14-8	24-1222	93

※教育部分(1号認定)への入園に関する問い合わせは各園へ。

保育部分(2・3号認定)への入園に関する問い合わせは保育支援課(☎20-8732)へ。



子育て
▼
子育て

◀ 以下は広告スペースです ▶

0才~10才まで預けて安心
社会福祉法人 **あけぼの会**

はだしっこ・はしりっこ・のぼりっこが
育ち合う空間があります。

のぼりこども園
☎0774-32-3811
宇治市木幡赤塚8番地の1

ほーぷるのぼり
☎0774-38-0113
宇治市六地藏奈良町74番地の1 パデシオン六地藏 ザ・ミッドモール3階

ぴっころのぼり 子育て支援センター
のぼり児童館 保育ママ

社会福祉法人 春秋福祉会
なかよし保育園

保育時間 月~金曜日 7:00~18:30
土曜日 7:00~18:00
(早朝、延長保育を含む)
※分園クラスでの早朝、延長保育は本園にて実施

宇治市羽戸山1丁目8-4
TEL.(0774)32-5335

分園・あいあい **TEL.(0774)32-5580**
宇治市五ヶ庄二番割5-5

近鉄奈良線「伊勢田駅」徒歩13分
幼保連携型認定
かおり福祉会
伊勢田こども園

ワクワクドキドキ・笑顔いっぱい
楽しいこども園

〒611-0043 宇治市伊勢田町ウトロ1-6
TEL.0774-43-5126
<http://www.isedakodomoen.jp/>



教育・スポーツ・生涯学習

教育

こども福祉課 ☎20-8733 / 学校教育課 ☎20-8757 各図書館

幼稚園入園手続

公立・私立幼稚園とも連絡のうえ、見学できます。

公立幼稚園

☎20-8757
gakkoukyouikuka@city.uji.kyoto.jp

対象 3歳児(3年保育)・4歳児(2年保育)・5歳児(1年保育)

幼稚園名	所在地	電話番号
木幡	木幡檜尾47-1	39-9292
東宇治	五ヶ庄梅林官有地	39-9290
神明	宇治野神57	39-9288



※全ての公立幼稚園で預かり保育を試行実施しています。
※東宇治幼稚園では、3年保育を試行実施しています。

私立幼稚園

各幼稚園(連絡先は右の一覧表)

各幼稚園独自の教育内容を工夫しています。入園に関する手続、募集時期等については各幼稚園にお問い合わせください。

※京都府私立幼稚園連盟のホームページ
<https://kyoshiyoh.com>

〈以下は広告スペースです〉

3歳になったら
こざくら幼稚園



2歳児つぼみちゃんクラブ、
満3歳児クラスお問い合わせ
してください。

TEL.0774-21-3931
宇治市宇治里尻60-14
こざくら幼稚園 宇治 検索

宇治のプロ人形劇団！
人形劇団京芸
創立1949年



京芸では宇治で年1～2回の自主公演をおこなっています。
※お得な会員制チケット割引制度「きょうべーフレズ」も。
情報は随時、HPで詳しく！
人形劇団京芸 検索
<http://www.kyougei.com>
▶その他、保育園・幼稚園・小学校・自治会での出張公演もお問い合わせください。
▶劇団員も随時募集中！

〒611-0022 京都府宇治市白川鍋倉山 35-20
☎(0774)21-4080
月～金 10時～16時(土日祝休み)



幼稚園名	所在地	電話番号
大谷大学附属大谷	木幡御蔵山39-727	31-8867
かおり	五ヶ庄戸ノ内50-18	31-5355
こざくら	宇治里尻60-14	21-3931
みのり	神明石塚65	43-1177
宇治	小倉町中畑53	24-0821
小倉	小倉町南堀池105	22-1628
堀池	小倉町南堀池22-2	23-4625
西小倉	伊勢田町遊田5-1	23-2536
広野	広野町丸山9	41-6308

幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化を実施しています。詳しい内容は、市のホームページをご覧ください。
<https://www.city.uji.kyoto.jp/site/kosodate/7028.html>

小・中学校

小・義務教育学校への入学

入学される年の1月末までに、保護者へ「就学通知書」を送付します。また、入学に先立って、入学4カ月前までに就学時健康診断を実施しますので受診してください(事前に保護者へ通知します)。10月1日以降に宇治市へ転入された場合や宇治市内で転居された場合、府立や私立小学校などへ入学される場合は、市役所6階学校教育課(就学時健康診断については、学校管理課 ☎20-8756)へ連絡してください。

中・義務教育学校への入学

入学される年の1月末までに、保護者へ「就学通知書」を送付します。その後、宇治市へ転入された場合や宇治市内で転居された場合、私立中学校などへ入学される場合は市役所6階学校教育課へ連絡してください。

▶ 教育の援助制度

教育の援助制度は以下のとおりです。詳しくは市役所6階学校教育課へ問い合わせてください。

制度名	対象	援助の内容
就学援助	経済的に困窮している世帯の児童・生徒の保護者等	学用品費・学校給食費・修学旅行費など
特別支援教育就学奨励費	経済的に困窮している世帯で特別支援学級に就学している児童・生徒の保護者等	学用品費・学校給食費・修学旅行費など

※宇治市立の小中学校に在籍している児童・生徒のみ

育成学級

問 こども福祉課

☎20-8733 FAX:21-0408

✉kodomofukushika@city.uji.kyoto.jp

育成学級とは、小学生の放課後、就労、妊娠中、病気、看護等の理由で保護者等による適切な保護が受けられない児童を組織的に指導し、児童の安全と心身の健全な育成を図ることを目的として、宇治市内の20小学校で開設・運営しています。入級は必ず在籍する小学校の育成学級に入級することになります。また、各小学校の育成学級によって入級定員がありますのでご注意ください。

▶ 入級受付

- 4月入級一斉受付…1月上旬～中旬頃。詳細については前年の12月頃に市政だよりなどでお知らせします。
- 年度途中入級受付…随時。

▶ 学童保育協力金

学童保育協力金は児童の属する世帯の前年度分の市町村民税により決定します。

図書館

図書館は皆様の読書や学習、調査研究、地域の課題解決等を支えるため、幅広い分野の資料や情報を提供しています。

また、図書展示や朗読会、講座、子ども向けのおはなし会等、様々なイベントを開催し、魅力的で快適な図書館づくりに努めています。

- 開館時間**
- 中央図書館
 - 平日 ⑨時～18時
 - 土日祝日 ⑨時～17時
 - 東宇治図書館・西宇治図書館
 - ⑨時～17時

休館日

- 月曜日(休日の場合は翌日)
- 毎月の第4木曜日(休日の場合は翌日)
- 休日の翌日(土日の場合は平日に振替)
- 12月28日から翌年1月4日まで
- 特別整理日

※詳しくは各図書館にお問い合わせください。

貸出について

貸出券が必要です。図書館のカウンターでお申し込みください。

申込みができるのは、宇治市か京都市に在住の人、または宇治市内に通勤、通学している人に限ります。運転免許証、保険証など、氏名・住所を確認できるものをご提示ください。また、市内在勤、在学の方は、社員証、学生証など通勤先、通学先を確認できるものを合わせてご提示ください。

図書等の資料は1人10点まで(うち、CD・DVDは各1点)3週間借りられます。

返却について

各図書館のカウンターまたは市役所や予約配本所等に設置している館外返却ポストへお返しください。時間外は各図書館の返却ポストをご利用ください。(ただし、CD・DVDは図書館カウンターへ)

予約・リクエストについて

資料の予約はお一人20点以内、うち、CD・DVDは、各1点まで予約できます。

予約図書配本所について

事前に予約された図書館の本や雑誌などを、市内6カ所の「配本所」で貸出・返却することができます。

- 木幡公民館
- 榎島コミュニティセンター
- 南宇治コミュニティセンター
- 開地域福祉センター
- ゆめりあ うじ(男女共同参画支援センター)
- 京都文教大学図書館

障害者サービスについて

視覚障害のある人を対象としたデジジー図書の貸出や視覚障害者専用電子図書館サービス、外出が困難な人を対象とした郵送貸出等を行っています。

京都市図書館との相互利用

宇治市内に在住の方は、京都市図書館で資料の貸出・予約・コピーなどのサービスが利用できます。(一部サービス等を除く)。

※京都市図書館で貸出券の申込みをしてください。また、京都市図書館で借りた資料は、京都市図書館にお返しください。

次ページへ続く

〈以下は広告スペースです〉

THE FORCE IS WITH US
し.し.し.
INOUE TENNIS ACADEMY

YouTubeにて
動画配信中!

勝てるテニスを目指す
"INOUEメソッド"とは…

身体本来の動きに基づいた理論&実践テニスで、プロテニスプレイヤーや全国プレイヤーを多数育成。

テニスは
楽しくなければ
意味がない!

ジュニアから
一般クラスの方まで大募集です!

日本テニス協会公認テニススクール(ヨネックス契約スクール)
INOUEテニスアカデミー城陽
芝ヶ原ガーデンテニスクラブ校

お問い合わせ
お申込みは TEL.090-8160-6676
城陽市久世芝ヶ原90



電子図書館について

パソコンやスマートフォンを使っていつでもどこでも電子書籍を読むことができます。利用できるのは、宇治市在住の人、または宇治市内に通勤、通学している人に限ります。運転免許証、保険証など、氏名・住所を確認できるものをご提示ください。また、市内在勤、在学の方は、社員証、学生証など通勤先、通学先を確認できるものを合わせて提示ください。電子書籍は1人2点まで2週間借りられます。

問い合わせ

- 中央図書館 **TEL 39-9256**
折居台一丁目1
 - 東宇治図書館 **TEL 39-9182**
五ヶ庄三番割36-5 東宇治コミュニティセンター1階
 - 西宇治図書館 **TEL 39-9226**
小倉町山際63-1 西小倉地域福祉センター3階
- ◎図書館ホームページでは本の検索等ができます。また、図書館LINEや図書館Facebookでは各館からのお知らせ等を随時発信していますので、ぜひご活用ください。



宇治市図書館の
HP



宇治市図書館の
LINE



宇治市図書館の
Facebook

運動公園

問 公園緑地課 **TEL 20-8795**

黄檗公園

宇治川を境として東地区のスポーツレクリエーションの拠点として、また散策ゾーンとしても親しまれており、体育館を中心に野球場、プール、弓道場などの運動施設が配置されています。黄檗体育館は、2つのアリーナやトレーニングルームを備え、体力・心身の健康づくりにご活用いただけます。



所在地 五ヶ庄三番割25-1

TEL 39-9249

西宇治公園

宇治川を境として西地区のスポーツレクリエーションの拠点として、体育館、プール、多目的広場などを配置しています。体育館は2つのアリーナやトレーニングルームも備えており、体力・心身の健康づくりにご活用いただけます。



所在地 小倉町蓮池20-1 **TEL 39-9251**

東山公園

運動施設として、テニスコート(クレーコート3面、人工芝コート3面)を配置しており、隣接する宇治市文化センターとともに、市民の憩いの場として幅広く親しんでいただいています。



所在地 折居台1丁目2 **TEL 39-9249(黄檗公園)**

生涯学習

問 生涯学習課 **TEL 20-8758**

アクトパル宇治

自然体験・林間学習をはじめ、スポーツや勉強合宿、各種研修、家族や仲間とバーベキューやキャンプなど誰でも利用できます。自然いっぱいの笠取(かさとり)で、のんびりと過ごすことができます。



所在地 西笠取辻出川西1

TEL 075-575-3501 FAX 075-575-3511

予約専用TEL 075-575-3535

休所日 月曜日(祝日・夏休み期間は営業)、年末年始(12月28日～1月4日)

生涯学習センター・公民館

市民の生涯学習、社会教育にかかわる活動のために、講座の実施、学習情報並びに自主活動の場の提供などを行っています。

生涯学習センター

所在地 宇治琵琶45-14

TEL 39-9500 FAX 39-9501

休所日 月曜日(祝日は開所)、年末年始(12月28日～1月3日)

公民館

▶ 中央公民館

所在地 折居台一丁目1 **TEL 39-9258**

▶ 木幡公民館

所在地 木幡内畑34-7 **TEL 39-9193**

▶ 小倉公民館

所在地 小倉町寺内91 **TEL 39-9274**

▶ 広野公民館

所在地 広野町寺山17-403 **TEL 39-9276**

文化

問 文化スポーツ課 **TEL 20-8724**

文化センター

文化会館・中央図書館・中央公民館・歴史資料館、4施設の複合施設のこと。文化会館を指す言葉として使われることもあります。

文化会館には、大ホール(約1,300席)と小ホール(約400席)があり、各種の公演等が行われています。

茶室・和室(練習室3・4)もあります。ぜひご利用ください。

所在地 折居台一丁目1 **TEL 39-9333**



市民活動

☎ 市民協働推進課 ☎ 20-8721

コミュニティセンター

コミュニティセンターは市民相互の交流と地域活動の振興に資するとともに、福祉の増進、市民文化の向上を図るための地域活動の拠点施設として、市内に4カ所設置しています。

▶ 西小倉コミュニティセンター

所在地 小倉町南堀池107-1

TEL 39-9180

▶ 東宇治コミュニティセンター

所在地 五ヶ庄三番割36-5

TEL 39-9183

▶ 南宇治コミュニティセンター

所在地 大久保町上ノ山42-3

TEL 39-9185

▶ 槇島コミュニティセンター

所在地 槇島町大川原27-5

TEL 39-9189

スポーツ

☎ 文化スポーツ課 ☎ 20-8759

スポーツイベント

10月 市民スポーツまつり

市民の豊かなスポーツライフの実現を目指すもので、スポーツコーナーや健康コーナーなど、誰もが1日中楽しめる内容になっています。

場所 太陽が丘・木下アカデミー京都アイスアリーナ

問い合わせ先 文化スポーツ課



12月 市民駅伝競走大会

家族や学校、職場の仲間と気軽に参加できます。

駅伝を走った後のランフェスタでは、ご家族や初心者の人にも気軽に楽しんでもらえるよう、「1500m タイムトライアル」などの内容を実施します。

場所 太陽が丘

問い合わせ先 文化スポーツ課



2月 宇治川マラソン大会

宇治川マラソンは、世界文化遺産登録の「平等院」や「宇治上神社」、また源氏物語の「宇治十帖」ゆかりの地や風光明媚な宇治川畔など、お茶と歴史に育まれた街並みとアップダウンに富んだコースになっております。

場所 太陽が丘

問い合わせ先 実行委員会



3月 市民ファミリーバドミントン大会

生涯スポーツの推進及び参加者の交流を目的としています。ファミリーバドミントンは、老若男女問わず誰でも気軽に楽しむことができるニュースポーツとして、広く親しまれています。

場所 西宇治体育館

問い合わせ先 文化スポーツ課



5月～ ニュースポーツひろば

ニュースポーツの実践機会の提供により生涯スポーツの推進及び参加者の交流を目的としています。また、スポーツ推進委員によるニュースポーツの技術指導やルール説明を行いますので、初めての人も気軽に参加できます。

場所 西宇治体育館・黄檗体育館

問い合わせ先 文化スポーツ課



その他

JR宇治駅前市民交流プラザ(ゆめりあうじ)

JR宇治駅前市民交流プラザ(ゆめりあうじ)には男女共同参画支援センター、地域子育て支援拠点(げんきひろば)、ファミリー・サポート・センター、みんなのきHana保育園、観光振興課、観光協会、観光案内所、宇治駅前交番があります。

所在地 宇治里尻5-9

TEL

- 男女共同参画支援センター
- 地域子育て支援拠点(げんきひろば)、ファミリー・サポート・センター
- みんなのきHana保育園
- 観光振興課
- 宇治市観光協会
- 観光案内所
- 宇治駅前交番

☎ 39-9377

☎ 39-9309

☎ 21-8739

☎ 39-9408

☎ 23-3353

☎ 22-8783

☎ 23-6370



商工業

☎ 産業振興課 ☎ 39-9621

宇治市中小企業低利融資(マル宇)

事業者の皆さんに対し、事業資金の融資を低利であっせんし、経営の安定と健全な発展を図ることを目的とした制度です。また、利用者の負担を軽減するために、信用保証料と支払利子の一部を補給します。

融資額・期間 運転資金:2,000万円・5年以内
設備資金:3,000万円・7年以内

融資利率 1.3%

融資対象 市内に1年以上住所を有し、継続して1年以上事業を営み、市税を完納し、京都信用保証協会の保証対象となる事業者

連帯保証人 原則として法人代表者以外不要

補給内容 信用保証料の2分の1を補助
2年間の支払利子を補助

※利子補給金の交付を申請する日の属する年の1月1日現在において、融資を受けたときから継続して宇治市内に住所を有し、市税を完納していること。当該融資に関し京都信用保証協会による代位弁済が行われた場合などを除く

申込窓口 (株)京都銀行・(株)南都銀行・(株)滋賀銀行・京都中央信用金庫・京都信用金庫の本・支店

マル経制度に対する利子補給

株式会社日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金(マル経)を利用した事業者に対し、支払利子の一部を補給します。

融資額・期間 運転資金:2,000万円・7年以内
設備資金:2,000万円・10年以内

融資利率 変動(日本政策金融公庫にご確認ください)

融資対象 商工会・商工会議所の経営指導を6カ月以上受け、同一の商工会等地区内で1年以上事業を行っている小規模事業者

補給内容 融資実行から3年間、支払利子のうち年利率1.4%相当額(融資利率が1.4%を下回る場合は支払利子額)を補助

※利子補給金の交付を申請する日の属する年の1月1日現在において、宇治市内に引き続き1年以上住所(法人にあっては、本・支店所在地)を有し、市税を完納していること。

京都府開業・経営承継支援資金に対する保証料補給

京都府開業・経営承継支援資金(創業(開業)型及び事業転換・多角化型に限る。)を利用した人に対し、信用保証料の一部を補給します。

融資額・期間 創業(開業)型 1,500万円・10年以内
事業転換・多角化型 2,000万円・10年以内

融資対象 府内に住所を有し、京都信用保証協会の保証対象となる中小企業者

補給対象 市内に住所(法人にあっては、本・支店所在地)を有し、市税を完納している中小企業者

補給内容 信用保証料の2分の1

農業

☎ 農林茶業課 ☎ 20-8723

新規就農

新たに仕事として農業を始めようとする人に対して、京都府等の関係機関と共に相談を受け、準備段階に応じた支援策をご提案します。

山城マルシェ・宇治めぐりPR

地元農産物を「知る」・「買う」・「食べる」機会としていただくため、市内産や山城地域産の農産物・加工食品を生産者から直接消費者に届ける直売の機会をつくっています。

■山城マルシェ

京都府山城地域の取り組み、「やましろ産ごちそうさんプラットホーム」に参画し、JR宇治駅等で年間5回ほど開催

■宇治めぐりPR

各種イベントに参加連携する形で市内産農産物等を展覧します。

開催日時は市政だよりやHPなどでお知らせしますので、ぜひお越しください。

農業振興に関する支援

地域農業振興のため、経営強化や地元農産物の消費拡大などに取り組む農業者を支援します。

- 新たな知識・技術の習得
 - スマート技術の導入
 - 研修
 - 商談会等への参加、部活動 など
- 詳細はお問い合わせください。



農地

農林茶業課 ☎ 20-8723
農業委員会事務局 ☎ 20-8754

農地中間管理事業(京都府農地バンク)

農林茶業課

市街化区域以外の農地において、農地中間管理機構が、農地の貸付希望者から農地を一旦借り受け、借受希望者へ貸し付ける制度です。将来の農地の有効利用に不安をお持ちの方や、農業経営の規模拡大をお考えの方はぜひ一度ご相談ください。

農地を売買したり転用したりする場合

農業委員会事務局

農地を売買贈与、貸借等する場合

農地法第3条許可申請

市街化区域外の農地を農地以外に利用する場合

農地法第4条許可申請・5条許可申請

市街化区域内の農地を所有者が自ら宅地などに転用する場合

農地法第4条転用届出

市街化区域内の農地を農地等の権利を取得して宅地などに転用する場合

農地法第5条転用届出

※農用地区域については、「農業振興地域の整備に関する法律」による制限がありますので、農林茶業課にお問い合わせください。

※生産緑地地区については、公園緑地課へお問い合わせください。

林業

農林茶業課 ☎ 20-8723

伐採及び伐採後の造林の届出

届出対象者

地域森林計画内の森林所有者・立木を買い受けた方などです。

立木を伐採する方と伐採後の造林を行う方が異なる場合は、共同で提出してください。

届出期間

- (1) 伐採及び伐採後の造林の届出：
伐採を始める90日前から30日前まで
- (2) 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告：
造林を完了した日から30日以内

提出先

伐採・造林する森林が宇治市にある場合は宇治市長(受付:農林茶業課)

留意事項

市長が、宇治市森林整備計画に適合した施業が行われるよう、届出があった計画に対し変更や遵守を命じることがあります。また、無届で伐採した場合等には、市長が伐採の中止及び造林を命じることがあります。

☎ 宇治市の市外局番は **0774** です

森林の土地の所有者届出制度

届出対象者

個人、法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届け出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届け出を出している方は対象外です。

提出期間

土地の所有者となった日から90日以内に取得した土地のある市町村の長に届け出をしてください。

留意事項

届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有者移転の原因、土地の所在場所及び面積とともに、土地の用途等を記載します。添付書類として、登記事項証明書(写しも可)または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

宇治市豊かな森を育てる事業補助金の交付について

補助金の概要

①森林施業路の開設

ア. 事業主体

施業路を開設する森林の所有者

イ. 補助率および補助金額

補助率2分の1で最大150万円

ウ. 主な採択基準

受益面積が1ha以上であること

②危険木の伐採

ア. 事業主体

当該危険木の所有者(ただし、危険木の所有者による伐採が困難な場合は、危険木による被害を受ける恐れのある者も可能とする)

イ. 補助金額および補助率

補助率2分の1で最大30万円

ウ. 主な採択基準

● 民家(日々居住している家の敷地内の建物であること)に倒れる危険性のある木であること。庭木は対象外です。

● 地域森林計画区域内の森林に生えている危険木であること

漁業

農林茶業課 ☎ 20-8723

河川種苗放流事業

水産資源の保護・増殖を図るため、河川種苗放流事業の支援を行います。宇治川漁業協同組合が宇治川の水産資源の増殖を図る目的で実施する種苗放流に対して補助を行っています。





暮らし

ごみ

※お住まいの地域により収集曜日が異なります。

岡まち美化推進課

☎ 20-8762

もえないごみ

午前収集地域：朝9時までに
午後収集地域：昼1時までに
(週2回) [□・○曜日]

●出せるもの
台所ごみ、紙くず、木切れ・剪定枝、枯葉・草・花、皮革製品、食用油、布切れ、たばこの吸い殻、掃除機のごみ など

●出し方ワンポイント



台所のごみはしっかり水切りをしてごみ袋へ



てんぷら油は少量ずつ紙や布に染み込ませるか、凝固剤で固まらせて出す※拠点回収もしています



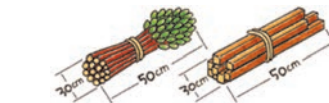
竹串は折って厚紙かガムテープで包む



紙おむつは汚物を取り除いてトイレに流してから出す



皮革製品は金属部分を取り除いてから出す



木切れ・剪定枝はひもでくる(径5cm以下のものに限る)
1回の収集で3束もしくは3袋まで、多量の場合は有料臨時ごみ収集で

●乾電池について

●使用済み乾電池は、「もえるごみ」の日に別袋で出してください。



充電電池・上記以外のボタン電池は、市で収集できません。家電量販店等の回収ボックスへ出して下さい

もえないごみ

朝9時までに
(週1回) [□曜日]

●出せるもの
金属類、陶磁器類、ガラス類、プラスチック製品、電球・蛍光管、家具、電化製品、ふとん・座ぶとん、自転車(電動自転車のバッテリーは不可)、灰、ゴム・スポンジ類、コンロ、ストーブ、かさ など

●出し方ワンポイント



ガラス・電球・コップなどは新聞紙などに包み《割れ物》と表示して出してください



カミソリ・針などはガムテープか厚紙でつつむ



ふとん・カーペットはひもでくる(2枚まで)

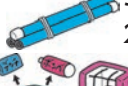


家具は1点まで
マットレスはシングルサイズまで



自転車は《ごみ》と分かるように貼り紙をする

セミダブル以上は臨時ごみ(有料)で
ソファは2人掛けまで



ものほしざおは2m以内に切り、くる

3人掛け以上は臨時ごみ(有料)で



石油ストーブは灯油を完全に抜き、電池を取る
ガスコンロ・レンジは電池や携帯ポンプを取る



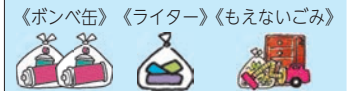
ライターは必ず中身を使い切る
透明・白色半透明で中身の見える袋に入れて他のもえないごみと分けて出す

●使用済みスプレー缶
カセットボンベ缶、ライターは必ず使い切る

穴をあけずに



透明・白色半透明で中身の見える袋に入れる



もえないごみの日に別袋で出して下さい

〈以下は広告スペースです〉

ウエス 小売り販売
0774-46-8591

古着リサイクル

株式会社
ケイヤマ商店

本社 京都市南区東九条河西町31-3
TEL/FAX.075-662-2805

久御山工場 久世郡久御山町田井西荒見91-12
TEL.0774-46-8592

人生の整理をしませんか?

生前整理
整理収納
遺品整理
ハウスクリーニング

生前整理アドバイザー
紺村 妙子

お気軽にお問い合わせください

ARUM SERVICE **アルムサービス**

☎ 0120-493989
宇治市 菟道 荒横 36-4

古新聞 古雑誌 **ダンボール** の回収

宇治市内
子ども会、町内会など
約160ヶ所以上回収中!!
企業様の定期回収OK!

NC 株式会社 七海

持ち込みもOK!
お気軽にお越し下さい。
スタッフが対応いたします!

☎ 0774-28-0173

営業時間 AM8:30~PM6:00 宇治市 榎島町石橋4-7

※お住まいの地域により収集曜日が異なります。

資源物	<p>プラマーク</p> <p>週1回・<input type="checkbox"/>曜日朝9時までに</p> <p> 商品を入れたり包んだりしているプラスチック製の「容器」や「包装」が「プラマーク」です。左記のマークを目印に、汚れたものは簡単な水洗いをして出してください。</p> <p>●出せるもの 袋類、薬の容器、カップ・トレイ類、発泡トレイ類、チューブ類、網・ネット類、ボトル類、キャップ・ラベル類、フィルム類 など</p> <p>●出せないもの プラスチックでできたバケツやおもちゃなど容器や包装でない製品そのもの ▶「もえないごみ」の日に出してください。</p> <p>●汚れているもの ▶簡単な水洗いで汚れが落ちないプラマークは、「もえるごみ」の日に出してください。</p>		
	<p>ペットボトル</p> <p>隔週・<input type="checkbox"/>曜日朝9時までに</p> <p>●出せるもの 飲み物・しょうゆ・みりん・焼酎などの入っていたペットボトル このマークのついているものに限ります</p> <p>●出せないもの 洗剤のボトル・シャンプー・サラダ油のボトル・マヨネーズなどの容器・わさびなどのチューブ・卵のパック ▶「プラマーク」の日に出してください。ただし、汚れの落ちないものは「もえるごみ」の日に出してください。</p>	<p>びん</p> <p>隔週・<input type="checkbox"/>曜日朝9時までに</p> <p>●出せるもの 飲み物・食べ物・調味料のガラスびん キャップは必ずはずしてください</p> <p>●出せないもの 食品以外が入っていたびん(化粧品・香水など)・コップ・食器類・ガラス・電球・蛍光管 ▶「もえないごみ」の日に出してください。</p>	<p>缶</p> <p>月2回・<input type="checkbox"/>曜日水曜日朝9時までに</p> <p>●出せるもの 飲み物・食べ物のアルミ缶・スチール缶 キャップは必ずはずしてください</p> <p>●出せないもの スプレー缶・ボンベ缶・一斗缶・フライパンなどの金属製品 ▶「もえないごみ」の日に出してください。スプレー缶・ボンベ缶は使い切ってから他のもえないごみと別袋に入れて出してください。</p>
	<p>古紙類</p> <p>決められた日</p> <p>●出せるもの 新聞紙・チラシ・雑誌・その他紙・ダンボール・古布 《新聞紙・チラシ》《雑誌・その他紙》《ダンボール》《古布》 透明・白色半透明で中身の見える袋に入れる</p> <p>●出せないもの ノーカーボン紙・裏カーボン紙・写真・紙コップ・感熱紙(FAX用紙)・防水加工紙・ビニールコート紙・油紙 など ▶「もえるごみ」の日に出してください。</p> <p>●雑紙のリサイクルにご協力を！ ビールなどの紙ケース・紙の芯・封筒・ハガキ・紙箱・包装紙などは雑誌類といっしょに出してください。</p>		

次ページへ続く

〈以下は広告スペースです〉

ゴミの収集・運搬 おまかせください

事業ゴミ 家庭の大型ゴミ 引越しゴミ

エコスター **ECOSTAR**

エコスター **ECOSTAR** エコスター有限公司 宇治市許可第 1002 号

0774-33-5117 0774-33-5107

〒611-0003 京都府宇治市平尾台2丁目12の11 k-akiyoshi@ecostar-kyoto.com

買取OK (売れる物なら何でも)

★工具 ★楽器
★事務用品 ★厨房機器 などなど

片付OK

★引越しゴミ
★大型ゴミ
★遺品整理
★店じまい

お気軽に **お電話ください!**

フリーダイヤル 0120-111-074

おはなし 年中無休

台同会社 **ぎつきカンパニー**

久御山工業団地内 京都府公安委員会 第612221230012号

※一部お取引出来ない物もございますのでお問い合わせください。

ごみの分け方・出し方

ごみの減量、資源の有効活用のため、分別収集を行っています。

詳しいごみの分け方・出し方については、ごみ分別辞典とインターネット



インターネット版「ごみ分別辞典」をご活用ください。

ごみ出しの基本的な3つのルール

- 1世帯1回の収集につき、袋ごみ**3袋**まで、袋に入らないごみ**1点**まで！
- ごみは、市が指定する**透明**または**白色半透明**で中身がはっきり見える袋で！
- ごみは、決められた曜日・時間を守って！（お住まいの地域により、もえるごみのみ午前収集地域（朝9時）と午後収集地域（昼1時）にわけられています。その他のごみは**すべて朝9時まで**に出してください。）

市で収集できないもの・収集しないもの

- **事業活動によって生じたごみ**
- **危険物及び処理困難物等**



タイヤ、バイク、土砂、コンクリート、注射器・注射針（在宅医療用）、危険物及び処理困難物（農薬・薬品・灯油・ガソリン・オイル類・ペンキ類・火薬類・ガスボンベ）、消火器、バッテリー（電動自転車のバッテリーを含む）、産業廃棄物、建築廃棄物（柱材・コンクリートがらなど）

※購入店、専門業者等にご相談ください。
※注射針等は必ず医療機関等へ返却してください。

●「水銀」の含有物

「水銀」の含有物は、もえないごみに出さないようにお願いします。別途処理が必要ですので、分別にご協力ください。

水銀を利用した血圧計・体温計

市役所のまち美化推進課窓口にお持ちください。

蛍光灯

できるだけ、拠点回収（市役所・公民館・コミュニティセンター等にある回収箱）に出すようにしてください。多量に蛍光灯が出されている場合は、事業系ごみとして判断し、もえないごみでは収集いたしません。

●充電式電池

リチウムイオン電池などの充電式電池

充電式電池は、ごみとして収集できませんので、購入された店にご相談ください。

充電式電池を内蔵した製品

購入された店で相談していただくか、小型家電として拠点回収に出してください。

臨時ごみ（有料）

引越し、樹木の剪定などで一時に多量にごみを処分したい場合、または通常の収集では収集できない大型のごみ、園芸用土を処分したい場合は、有料の臨時ごみ収集となります。なお、資源ごみの臨時収集は行っていません。

▶ ①まち美化推進課に申し込む

申し込み時には

氏名・住所・電話番号・出されるもの（品目・点数）を確認後、収集日を設定します。



（軽トラック）

▶ ②収集日には

収集車が横付けできる場所にごみを出してください。（家屋内からの収集はできません）これでおよそ6,000円です



▶ 料金

料金はごみの容積によって当日、算出します。ご依頼者の立会いのもと、料金の見積額を提示し、料金を受け取ってからごみを収集します。正式な料金の提示は当日になりますが、目安として、軽トラックの運転席の高さまでの容積で、およそ6,000円になります。それより容積が大きければ料金は高くなり、容積が小さければ料金は安くなります。（※令和4年4月1日現在）

家電リサイクル法の対象品目の処分方法

テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は「ごみ」として収集できません。

■ 基本的な方法

家電販売店（買った店・買い替えた店）に引き取りを依頼する

※これらの店には引取義務があります。これらの場合以外でも、引き取りをしている場合もあるので、近くの家電販売店に問い合わせてください。

■ 買った店がわからない場合など、上記以外の方法

指定引取場所に直接持ち込む

- ①郵便局で「家電リサイクル券」を購入する
※製造メーカー（テレビ、冷蔵庫の場合はサイズ含む）でリサイクル料金が変わります。
- ②メーカー指定引取場所へ（営業日確認要）

必要なもの

- 家電リサイクル券 処分したい家電製品

メーカー指定引取場所

嶋崎運送（株）

京都市伏見区横大路六反畑57-4 ☎075-604-6055

美山運輸（株）

京都市南区吉祥院石原堂ノ後町43 ☎075-693-7757

日本通運（株）京都支店洛南物流センター

京都市南区上鳥羽城ヶ前町57-63 ☎075-681-9571



市に引き取りを依頼する(収集日は毎週木曜日)

- ①郵便局で「家電リサイクル券」を購入する
※製造メーカー(テレビ・冷蔵庫の場合はサイズ含む)でリサイクル料金が変わります。
 - ②市に収集の予約をする
 - ③収集日には立会いのうえ
 - 家電リサイクル券
 - 収集運搬料金3,300円/家電1台ごと
 - 処分したい家電製品(道路際まで出しておく、家屋内からの収集はできません)を引き渡す
- ※令和4年4月1日現在

亡くなった犬・猫・小動物の引き取り

費用について (令和4年4月1日現在)

	市役所に持ち込む	引き取りを依頼する
犬	2,200円	3,300円
猫・小動物	1,100円	2,200円

※なお、のら犬、のら猫等は無料です
※首輪をはずして箱などに入れてください

市役所へ持ち込む場合

〔月～金曜日〕8時半～17時15分
まち美化推進課窓口へ
〔月～金曜日〕17時15分～21時および土日〕8時半～21時
市役所の地下受付(警備員室)へ

引き取り依頼する場合

まち美化推進課へ電話で申し込む

引き取ったペットの行方

動物専用焼却炉で火葬します。
※火葬の立会いや墓参はできません。

パソコンの処分方法

パソコンの回収は、各メーカーの受付窓口に直接申し込んでください。

各メーカーの回収窓口の紹介・自作パソコン・事業撤退等によりメーカー不在のパソコンの受付窓口

一般社団法人パソコン3R推進協会

☎03-5282-7685

<https://www.pc3r.jp>



デスクトップパソコン

資源物の拠点回収※拠点回収に出すとリサイクルされます！

P126の施設に紙パック回収箱を設置し、資源物として紙パックの拠点回収を行っています。また、 の施設ではてんぷら油・ペットボトルキャップ・蛍光管・小型家電の回収も行っています。なお、持ち込むことが難しい場合、紙パック・てんぷら油(てんぷら油は固めるか、布などにしみ込ませる)は「もえるごみ」として、ペットボトルキャップは「プラマーク」として、蛍光管・小型家電(パソコン以外)は「もえないごみ」として出してください。

紙パック	てんぷら油	ペットボトルキャップ	蛍光管
<p>よく洗い、切り開きよく乾かす</p> <p>束ねて、ひもでくくり、回収箱に入れる</p>	<p>ペットボトルに油を入れキャップをしっかりとめる。</p> <p>回収箱に入れる</p> <p>必ずロックをする</p>	<p>簡単な水洗いをする</p> <p>袋などから出し回収箱に入れる</p>	<p>購入時の包装箱に入れる</p> <p>回収箱に入れる</p>
<p>●出せないもの 内側が茶色もしくはアルミコーティング(銀色)されたものは拠点回収には出せません。「もえないごみ」として出してください。</p>	<p>●出せないもの ガソリン、灯油、エンジンオイルなどは拠点回収には出せません。購入店・専門業者等にご相談ください。</p>	<p>●出せないもの しょうゆ、みりん、焼酎の入っていたペットボトルのキャップは拠点回収には出せません。「プラマーク」として出してください。</p>	<p>●出せないもの LED電球、白熱電球などは拠点回収には出せません。「もえないごみ」として出してください。電球の形をしていても中身が蛍光管であれば対象になります。</p>

暮らしの臨時ごみ(有料)

次ページへ続く

▶ 小型家電の回収について

出せるもの

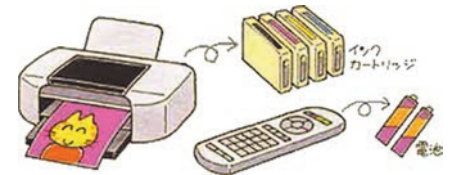
回収箱の投入口(40cm×20cm)に入る小型の電化製品に限ります。

詳しい対象品目は、市ホームページやごみ分別辞典を参照してください。



出し方の注意点

投入口に入らないものは、必ず持ち帰ってください。電池、インクカートリッジは取り外し、個人情報が含まれるものは、データを削除してください。



▶ 紙パック回収箱設置場所

の施設ではてんぷら油・ペットボトルキャップ・蛍光管・小型家電の回収も行っています。

六地藏公会堂	西川原集会所	半白集会所	天神台集会所	榎島集会所
木幡公民館	福角集会所	川東集会所	広野地域福祉センター	榎島十一集会所
木幡熊小路集会所	羽戸山集会所	市役所庁舎	小根尾集会所	吹前集会所
木幡地域福祉センター	菟道南集会所	菟道ふれあいセンター	緑ヶ原集会所	小倉公民館
平尾集会所	三室戸集会所	宇治橋通集会所	広野公民館	蓮池中集会所
南山集会所	菟道集会所	白川集会所	広野寺山集会所	東堀池集会所
御蔵山集会所	車田集会所	中央公民館	尖山集会所	西小倉集会所
東木幡集会所	三室戸北集会所	琵琶台集会所	南宇治 コミュニティセンター	西小倉 コミュニティセンター
平尾台東集会所	菟道北集会所	宇治野神集会所	平盛集会所	西小倉地域福祉センター
南部公会堂	明星集会所	城南荘集会所	伊勢田集会所	東宇治地域福祉センター
志津川集会所	開地域福祉センター	榎島 コミュニティセンター	砂田集会所	東宇治 コミュニティセンター
ゆめりあうじ	南陵南集会所	西目川集会所	名木西集会所	大和田集会所

自己搬入など

家庭から出るごみのうち、以下の品目は処理施設へ自己搬入ができます。ごみを搬入する際は、事前に下記の連絡先まで必ずお問い合わせください。

※P124の市で収集できないものについては、処理施設への自己搬入もできません。購入店、専門業者等にご相談ください。

品目	搬入先	処理費用(100kg毎)	連絡先
除草ごみ等もえるごみ 剪定枝	クリーン21長谷山 城陽市富野長谷山1-270	1,500円(税込)	事前手続きが必要です。搬入方法等詳細は、まち美化推進課までお問い合わせください。
土砂等(園芸用土)	グリーンヒル三郷山 久御山町佐古梶石1-3	1,200円(税込)	
家具類等もえないごみ	搬入先は宇治廃棄物処理公社(☎21-4048)です。事前予約が必要です。搬入基準、搬入方法等詳細については、直接お問い合わせください。		

※令和4年4月1日現在



暮らし
▼
臨時ごみ(有料)

ふれあい収集

介護が必要な方や、身体に障害のある方など、ごみ収集場所へのごみ出しが困難な世帯に対し、玄関先での戸別ごみ収集や、希望者への声かけ(安否確認)を行っています。

対象となる方(世帯)

- 介護認定が要介護度1以上
- 身体障害者手帳1級または2級
- 療育手帳A
- 精神障害者保健福祉手帳1級



サービスの内容

正しく分別されている“もえるごみ”、“もえないごみ”、“資源物(缶・びん・ペットボトル・プラマーク・古紙類)”を、玄関先で週1回一括で収集します。

申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、まち美化推進課へ。

し尿処理

し尿収集の届出

汲み取り式便所のある家庭や事業所は、住民登録とは別に「し尿収集の届出」が必要ですので印かんをご持参のうえまち美化推進課へ届けてください。

- 新規届…転入・転居したとき、または事務所等を使い始めたとき
- 変更届…代表者氏名、請求先等を変更したとき
- 廃止届…汲み取りの必要がなくなったとき(廃止届の提出がなければ、し尿処理手数料の請求が続くこととなります)

収集日は、市政だより(毎月15日号)に掲載されます。
収集は、おおむね20日間隔で行われます。

料金 一世帯あたり750円(月額)
(令和4年4月1日現在)

出前講座

ごみ減量やリサイクルの大切さを伝える出前講座を市内で実施しています。

申込方法

申込書に必要事項を記入のうえ、まち美化推進課へ。

海外リユース事業

市内のご家庭で使わなくなった「かばん、くつ、ぬいぐるみ、ベルト、古着、帽子、毛布など」を東南アジアなどでリユースする取り組みを実施しています。市役所と木幡公民館、京都中央信用金庫木幡支店に回収箱を設置しています。

出し方の注意

クリーニングは不要ですが、汚損しているものはリユースできません。



各種手続きについて 事前の届出が必要です

- 水道の使用開始や、使用中止をする場合
- 水道使用者の名義変更や、納付書等の送付先を変更する場合
- 水道の使用用途が変わる場合

届出先 営業課(市役所本庁2階)

- 電話による届出もできます。(☎20-8807)
- 集合住宅にご入居の場合は、家主様や管理会社様にご確認をお願いします。

水道メーターの検針

☎営業課検針窓口 ☎20-8775

- 検針は2カ月に1度、1～10日の間に行っています。(東地区:偶数月、西地区:奇数月)
- お留守でもメーターが検針できる場所にある場合は検針します。
- お問い合わせ等については、検針受託会社が対応いたします。

▶ご協力をお願いします

- メーターボックスの上やその周りに物を置いたり、植物を植えたりしないでください。
- メーターボックス内に汚水や土砂等が流れ込まないようにしてください。
- 犬はメーターボックスから離れたところに繋いでください。

※上記の理由以外であっても、門扉に鍵がかかっている等の理由で検針ができない場合があります。

その際は後日お伺いする案内を投函します。それでも検針ができない場合は、メーターの指示数をご報告いただくためのハガキを投函しますので営業課宛てに返送してください。

水道メーターの取替え

☎営業課 ☎20-8807

▶メーターには有効期限があり、取替えが必要です

- 計量法により、水道メーターの有効期限は8年と定められています。このため有効期限が満了する前に、市では水道メーターの取替えを行っています。(費用は無料)
- 有効期限は各家庭で異なり、取替え対象のお宅にはあらかじめ「水道メーター取替えのお知らせ」チラシの投函、もしくはハガキを送付し、お知らせしています。

▶取替作業

- 作業は市の受託者証明書を持参した取替業者が行います。
- 立ち会いは不要です。
- 取替時間は15分程度です。受水槽がない場合はその間、断水となります。
- 取替完了後「水道メーター取替完了のお知らせ」を投函します。

※取替には万全を期しておりますが、わずかに濁り水や空気が出る事があります。取替後は全ての蛇口をゆっくり全開にし、水だけを約1分間流してください(濁りや空気が十分に抜けるまで給湯器や浄水装置、トイレには通さないでください)。

130ページへ続く

暮らし 上水道

〈以下は広告スペースです〉

水漏れ

つまり

トイレ修理

浴室修理

24時間受付
年中無休

365日
スピード対応

水のトラブルおまかせください!

出張無料ですぐに駆けつけます

基本料金3,000円

「宇治市暮らしの便利帳」特別割引

0

円

水道修理即日施工業者

見積り

出張費

キャンセル料金

0

円

プロテクノサービス

0120-151-554

https://www.protechnoservice.com/

128 宇治市 暮らしの便利帳

宇治市は出張無料ですぐに駆けつけます

蛇口の水漏れ トイレつまり など

水に関するトラブルならおまかせ!

お見積りのみでもご依頼OK!

親切・丁寧

スピード対応

最短30分で訪問

相談無料



修理後の保証も
安心サポート体制!

リピーターさん急増中!!

\ 私たちがお伺いします。 /



蛇口・
パイプ

の水漏れ修理

1,200円より



トイレ

の水漏れ修理

1,200円より



パイプ・
トイレ

のつまり修理

1,200円より

雨漏りなど
その他
水のトラブルも
おまかせ下さい

※材料が必要な場合は別途材料費がかかります。

「宇治市くらしの便利帳」特別割引

基本料金3,000円 → 0円

安心・安全な地元密着業者

近畿水道サポートセンター



携帯OK

0120-194-887

24時間、土・日・祝も対応しています

<https://www.suido-support.com/>

(営業所) 〒611-0042 京都府宇治市小倉町山際48-17 (本社) 〒567-0896 茨木市玉水町1-47-1-21



暮らし

漏水

問 営業課 ☎20-8761

水道管の老朽化等により、気がつかないうちに漏水が発生することがあります。水道メーターよりも宅地内で漏水した水量分は、水道料金及び下水道使用料が発生しますので、心当たりがないのに使用水量が多くなったときなど異常がある場合は、早めの点検や修理をお願いします。

※漏水の調査・修理等の費用は個人の負担となります。

漏水の調べ方

宅地内のすべての蛇口を締め切っても、メーターボックス内のパイロット(メーターの文字盤のコマ)が回っているときは、漏水の疑いがあります。



漏水時の料金について

下記の①～④の要件全てを満たせば、漏水した水量分の料金の一部を減額できる場合があります。

- ①埋設された給水管などからの漏水であること
(蛇口・トイレ・給湯器・風呂・太陽光熱温水器等の不良によるものは対象外)
- ②善良な管理義務を果たしていること
- ③漏水の属する期別の水道使用量が、前年同期または修理後の期別の水道使用量の1.2倍以上であること
- ④修理後1年以内に申請されていること

減額できる範囲

- 漏水により増加したと思われる水量の50%に相当する水道料金と100%に相当する下水道使用料
- 修理日以前の1年間で漏水により水量が増加した期間のうち、最大4カ月(2期)分

手続き方法

修理した業者から「漏水修理証明書」の交付を受け、「料金等減額申請書」と共に、営業課に申請ください。必要書類は営業課窓口または市ホームページにあります。

〈以下は広告スペースです〉

給排水衛生換気設備・設計・施工
各種リフォーム・一般土木

能勢設備工業株式会社

お気軽にご相談下さい!!

TEL.0774-21-7774
FAX.0774-21-5777

〒611-0025 宇治市神明石塚 38-4

修繕依頼

- メーターBOX内の水もれ
- メーターの止水栓が回らない
- 自分の家だけあるいは近所一帯水が出ない
- 赤や白い水が出る

問い合わせ 配水課(☎20-8765)

- 自宅内の水もれ・蛇口パッキン交換・水道工事

問い合わせ 市指定給水装置工事事業者へ

- 水洗トイレ、ガス湯沸し器、電気温水器、太陽熱温水器などのトラブル

問い合わせ 器具を取り付けた業者または市指定給水装置工事事業者へ

※市指定給水装置工事事業者は市ホームページに掲載しています。

市指定給水装置工事事業者の連絡先がわからない場合は、下記の漏水受付センター連絡先へ



宇治市指定給水装置工事事業者指定一覧表

漏水受付センター連絡先

問 ☎21-7474

漏水受付センターは上下水道部が業務委託している企業体です。漏水の修理や調査についてのご相談、市指定給水工事事業者の紹介など、年間を通じ24時間体制で受付しています。

水道工事の申し込み

問 工務課 ☎20-8764

家屋の新築や増改築に伴い水道の新設または改造等を行うには、市へ給水装置工事の申し込みが必要です。その際は市指定給水装置工事事業者を通じてお申し込みください。市指定給水装置工事事業者の一覧表を市ホームページに掲載しています。

132ページへ続く

 *About a digital book*

宇治市 暮らしの便利帳が 電子書籍に!!

わが街 事典[®]

パソコンやあなたのお手持ちの携帯端末でご覧になれます!

iPadアプリ版

iPhoneアプリ版

Androidアプリ版




無料

閲覧に伴う通信料は
ご負担ください



「わが街事典」電子書籍の特徴

お手持ちの携帯端末にダウンロードすることで、簡単に持ち運びでき、お好きなシーンで活用できます。使いやすいインターフェイスと電子書籍ならではの拡大・縮小機能で、どこでもどなたでもご利用いただけます。

いつでも
持ち歩ける
利便性 



ダウンロード方法や対応端末など詳しくはこちら 



貯水槽水道(受水槽・高置水槽等)の管理

貯水槽水道とは、マンションなどの建物で水道水を一旦貯水槽にため、貯水槽からポンプにより蛇口まで給水する仕組みをいいます。一旦貯水槽に貯めて給水していますので、水が汚染されないよう貯水槽の設置者の皆様におかれましては、適正な管理や定期検査を受けていただく必要があります。定期検査の結果につきましては、工務課までお知らせください。

上下水道料金の支払い

☎ 営業課 ☎ 20-8761

支払方法は●口座振替と●納付書(納入通知書)払いです。クレジットカードの取扱いはしていません。

■ 口座振替の場合

検針月の翌月15日(金融機関休業日は翌営業日)に指定の口座より振り替えます。

■ 口座振替手続きについて

- ① 口座振替依頼書(市内金融機関窓口にあります。)
 - ② 「水道ご使用量のお知らせ」等水栓番号と地区整理番号がわかるもの
 - ③ 金融機関お届け印
- 上記①～③を持参し、ご利用の金融機関窓口でお手続きください。

■ 納付書(納入通知書)払の場合

検針月の月末(または翌月初め)に納付書を送付しますので、営業課窓口・金融機関・コンビニエンスストア・一部スマートフォンアプリ(PayPay・LINEPay)で納期限までにお支払いください。

納付場所は納付書裏面または市ホームページでご確認ください。


低所得者への上下水道料金減額制度

☎ 営業課 ☎ 20-8761

同居者全員の前年の合計所得金額の合算が基準額以下の世帯を対象に、上下水道料金を減額する制度があります(基準額は毎年見直します。)

詳細は市ホームページまたは営業課までお問い合わせください。

〈以下は広告スペースです〉



水 廻りのことなら
お任せください。
水もれ、詰まりなど
お気軽に
お問い合わせ下さい。

管工事 下水の切替工事一式

株式会社 印南工業
宇治市上下水道指定
京都市上下水道指定
〒611-0041 宇治市槇島町南落合47-129
TEL・FAX (0774) 22-8390

浄化槽管理
廃水処理メンテナンス
大切な水を守る

新光テクノ株式会社

浄化槽管理・水処理技術を通じて
自然にやさしい暮らしに
貢献していきます

京都府南丹市美山町萱野
TEL (0771) 75-1981(代)
若者たちの働きやすい
環境づくりに努めて
UIJターンを支援します!

あなたのリフォームをサポートします。

どんな工事も
自社でこなせる。
だから
アフターサービスも
迅速で万全!!

業務内容
オール電化施工
内装工事全般
給湯機・ふろ釜
浴室リフォーム
キッチンリフォーム
トイレリフォーム
化粧洗面台
パリアフリー

修理
水道
給湯
ガス
電気
排水(つまり)
水漏(防水)
タイル
什物の修理

創業50年の実績と信頼

有限会社 紀洲風呂
枚方市長尾家具町1-10-2
枚方市上下水道指定店・ガス随時内管施工店/大阪府知事許可(般-1)第122815号
TEL.072-856-2626

紀洲風呂 検索へアクセス

下水道

☎ 下水道管理課 ☎ 20-8744

公共下水道への早期接続のお願い

各ご家庭で使用された水をきれいにして河川等へ放流するという公共下水道の効果を最大限に発揮するためには、各ご家庭で接続工事を行っていただく必要があります。法令に基づいて供用開始(下水道が使えるようになった日)後3年以内の接続工事をお願いしていますので、供用開始された地域でまだ工事をされていない方は早期の接続をお願いします。

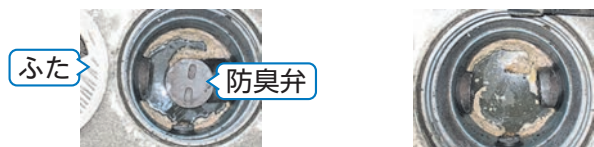
流れにくいときの対応

水が流れにくい場所	原因及び対処法
台所や洗面台、お風呂、洗濯機等(雑排水)のみが流れにくい。	雑排水管が詰まっている可能性があります。防臭ますのお手入れができていますか確認しましょう。
トイレの排水のみが流れにくい。	トイレの排水管が詰まっている可能性があります。下水道業者に確認しましょう(有料の場合あり)。
家庭内の全ての排水が流れにくい。	公共下水道に支障が出ている可能性があります。宇治市下水道管理課まで連絡してください。

※排水設備や公共汚水ますの周りに草木を植えると、根が侵入し、つまりなどの原因になることがあります。

防臭ますの手入れ

- ①防臭ますのふたをあける ②防臭弁をはずす



- ③穴の開いたお玉等で汚れを取り除く。 ④防臭弁を元に戻し、ふたをしめる。

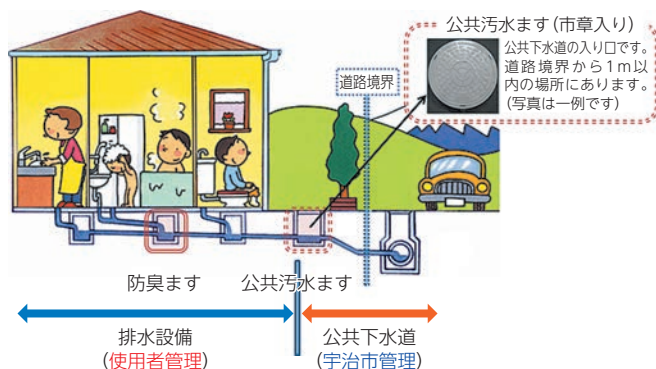


※写真は一例です。

※③で取り除いた汚れは、燃えるゴミとして、定められた収集日に出してください。

公共下水道と排水設備の管理区分

公共下水道はトイレや台所等の排水をキレイにすることができる重要な施設ですが、快適に使うためには適切に維持管理する必要があります。公共下水道の管理境界は道路境界と異なり、公共汚水ますを境に下流(道路側) (←→部分) は宇治市の管理、上流(敷地側) (←→部分) は使用者の管理となるので注意してください。



住まい・道路など

☎ 20-8740	☎ 20-8743
☎ 21-0418	☎ 20-8918
☎ 20-8743	☎ 20-8735
☎ 20-8918	☎ 20-8726
☎ 20-8735	
☎ 20-8726	

市営住宅

市営住宅に入居を希望する場合は、所定の手続きが必要です。入居の募集は、市政だよりや市ホームページなどでお知らせします。詳しい申込方法、申込資格については、住宅課住宅係までお問い合わせください。

入居申込資格

- 現に同居し、または同居しようとする親族がある人
- 現在、住宅に困っていることが明らかな人
- 公営住宅法及び宇治市市営住宅条例で定められた収入の範囲内であること
- 現に市内に居住していること
- 申込者または同居しようとする親族が暴力団員でないこと
- 入居にあたっては原則として2名の連帯保証人が必要です

都市計画

用途地域など

良好で快適なまちづくりのため、都市計画法により住宅・商業・工業などまちのあるべき姿を誘導するため、建築物の用途など土地利用に様々なルール(規制)を設けています。土地の売買や住宅の建築などをお考えの場合は、各種規制について都市計画課の窓口で確認することができます。詳しくは、都市計画課までお問い合わせください。

次ページへ続く



▶ 都市計画施設の区域内における建築の許可申請

都市計画道路など都市計画施設の区域内において、建築物を建築する場合は、市の許可が必要です。

都市計画施設の区域や申請に必要な書類は、都市計画課の窓口、または、市ホームページで確認することができます。詳しくは、事前に都市計画課までお問い合わせください。

▶ 地区計画の区域内における建築等の届出

地区計画の区域内において、建築物の建築などの行為をする場合は、その行為に着手する日の30日前までに市への届出が必要です。

地区計画の区域や届出に必要な書類は、都市計画課の窓口、または、市ホームページで確認することができます。

屋外広告物

屋外広告物には、看板や広告塔、貼紙など様々な種類があり、景観を構成する重要な要素となっています。また、老朽化した広告物は落下などにより重大な事故を引き起こす恐れもあります。市では条例を制定し、屋外広告物掲出のルールを定めていますので、掲出するには申請が必要な場合があります。詳しくは、歴史まちづくり推進課までお問い合わせください。

風致地区

風致地区とは、都市の風致を維持するために良好な自然環境を保持している区域、史跡、社寺仏閣等がある歴史的なまちなみを有する区域など、都市計画法に基づき定めた地域地区のひとつで、風致地区内で建築その他の行為を行う場合には、市長の許可が必要となります。詳しくは、歴史まちづくり推進課までお問い合わせください。

景観計画

市では、めぐまれた歴史的環境と豊かで美しい自然と調和したふるさと宇治の景観を保全し、市民と協働で快適でうるおいのある景観づくりを進めるために、景観法に基づく景観計画を策定しています。建築物や工作物の建築や開発行為等を行う場合には、市への届出が必要な場合があります。詳しくは、歴史まちづくり推進課までお問い合わせください。

道路・河川など

▶ 市が管理する道路・河川の一部を使用(占有)や改築をするとき

個人でやむを得ず市が管理する道路・河川を使用(占有)や改築をしなければならないときは、申請書を提出し、許可を受けてから工事または使用(占有)してください。詳しくは、建設総務課へお問い合わせください。

- 水道管、下水管、ガス管、その他のこれらに類する管類
- 工事用足場、工事用車両等
- 個人の土地への進入のための河川や道路側溝等へ蓋架けや橋架け

空き家等アドバイザー

宇治市に空き家を所有している方は専門業者に活用や解体、管理方法などを相談することができます。

申込み

申請用紙に記入の上、住宅課空き家対策係まで提出(申請用紙は住宅課空き家対策係窓口に備え付けてある他、市ホームページからもダウンロード出来ます。)

料 金 初回のみ相談無料

空き家出前講座

市の担当職員が、空き家の現状や、宇治市の管理不全空き家への対応、空き家に対する支援制度についての出前講座を実施しています。

対 象 市内在住の団体

申込方法 申込書に必要事項を記入の上、住宅課空き家対策係へ。

空き家の見守りサービス

空き家を所有しているが、住居から遠いなどの理由で空き家の状態の把握が難しい場合に、本市と協定を締結した事業者が代わりに見守りを行うサービスです。建物の様子や、屋外の庭木の様子を目視で確認し、所有者(依頼者)に報告します。

料 金 2,750円(税込)

申込先

- 公益社団法人 宇治市シルバー人材センター
☎0774-20-1734 FAX:0774-20-0580
- 一般社団法人 宇治高齢者事業団
☎0774-21-6685 FAX:0774-21-6685

犬を飼うとき

狂犬病予防法により、生後91日以上飼育犬は、市町村に登録し、毎年1回の狂犬病予防注射を受けなければなりません。

登録手数料(鑑札) 3,000円

注射済票交付手数料 550円

引越などにより登録事項に変更が生じたときは、環境企画課で手続きしてください。転入されてきたときは、旧住所地の市町村が交付した鑑札をお持ちください。(旧住所地がマイクロチップ制度に参加されている場合は、環境企画課までお問い合わせください。)

斎場・墓地

斎場

☎ 39-9203

火葬場と葬祭場を併設しています。

2種類の式場があり、家族葬や大きな葬儀にもご利用いただけます。

利用申込 斎場または葬儀事業者へお問い合わせください。

使用料

区分	単位	市内	市外	
火葬場	大人(12歳以上)	1体	12,000円	90,000円
	小人(12歳未満)	1体	8,000円	60,000円
	妊娠4月以上の死産児	1体	6,000円	45,000円
	妊娠4月未満の死産児	1体	3,600円	27,000円
	肢体の一部及び胎盤	4キログラムまで	3,600円	27,000円
4キログラムを超え1キログラムごとに		800円	6,000円	
第1葬祭場	☎16時から翌日の16時まで	52,000円	186,000円	
	☎0時から16時まで	26,000円	93,000円	
第2葬祭場及び第3葬祭場(第1葬祭場を2分の1ずつに区画したものをいう。)	☎16時から翌日の16時まで	26,000円	93,000円	
	☎0時から16時まで	13,000円	46,500円	
安置室	☎16時から翌日の16時まで	3,600円	12,900円	
待合室	1室2時間	2,400円	8,600円	

天ヶ瀬墓地公園

☎ 39-9205

墓所

宇治市にお住まいの方であれば申し込めます。

墓所使用者の募集がある場合は、募集開始前に市政だよりに掲載します。詳細や資料請求は、天ヶ瀬墓地公園管理事務所にお問い合わせください。

使用開始後の納骨や承継などの手続きについても、天ヶ瀬墓地公園管理事務所にお問い合わせください。

種別	墓所使用料	墓園管理料(年額)
2平方メートル墓所	500,000円	4,000円
3平方メートル墓所	750,000円	6,000円
4平方メートル墓所	1,000,000円	8,000円

合葬式墓地

複数の焼骨を合同で埋蔵するお墓です。

維持管理は市(指定管理者)が行い、毎年の管理費は不要です。墓石の建立や承継の必要がないため、单身の方や、お墓を引き継ぐ方のない場合でも安心してご利用いただけます。(宇治市民以外でも申し込めます。)

65歳以上であれば、生前の申込みができます。

詳しくは、天ヶ瀬墓地公園管理事務所または環境企画課にお問い合わせください。

使用料

施設の区分	金額(1体につき)	
	市民	市民以外
合葬室へ直接埋蔵	55,000円	82,500円
10年間個別安置後に合葬室へ埋蔵	110,000円	165,000円
20年間個別安置後に合葬室へ埋蔵	165,000円	247,500円
記名板	55,000円	82,500円

〈以下は広告スペースです〉

自然に包まれるやすらぎ

城陽動物霊園

全て個別火葬

☎0120-11-5958

☎(0774)56-7161

城陽市寺田大谷175-1(城陽霊苑内)(東城陽中学校となり)

- 火葬 小動物・猫・小型犬～特大型犬まで
- 個別供養 墓地・墓石一式
- 合同供養 永代供養
- モニュメント 写真彫刻

お気軽にご相談下さい



暮らし ▼ 住まい・道路など / 斎場・墓地



相談・情報公開

各種相談

各種相談あんない

※問い合わせの電話番号がないものは、すべて市役所 ☎22-3141 (代表番号) へ

※相談窓口によって、12時～13時は休憩時間場合があります

※年末年始は、相談日にその記載があるものを除き、受け付けしていません

	相談名	相談できる内容	相談日	場所／問い合わせ
宇治市	人権相談	<ul style="list-style-type: none"> 差別を受けたり、名誉・信用を侵されたりしたとき その他、人権にかかわる問題全般 	毎月第1木曜日 ☎10時～15時 (祝日の場合は第2木曜日) 人権擁護委員による相談	市役所会議室 人権啓発課 (☎20-8725 FAX:20-8778)
			月～金曜日(祝日を除く) ☎8時半～17時15分 上記以外については京都地方法務局宇治支局へお問い合わせください	京都地方法務局 宇治支局 (☎24-4122 FAX:24-4127)
	行政相談	<ul style="list-style-type: none"> 国・独立行政法人や特殊法人の仕事、府や市の仕事のうち国が関わっている仕事についての要望・苦情など 	毎月第3木曜日 ☎13時～16時	市役所会議室 市民協働推進課市民相談係 (☎20-8713)
	市政相談	<ul style="list-style-type: none"> 市政に関する相談など 	月～金曜日(祝日を除く) ☎8時半～17時15分	市役所市民相談室 市民協働推進課市民相談係 (☎20-8713)
	消費生活相談	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員による消費生活にかかわる相談 	月～金曜日(祝日を除く) ☎9時～12時、13時～16時	市役所消費生活センター (☎20-8796)
ふれあい教育相談	<ul style="list-style-type: none"> 学習や家庭教育、学校における活動に関すること いじめ・不登校・子どもの行動で気になること 不登校、いじめ、学習、学校生活などの親子の悩み 	月～金曜日(祝日を除く) ☎8時半～17時15分	教育支援センター	学校教育課 (☎21-1879)
			メールアドレス (k-soudan@city.uji.kyoto.jp)	教育支援課 (☎21-1890)

〈以下は広告スペースです〉

こんな仕事をお引きうけいたします。

- 樹木の剪定・草刈り
- 家庭内の整理・清掃
- 空き家の見回り・草刈り



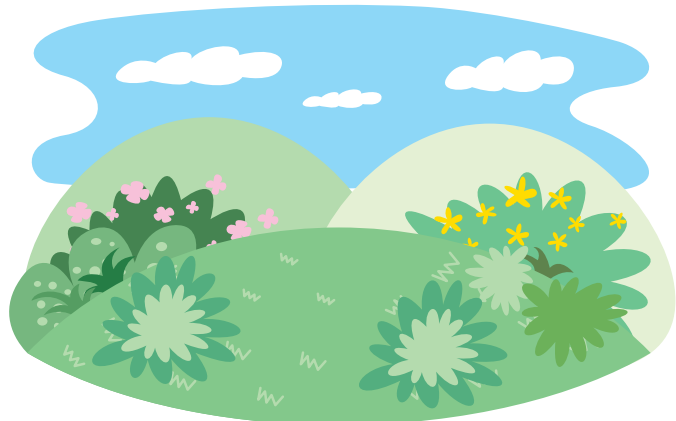
設立
45年

信頼と実績の

一般社団法人宇治高齢者事業団

TEL&FAX 0774-21-6685

宇治市槇島町外1-21



相談名	相談できる内容	相談日	場所／問い合わせ
女性のための相談	<ul style="list-style-type: none"> 女性が抱えているさまざまな悩み全般にかかわること(内容によっては、法律相談やフェミニスト・カウンセリング、こころとからだの相談におつなぎします) 	一般相談 (面接/電話・要予約) 女性のカウンセラーによる相談 火・木曜日、第2日曜日 (祝日を除く) ①13時半～16時半 第3火曜日(祝日を除く) ①10時半～12時半、 13時半～16時半	男女共同参画支援センター (☎39-9379)
		予約のいない電話相談 女性問題アドバイザーによる相談 火～金曜日(祝日を除く) ①9時～12時	
男性のための電話相談	<ul style="list-style-type: none"> 男性が抱えているさまざまな悩み全般にかかわること 	毎月第3金曜日 ①18時～20時 (祝日の場合は第2金曜日)	男女共同参画支援センター (☎39-9377)
女性のチャレンジ相談	<ul style="list-style-type: none"> 起業、NPO、地域活動、コミュニティビジネスなど 	毎月第2・4金曜日(要予約) ①13時～19時 (祝日の場合は日程が変わります)	男女共同参画支援センター (☎39-9377)
成人健康相談	<ul style="list-style-type: none"> 20歳以上の人を対象にした健康・栄養相談(電話予約が必要) 	月～金曜日(祝日を除く) ①9時～16時	うじ安心館 健康づくり推進課 (☎22-3141(代))
防火相談	<ul style="list-style-type: none"> 家庭や事業所での防火対策・消火器のこと 住宅用火災警報器のこと 	毎日	各消防署
		月～金曜日(祝日を除く) ①8時半～17時15分	消防本部予防課 (☎39-9402 FAX:39-9406)
高齢者総合相談	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者やその家族などからの介護・健康・生活・権利擁護・高齢者虐待に関する事など 	月～土曜日(祝日を除く) ①9時～17時 高齢者虐待の通報は、時間外及び日曜・祝日・年末年始も受け付けています	地域包括支援センター ■東宇治北(☎33-8270 FAX:33-8284) ■東宇治南(☎38-1250 FAX:38-2347) ■南部・三室戸(☎23-6115 FAX:23-6118) ■中宇治(☎28-3180 FAX:28-3190) ■榎島(☎21-6605 FAX:21-6860) ■北宇治(☎21-8123 FAX:21-6800) ■西宇治(☎28-6180 FAX:22-4094) ■南宇治(☎45-1544 FAX:45-2941)
		月～金曜日(祝日を除く) ①8時半～17時15分 高齢者虐待の通報は、時間外及び日曜・祝日・年末年始も受け付けています	長寿生きがい課 (☎20-8712) ●時間外のお問い合わせ(虐待に関する相談) 22時までは (☎22-3141 FAX:20-8780) 22時以降、土・日曜日、祝日、年末年始は (☎22-3142 FAX:20-8780)
障害者生活相談	<ul style="list-style-type: none"> 障害(児)者の生活相談など 	月～金曜日・第1・3土曜日 (祝日を除く) ①8時半～17時15分	障害者生活支援センター「そら」 (☎32-8441 FAX:22-8459)
障害者虐待対応窓口	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の虐待に関する事 	月～金曜日(祝日を除く) ①8時半～17時15分	障害福祉課 (☎21-0419 FAX:22-7117)
児童虐待相談	<ul style="list-style-type: none"> 児童の虐待に関する事 	●時間外のお問い合わせ 22時までは (☎22-3141 FAX:20-8780) 22時以降、土・日曜日、祝日、年末年始は (☎22-3142 FAX:20-8780)	こども家庭相談 (☎39-9178) こども福祉課 (☎20-8733)
		月～金曜日(祝日を除く) ①8時半～17時15分	
ヤングケアラー相談	<ul style="list-style-type: none"> ヤングケアラーに関する事 	月～金曜日(祝日を除く) ①8時半～17時15分	ヤングケアラー相談 (☎21-0433)

宇治市

相談・情報公開
▼各種相談

次ページへ続く

	相談名	相談できる内容	相談日	場所／問い合わせ
宇治市	認知症相談	●認知症に関すること	月～金曜日(祝日を除く) ☎9時～17時	中宇治地域包括支援センター (☎28-3686) 北宇治地域包括支援センター (☎21-8123)
	子育て相談	●子育てに関する心配や悩み、家庭・学校・地域でのことなど(18歳未満の子ども・保護者)	月～金曜日(祝日を除く) ☎9時～12時、13時～16時	こども家庭相談 (相談専用 ☎39-9178)
		●子育てに関する心配や悩み、子育て支援事業の紹介など	月～金曜日(祝日を除く) ☎9時～16時半	来庁者子育て支援コーナー (市役所1階市民交流ロビー内) こども福祉課
		●子育てに関する心配や悩みなど ※相談場所はP111・112の地域 子育て支援拠点を確認してください。	月～金曜日(祝日を除く) ☎9時～12時、14時～16時	■西部地域子育て支援センター (☎39-9209 FAX:39-9108) ■南部地域子育て支援センター (☎44-3692 FAX:44-8070) ■東部地域子育て支援センター (☎32-5580 FAX:32-5531) ■北部地域子育て支援センター (☎33-6201 FAX:46-9800)
			☎9時～15時	
			☎9時半～12時、13時半～16時	
			☎9時～14時	
			火～土曜日(祝日を除く) ☎9時～16時	げんきひろば (☎39-9309 FAX:39-9210)
			月～土曜日のうち5日 (祝日を除く) ☎10時～12時、13時～16時	りぼん(☎・FAX:44-2112)
	月～金曜日(祝日を除く) ☎10時～16時半	ぶんきょうにこにこルーム (☎・FAX:25-2525)		
	火・木・土(祝日を除く) ☎10時～15時	ひあ にしおぐら (☎・FAX:51-2084)		
	月・火・木・金・日曜日 (祝日を除く) ☎10時半～15時半	toridori(トリドリ) (☎・FAX:31-2430)		
	①火(祝日を除く) ☎10時～15時 ②月・木・金曜日(祝日を除く) ☎10時～12時半、 13時～15時半	(☎070-1764-5463) (開設日のみつながります。) ①ぼけっと伊勢田こども園 ②ぼけっとおうち		
犯罪被害者相談	●犯罪被害者の支援、見舞金に関する相談	月～金曜日(祝日を除く) ☎8時半～17時15分	総務課(☎20-8700)	
ひきこもり相談	●ひきこもり状態にある人や家族からの相談	月～金曜日 (年末年始・祝日を除く) ☎10時～17時 (受付は16時まで)	総合福祉会館内 相談ルーム あんど・ゆー (ほっこりスペースあい) (☎25-2781)	
福祉なんでも相談	●福祉に関するサービスや制度とその実施機関や相談先の紹介など	月～金曜日(祝日を除く) ☎9時～17時	総合福祉会館 社会福祉協議会内 ふれあい福祉センター (☎・FAX:23-0857)	
法律相談	●法律に関すること(定員8人・1人20分。予約が必要。相談日の2週間前の木曜日9時から予約受付開始。)	木曜日(祝日を除く) ☎13時半～17時		

	相談名	相談できる内容	相談日	場所／問い合わせ
宇治市社会福祉協議会	年金・社会保険相談	●年金・健康保険・雇用保険・労災保険・労務に関する書類の見方、手続きなどについて(予約優先)	毎月第1木曜日(祝日を除く) ☎10時～正午	総合福祉会館 社会福祉協議会内 ふれあい福祉センター (☎・FAX23-0857)
	登記相談	●相続・登記・売買・担保設定・裁判事務・供託手続きなどに関する事(予約が必要)	毎月第2・3・4木曜日 (祝日を除く) ☎9時半～正午	
	多重債務相談	●消費者金融・住宅ローンなど債務に関する事(予約が必要)	毎月第2水曜日(祝日を除く) ☎18時～21時	
	成年後見相談	●成年後見制度に関する事(予約が必要)	毎月第2水曜日(祝日を除く) ☎18時～21時	
	ボランティア相談	●ボランティア活動に関する事	月～金曜日(祝日を除く) ☎9時～17時	
府	京都府交通事故巡回相談	●交通事故の損害賠償・示談・保険請求など(予約不要、先着順)	毎月第1木曜日 ☎9時～11時半、13時～16時 (祝日の場合、前後の日に変更になります。右記までお問い合わせください。)	京都府山城広域振興局 宇治総合庁舎 (☎21-2101)
	家庭問題に関する相談	●DV、障害など家庭問題に関する事	月～金曜日(祝日を除く) ☎8時半～17時15分 「DV」については毎日20時まで受付	京都府家庭支援総合センター (☎075-531-9600)
	家庭問題に関する相談	●DVに関する事	月～金曜日(祝日を除く) ☎9時～17時	京都府南部家庭支援センター (☎43-9911)
	児童虐待相談	●児童の虐待に関する事	月～金曜日(祝日を除く) ☎8時半～17時15分 (緊急時24時間対応)	京都府宇治児童相談所 (☎44-3340)
			24時間365日	児童相談所相談専用ダイヤル ☎0120-189-783 (※最寄りの児童相談所へ転送)
国	ひきこもり相談	●ひきこもり状態にある方やご家族からの相談	月～金曜日(祝日、年末年始を除く) ☎9時～16時	京都府脱ひきこもり支援センター (☎075-531-5255)
	児童虐待相談	●児童の虐待に関する事	通話料無料 24時間365日	全国共通ダイヤル189 (※最寄りの児童相談所へ転送)
	職業相談	●職業相談・職業紹介(高年齢者・障害者を含む)など ●職業相談・職業紹介(高年齢者を含む)など	月～金曜日(祝日を除く) ☎8時半～17時15分 月～金曜日(祝日を除く) ☎8時半～17時	ハローワーク宇治 (☎20-8609 FAX:24-7796) ハローワークプラザ城南 (☎46-4010)

次ページへ続く

◀以下は広告スペースです▶



相続 成年後見
不動産登記 法人登記

中井司法書士事務所

司法書士 中井英子 簡裁訴訟代理関係業務認定

お気軽にお問合わせください。▶▶▶ 受付時間 平日9:00～18:00

宇治市槇島町目川165 P有り
TEL.0774-23-3319

心の悩み相談

『ひとりで悩んでいませんか?』
あらゆる人たちの不安や
悩みの相談にのります。

- 人間関係 ●引きこもり
- 家庭・職場での悩み
- 将来の不安 ●ストレスなど

NPO法人京よりそい

まずはお気軽にご相談ください

☎0774-22-9453

宇治市広野町小根尾130-104
<https://kyoyorisoi.com>

相談・情報公開
▼各種相談

	相談名	相談できる内容	相談日	場所／問い合わせ
その他	職業相談	●短期職業訓練 ●キャリアアップ相談 など	毎月第2・4土曜日 ☎10時～17時	城南地域職業訓練センター (☎46-0688)
	若年者等 仕事・進路相談	●就職・相談など(15～49歳。保護 者も可。電話予約が必要)	月～土曜日(祝日を除く) ☎10時～17時	地域若者サポートステーション 京都南(サザン京都) (☎54-5380 FAX:54-5382)
	青少年相談	●青少年の非行に関する悩みなど	毎月第3火曜日(祝日の場合は翌日) ☎13時～16時	宇治市福祉サービス公社内宇治地区更生保 護サポートセンター(☎・FAX:23-2335)
	年金相談	●国民年金・厚生年金についての 来所による相談・手続きなど ●国民年金・厚生年金についての 電話による相談	月～金曜日(祝日を除く) ☎8時半～17時15分 週始めの開所日のみ19時ま で延長	京都南年金事務所 (☎075-644-1165 FAX:075-641-8738) 街角の年金相談センター宇治 (来訪相談のみ)
			第2土曜日 ☎9時半～16時	ねんきんダイヤル (☎0570-05-1165)
	こころの悩み 相談	こころの悩み、死にたいほどの悩 み相談	年中無休 24時間	京都府自殺ストップセンター (☎0570-783-797) 京都いのちの電話 (☎075-864-4343)
人権相談	差別を受けたり、名誉・信用を侵 されたりしたとき、その他、人権 にかかわる問題全般	月～金曜日(祝日除く) ☎8時半～17時15分	みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル) (☎0570-003-110) 子どもの人権110番 (☎0120-007-110)	
		月～金曜日(祝日除く) ☎9時～17時	外国人権相談ダイヤル (☎0570-090911)	

情報公開

☎総務課 ☎20-8700

情報公開・個人情報保護

情報公開制度・個人情報保護制度

市が保有している公文書や自己の個人情報について、宇治市情報公開条例及び宇治市個人情報保護条例に基づき、個人の権利利益を保護しながら、情報公開等を行います。

公文書公開請求

請求方法

公文書公開請求はどなたでも行うことができます。公開を請求する公文書を具体的に特定し、請求書に記入してください。公文書の特定は、公文書を保有する各担当課職員に相談してください。請求書の提出は、総務課窓口にお持ちいただくか、郵送してください。※口頭や電話による請求はできません。

請求から公開までの流れ

請求の受付日から起算して原則15日以内に公開等の決定を行います。その後、総務課窓口または郵送にて公文書を公開します。写しの交付をお求めの場合は写しの作成費用、郵送の場合は写しの作成費用及び郵送料を請求者に負担していただきます。

公開できないもの

個人情報等、宇治市情報公開条例に規定している非公開情報は公開できません。詳しくは総務課へお問い合わせください。

個人情報開示請求

請求方法

自己の個人情報の開示を請求することができる制度であり、本人または法定代理人に限り請求できます(特定個人情報については、任意代理人による請求もできます。)。総務課窓口にて請求書を提出してください。その際、本人確認書類等の提示が必要です。※口頭や電話、郵送による請求はできません。

請求から公開までの流れ

請求の受付日から起算して原則15日以内に開示等の決定を行います。その後、総務課窓口にて請求者に個人情報を開示します。請求の際にご提示いただいた本人確認書類を再度提示いただく必要があります。写しの交付をお求めの場合は写しの作成費用を請求者に負担していただきます。

開示できないもの

第三者の個人情報等、宇治市個人情報保護条例に規定している不開示情報は開示できません。詳しくは総務課へお問い合わせください。



議会・選挙

議会

☎ 議会事務局 20-8747

傍聴

本会議や委員会は、傍聴することができます。傍聴を希望する人は、議会事務局にお問い合わせください。傍聴席は本会議70席(車いす用5席を含む)、委員会10席程度(車いす利用可)です。また、本会議、常任委員会及び予算・決算特別委員会は、市議会のホームページから議会中継を見ることができます。

会議録閲覧

本会議・委員会の会議録は議会事務局または市立図書館で閲覧できます。

(※古い会議録は、準備が必要な場合もありますので、事前にお問い合わせください。)

また、市議会のホームページでは、本会議(平成3年～)と委員会(平成10年4月～)の会議録を公開しています。

請願・陳情

請願・陳情は市政に対する意見や要望を市議会に提出するものです。

請願は、議会で審議し、採択、不採択を決定し、採択した請願は執行機関に送付するなどして、その実現に努めます。

また、陳情は議長により議会に報告されます。市議会へ請願・陳情する場合は次の要領で提出してください。

- 件名、趣旨、提出年月日、住所・氏名(法人の場合は、所在地・組織の名称及び代表者氏名)を記載してください。
- 請願の場合は請願者(代表者)が署名、または記名押印してください。また、1人以上の紹介議員の署名または記名押印が必要です。陳情の場合は、請願と同様の書式で提出しますが、紹介議員は不要です。

※請願、陳情ともに住所は会議録で、氏名は会議録及びホームページで公表されます。

受付期間

いつでも受付をしていますが、請願は各定例会の開会日の前日までに提出されたものをその定例会で審議し、陳情は閉会日の前日に開かれる議会運営委員会に報告できるものはその定例会で報告されます。

選挙

☎ 選挙管理委員会 20-8798

選挙

投票区

宇治市の投票区は、全49投票区です。

投票方法

選挙は、投票日に投票所で投票することを原則としていますが、例外として次の投票制度を利用することができます。

期日前投票制度

投票日に仕事などの理由で、投票所に行くことができない方が、選挙の公示・告示日の翌日から投票日の前日までの間に、期日前投票所で投票できる制度です。

不在者投票制度

投票日に仕事などの理由で、他の市区町村に滞在する方が、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票できる制度です。また、病院や老人ホームなどに入院・入所中の方が、その施設において投票できる制度です。(都道府県の選挙管理委員会が指定した施設に限ります。)詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。

郵便などによる不在者投票制度

身体に重い障がいなどがあって、投票所に行けない方が郵便などにより、自宅等で投票できる制度です。国の定める要件に該当する方が対象で、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。





市民参加と協働のまちづくり

市民参加

☎ 市民協働推進課 20-8721 / 消費生活センター 20-8796 / 環境企画課 20-8726

町内会・自治会活動に参加しませんか

☎ 市民協働推進課

町内会・自治会は、自分たちの住んでいる地域を、自分たちの手でより住みやすいまちにするために、地域の住民により自主的に作られた住民自治組織です。生活の場をより良い環境に向上させるとともに、個人が感じている地域への思いや願いなどを社会全体に反映させていく上で、非常に重要な役割を担っています。

宇治市内では600団体を超える町内会・自治会が活動されています。地域により、町内会・自治会の規模や活動内容等は様々ですが、近年では、災害時における町内会・自治会の役割が特に注目されています。

主な町内会・自治会活動

- 文化・親睦活動…夏まつりや運動会、親睦旅行等
- 環境・美化活動…公園・集会所の清掃や古紙回収等
- 防災・防犯活動…防災・避難訓練や防犯パトロール等
- 福祉活動 ……見守り・声かけ運動や敬老会等

私たちは、周りの人たちのちょっとした気づかいや、支え合いの中で暮らしています。「いざというときに支え合えるご近所付き合いがある」「自分たちのまちは自分たちで守る」といった積み重ねが住民の安心に繋がっていきます。住みよい環境づくりのため、お互いに協力し、連携を深めながら、安心・安全なまちづくりに取り組んでいくことが必要です。

▶ 町内会・自治会への加入について

まずは、お住まいの地域の町内会・自治会の会長さんや役員さん等に加入の相談をしてみましょう。会長さんの連絡先や町内会・自治会の有無がわからない場合は、市役所3階市民協働推進課でお調べしますので、お気軽にお立ち寄りください。

消費生活出前講座

☎ 市民協働推進課

宇治市消費生活センターでは、町内会やご近所の集まりなどの集会に消費者トラブルに関する講師を派遣する「出前講座」を実施しています。年間1千件以上の相談を受けている消費生活相談員が、悪質商法の手口や対処方法、市で受けた相談事例の紹介など、身近な消費問題をテーマにお話しします。

対象 市内に在住または在勤する10人以上の団体・集まり

時間帯 平日の9時から17時までの間で2時間以内

問合せ・申込 宇治市消費生活センター（市役所1階）

☎ 20-8796

ecoット宇治の活動

☎ 環境企画課

▶ **みんなのちからで地球温暖化を食い止めよう！**
～ecoット宇治（環境ボランティア）メンバー募集のお知らせ～

宇治市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議（愛称：**ecoット宇治**）は、市民・事業者・行政が三位一体となって地球温暖化対策に取り組んでいくパートナーシップ団体です。「温暖化 出来ることから やってみよう」をテーマに、環境学習や省エネ相談所の開設など様々な活動をしています。

たとえば、次のような活動です。



要らなくなったおもちゃをとりかえっこする「かえっこバザール」を各地で開催しています！子ども達が集まり大盛況！

ご家庭の電気やガスの使い方を聞いて省エネアドバイスをを行います。おうちの電気代を節約するチャンス！



みどりのカーテンの講習会や植え付けも行っています。

地球全体のことに對して一市民に何ができるのか？と思われるかもしれませんが、日本から出る温室効果ガス（二酸化炭素）のうち15%は一般家庭から排出されるものなのです。ほんの少しの工夫を知ること地球温暖化を少しでも食い止めることができるのです。

また、併せて市民と一緒に活動し、支援していただく事業所の方も募集しております。

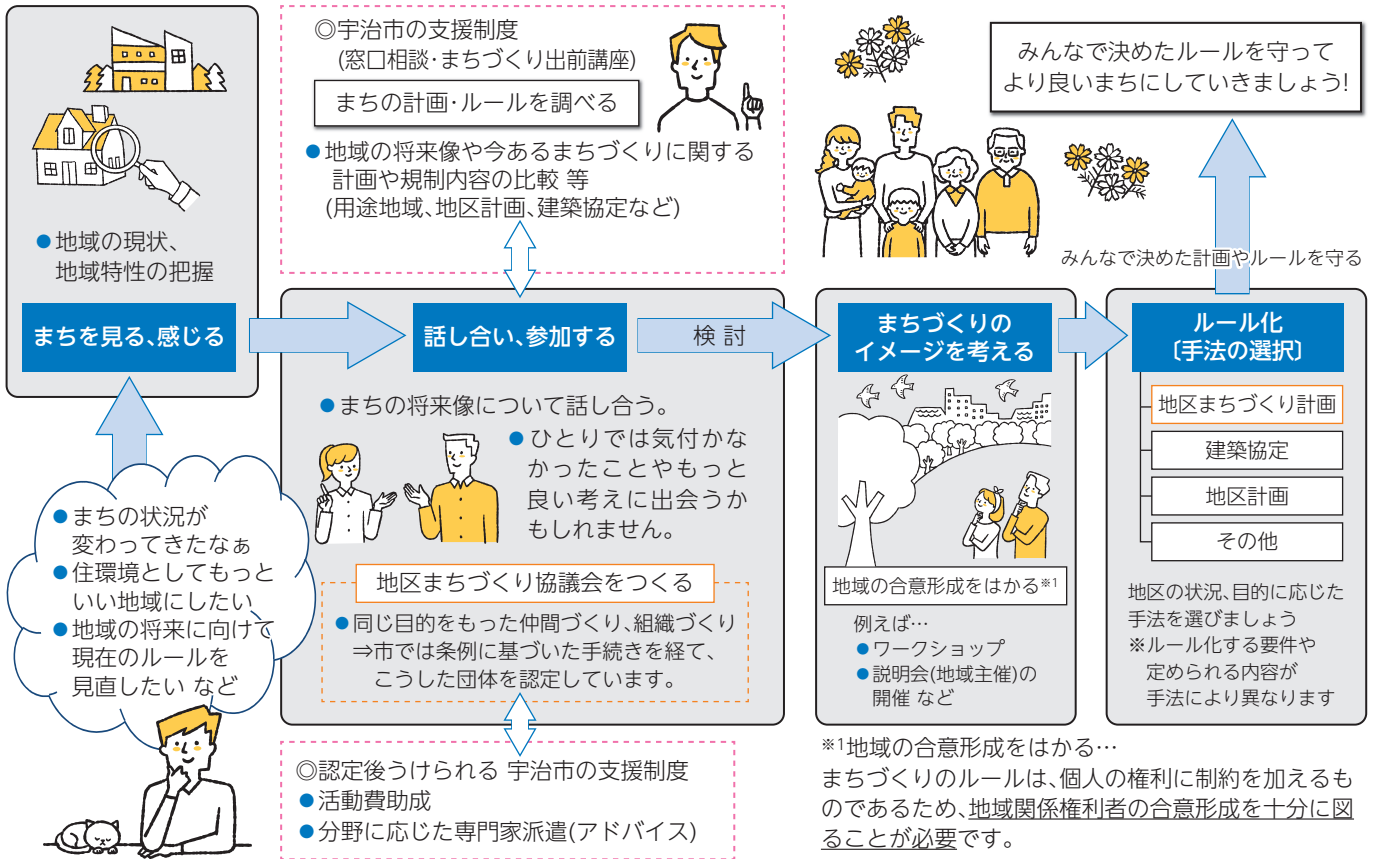
是非、市役所と力を合わせて地球温暖化対策に取り組んでみましょう。

ecoット宇治のボランティア活動及び事業所による支援等に興味のある人は環境企画課までご連絡ください。

宇治市では、市民ひとりひとりが継続してエコ活動ができるきっかけとなるよう、「エコ・アクション・ポイント」を始めました。エコ活動をしてポイントを貯めて交換商品をゲットしてみませんか？

エコ・アクション・ポイントの登録はこちら▼





まちづくり出前講座

閩都市計画課

市の担当課職員が地域の会合等に伺い、まちづくり活動の進め方や利用出来る手法・制度・支援の内容などについて、アドバイスを行い、まちづくりを応援します。(対象:住民等が主体となってまちづくりに関する活動を行おうとしている、または行っている10名以上の団体)

まちづくり専門家派遣

閩都市計画課

まちづくりに関する専門的、技術的な助言を行い、住民主体でまちづくりが進められるように支援することを目的として、地区まちづくり協議会の要請に応じて、まちづくり専門家を派遣します。(対象:地区まちづくり協議会)

まちづくり活動費助成

閩都市計画課

地区まちづくり計画の策定など自主的なまちづくりを促進することを目的として、地区まちづくり協議会の活動費の一部を助成します。1団体につき延べ3年度を限度として、活動に必要と認められた経費のうち2分の1もしくは30万円のいずれか低い方を、予算の範囲内で助成します。(対象:地区まちづくり協議会)

市民協働

閩市民協働推進課

市民協働とは、市民・NPO・事業者・大学・行政など、それぞれの主体のいいところを活かしながら、連携・協力してより良いまちづくりをすることです。

市民協働によるまちづくりを進めることで、お互いの強みや弱みを補い合い、活動がスムーズになったり、自分たちの活動を知る人が増え、活動の広がりが期待されます。

人・NPO・事業者・大学とつながるお手伝いをしますので、お気軽にご相談ください。



市民協働の例(中宇治リビングガーデンいどばたけ)

火災・救急・救助

☎ 39-9405 / 警防救急課 ☎ 39-9403

119番通報するときは

☎ 指揮指令課

- 119番通報は、火事や救急、救助の緊急通報専用の電話です。
災害のお問い合わせは「災害情報自動案内」へ、また、夜間休日の病院のお問い合わせは「救急安心センター」へお掛けください。
- 携帯電話からの119番通報は、災害が発生した所在地を確認してから通報してください。
分からない場合は、付近の大きな建物や店舗などの名称、または交差点名などを確認してください。
通報後、消防から問い合わせをする場合がありますので、電源を切らないでください。
- 119番通報は、なるべく固定電話からお掛け下さい(自宅から火災が発生し早急に避難が必要な場合などは、携帯電話を使用してください。)



▶ 正しい119番通報のしかた

宇治市からの119番通報は、宇治市消防本部内の指令室につながります。

ただし、携帯電話で通報した場合は、近隣の市町村につながることもあり、管轄の消防本部に転送する必要があるため、必ず災害が発生した市町村名をお伝えください。

通報の際に係員が聞くことは次のとおりですので、落ち着いてゆっくり、はっきりと質問に答えてください。

火災の場合

1. 住所・番地(近くの目標物、マンションなどは名称と階数)
2. 何が燃えているか(家、車など)
3. 逃げ遅れた人はいないか
4. 通報者の氏名、電話番号



救急の場合

1. 住所・番地(近くの目標物、マンションなどは名称と階数)
2. 誰がどうしたのか(急病、ケガ、交通事故など)
3. 通報者の氏名、電話番号

救急通報の際、通報内容から心肺停止状態であることが分かった場合、傷病者への心肺蘇生などの応急手当てをお願いすることがあります。ご協力をお願いします。



災害情報自動案内

☎ 指揮指令課

宇治市内で発生している災害情報を、自動音声で提供しています。

119番は緊急の通報専用電話ですので、「どこで火事？」などのお問い合わせには対応できません。

☎ 電話番号 ☎ 22-0909



救急車の適正利用

☎ 警防救急課

2021年中における宇治市消防本部の救急車出動件数は、8,311件となっています。

また、救急車で搬送された方の内、約半数は入院を必要としない軽症と診断されています。

本当に救急車を必要としている方のために救急車の適正利用にご協力ください！！

事故や病気で救急車以外に搬送の手段がなく、症状からみて緊急に医療機関に搬送が必要と判断される場合は迷わずに119番通報してください。
ご自身で病院に行ける状態であれば、マイカーやタクシー等の利用をお願いします。

救急安心センター

京都府内共通の短縮ダイヤル#7119または☎0570-00-7119へダイヤルすると、医師、看護師、相談員等が、「すぐに救急車を呼ぶべきか」、「すぐに医療機関で受診すべきか等」の医療相談、受診可能な医療機関の案内等、判断に悩む住民(全年齢)からの相談に24時間365日助言を行います。

この他にも、府内に住む15歳未満の子供や家族などを対象に、小児専門の急な病気やけがの相談ダイヤルがあります。19時から翌朝8時まで(土曜日(祝日)や年末年始を除く)は15時から翌朝8時まで) #8000または☎075-661-5596へダイヤルして相談してください。

これらの電話は、あくまで看護師などによる相談・助言を目的とするものです。

呼吸をしていない、意識がないなど自身が緊急と思った時は**ためらわず119番で救急車を呼んでください。**

また、京都府内の医療機関の所在地、診療科目などから、皆さんが希望する条件に合った医療機関をご自身で検索するホームページもあります。
「京都健康医療よろずネット」
<http://www.mfis.pref.kyoto.lg.jp/>



▶「消火栓」や「防火水槽」の付近は駐車禁止！

皆さん、ご存知ですか？

火災現場において消防車が消火に使用する水は、道路上や歩道脇、公園に設けられた「消火栓」や「防火水槽」を利用しています。

しかし、道路上に違法駐車された車両によって、これらが使えなくなり消防隊の活動に支障を来すことがあります。

「消火栓」「防火水槽」付近に駐車することは法律でも禁止されていますので、絶対に駐車しないでください。



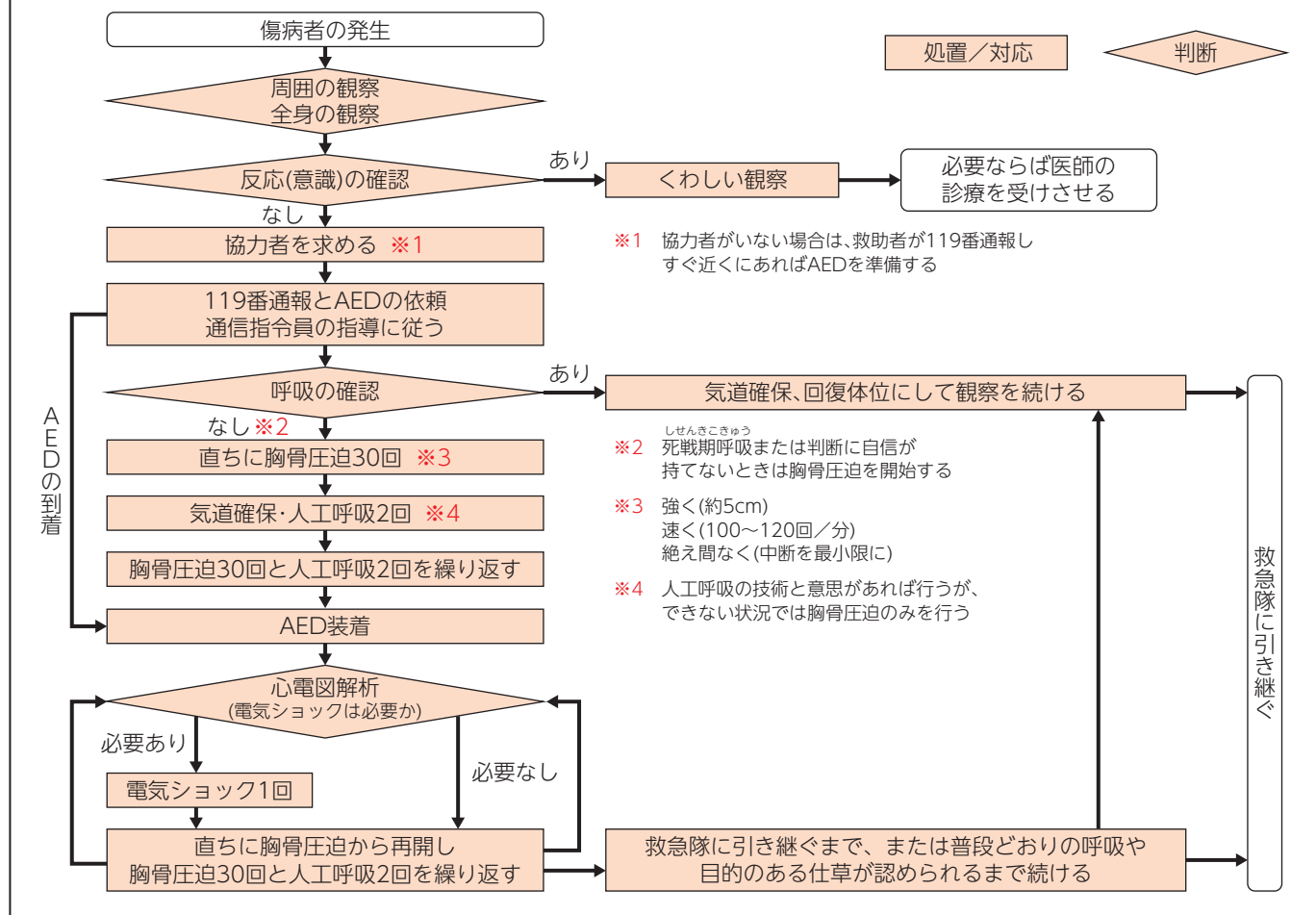
急病や交通事故をはじめとする各種の救急事案が発生した時、救急隊が現場に到着するまでの間、その場に居合わせた市民により、適切な応急手当が速やかに実施されることによって、傷病者が救命される可能性が一層高くなります。

しかし、救急事案の発生時に家族、通行人、その他の人が現場に居合わせながら、「動かさない方がいい」「どうしてよいか分からない」などといった理由から、傷病者に対して適切な応急手当がなされず、救命のチャンスを逸してしまう事例も少なくないのが現状です。

そのようなことが起きないように、応急手当に関する正しい知識と技術を身につけるための講習会を随時実施しております。

普通救命講習 I	心肺蘇生法(胸骨圧迫・人工呼吸・AED実技等)3時間の講習です。
一般救急講習	心肺蘇生法(胸骨圧迫・人工呼吸・AED実技等)3時間未満の講習です。

心肺蘇生の流れ



(日本赤十字社ホームページより)

詳しくは、お近くの消防署または消防本部までお気軽にどうぞ！！



消防
▼
火災・救急・救助

住宅防火対策

1 こんろ火災に注意！

料理中に「電話がかかってきた。」や「お客さんがきた。」など、火をつけたままその場を離れ、てんぷら鍋などから炎が出る「鍋のかけ忘れ」火災などが発生しています。



■ポイント

- ①こんろの側を離れる時は必ず火を消すよう徹底しましょう。
- ②こんろの周りは常に整理整頓し、燃えやすい物を近くに置かないようにしましょう。
- ③ガス漏れがないように、ホースの接続やひび割れなどの状態を定期的に確認しましょう。
- ④自動消火や温度調節などの安全装置が付いたこんろを使用することで、「鍋のかけ忘れ」などによる火災を防ぐことができます。

2 たばこ火災に注意！

「灰皿の中に溜まった吸いがらが燃える。」や「火種が残ったままの吸いがらをゴミ箱に捨てて燃え上がる。」など、火の不始末が原因で火災が発生しています。

■ポイント

- ①灰皿に水を入れるなど、たばこの火は確実に消して、吸いがらはこまめに捨てるようにしましょう。
- ②灰皿に置いたままのたばこが燃え進んで短くなり、落下して火災になるおそれがあります。喫煙する灰皿は縁が広いものを使用しましょう。
- ③布団などのすぐそばで喫煙する「寝たばこ」は、危険なので絶対にやめましょう。



3 ストープ火災に注意！

洗濯物やカーテンなどの燃えやすいものが、ストーブに接触して燃える火災や、間違った燃料を給油して異常燃焼を起こす火災などが発生しています。



■ポイント

- ①ストーブの周りは常に整理整頓し、燃えやすいものを近くに置かないようにしましょう。
- ②給油時は、必ず火を消しましょう。
- ③必ず使用方法を守り、地震や転倒時などに自動消火する安全装置が付いた器具を使用しましょう。

4 ろうそくや線香の火災に注意！

仏壇や神棚で使用するろうそくや線香が、転倒や落下して座布団などの燃えやすい物に着火する火災が発生しています。

■ポイント

- ①ろうそくや線香を使用する周りは常に整理整頓しましょう。
- ②その場を離れるときは必ず火を消すようにしましょう。
- ③ろうそく立てなどの火を灯すものは転倒しにくい安定したものを使用しましょう。
- ④もし転倒しても火災になりにくいように、下にガラスなどの不燃のものや、防災性のあるマットを敷くようにしましょう。



5 電気火災に注意！

たくさんの電気製品のプラグをコンセントに集中して差し込む「たこ足配線」や、痛んだ電気コードを使用することで起こる「発熱」や「ショート」による火災、また、コンセントとプラグの間にほこりや湿気による水分が溜まり、通電することによって起こる「トラッキング現象」による火災などが発生しています。

■ポイント

- ①コンセントの使用は電気の許容量を守り、時々掃除をしましょう。
- ②家具の後ろなどで長期間差し込まれたままのコンセントなどは、ほこりが溜まっているおそれがあるので注意しましょう。
- ③電気コードが家具などの重い物の下敷きになっていないか確認し、古いものや傷ついた電気コードの使用はやめましょう。
- ④電気コードを束ねたまま使用すると発熱することがあるのでやめましょう。

住宅防火 いのちを守る
10のポイント

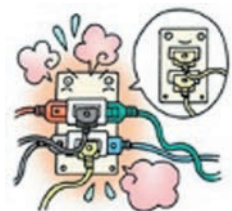
—4つの習慣・6つの対策—

4つの習慣

- 1 寝たばこは絶対にしない、させない。
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- 3 こんろを使うときは火のそばを離れない。
- 4 コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- 1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは防災品を使用する。
- 4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- 5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。



住宅用火災警報器の設置と維持管理

▶ お宅の住宅用火災警報器そろそろ交換時期ではありませんか？

住宅用火災警報器は、**10年**が交換の目安です。
(取扱説明書を確認し、計画的に交換しましょう。)

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、**火災**を感知しなくなることがあります。

定期的に点検しましょう。
(点検用ボタンを押す・点検用ひもをひくタイプがあります。)

点検の際に鳴動しない場合は、故障や交換時期等が考えられます。

「点検しておけばよかった…」

住宅用火災警報器が作動しなかった事例

居間でテレビを見ていたら煙が漂ってきたので隣の部屋を確認すると、仏壇が燃えていました。すぐに外へ逃げ出したので助かりましたが、火災により大きな被害を受けました。

今思えば、仏壇のある部屋に設置していた住宅用火災警報器から、時々アラーム音が鳴っていることに気付いていましたが、気にせず、そのままにしていました。

★火災ではないのに警報音が定期的に繰り返し鳴る場合は、電池切れや故障を知らせています。取扱説明書を確認し、何の警報音が確認して本体の交換等、適切に対応しましょう。



▶ 正しく設置してください！住宅用火災警報器

■ 住宅用火災警報器を設置する場所と機器の種類は？

宇治市内にお住まいの方は、次の場所に設置が必要です。
機種にもご注意ください。

- 寝室・普段から就寝に使用される部屋→**煙式**
- 階段(2階や3階に寝室がある場合)→**煙式**
- 台所→**熱式**(宇治市内にお住まいの方)

※詳しくはお近くの消防署までご相談ください。



住宅用火災警報器は、消防法及び市火災予防条例によりすべての住宅に設置が義務付けられています。

「付けていてよかった…」
住宅用火災警報器が活躍した事例

事例1

食事の準備中に天ぷら鍋を火にかけてその場を離れてしまい、しばらくすると台所から警報音が聞こえ、鍋からは炎が出ていました。すぐに火を止めて消火したので被害はありませんでしたが、気づくのが遅ければ大きな火災になっていたと思います。

事例2

家族が2階で寝ていたところ、1階から警報音が聞こえてきました。1階のダイニングキッチンで火災が発生しているのを発見し、家族全員がすぐに外へ避難し、119番通報をしました。早く火災に気づけたので、家族の「いのち」を守ることができました。



消火器の使用方法

火災が小さいうちに消火する「初期消火」には、消火器が有効です。火を使用する台所などに設置し、いつでも使えるようにしましょう。

- 1 あわてずに消火器上部の安全栓を抜き、燃えている物に近づく(およそ3~6m)
- 2 ホース、ノズルを火元に向ける
- 3 レバーを強くにぎり、燃えている物に直接放射する



火災を大きくしないためには素早く消火することが大切です。

■ 注意

消火器などによる消火は、鍋の中だけが燃えているなど、火災が小さいうちの初期消火に有効ですが、天井まで燃え広がっているような火災の場合は、消火器での初期消火は難しいので、無理に消火せず、すぐに避難しましょう。



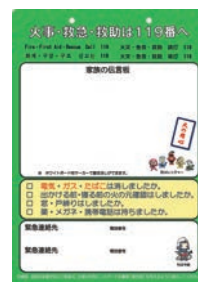
住宅用火災警報器や消火器に関するご相談やご質問は、お近くの消防署または消防本部までお気軽にどうぞ！！

宇治市災害時安否確認ボード

災害時に地域の安否確認を素早く行うための自主防災ツールです。

地域一体で活用を希望される地域団体に交付します。交付後は、それぞれでルールを作成していただき、有効に活用できるよう訓練を積極的に行っていただきます。

数量に限りがあります。お問い合わせは、危機管理室・予防課・お近くの消防署まで。



サイズ:日本産業規格A4(縦)



施設・交通案内

施設

市役所へのアクセス・連絡先

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33

JR宇治駅から徒歩約14分。

京阪宇治駅から徒歩約24分。

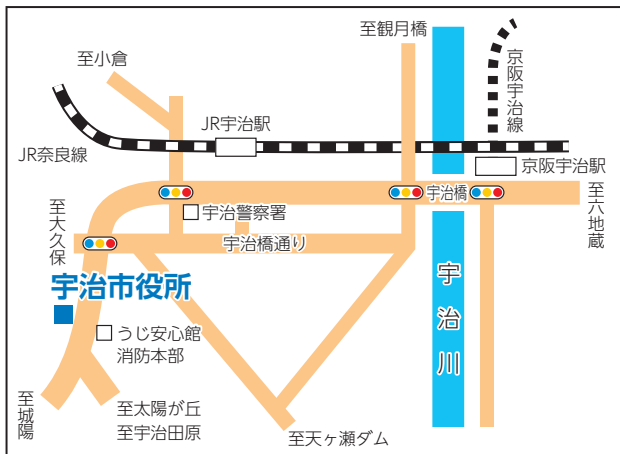
JR宇治駅、京阪宇治駅から路線バスを利用する場合は、「琵琶台経由近鉄大久保」行き、「太陽が丘」方面行き、「宇治文化センター」行きに乗車して「宇治市役所」で下車。

近鉄電車の最寄駅は、大久保駅です。路線バスを利用する場合は、「立命館宇治経由京阪宇治駅」行き、「立命館宇治経由JR黄檗駅」行きに乗車して「宇治市役所」で下車。

開庁時間 ①8時半～17時15分 *窓口の受付時間は各課によって異なります。

閉庁日 土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

代表電話番号 ☎22-3141



〈以下は広告スペースです〉

株式会社 伊藤電気

営業種目

電気工事全般(企画設計含む)



〒611-0013 宇治市菟道車田5-5

Tel.0774-23-2023

Fax.0774-22-0708



市役所の組織体系 連絡先

危機管理室(うじ安心館内)

課	電話番号
危機管理室	39-9421

市長公室

課	電話番号	
秘書広報課	秘書係	20-8701
	車両係	20-8702
	広報係	20-8704
人事課	20-8703	
職員厚生課	21-0434	

政策企画部

課	電話番号
政策戦略課	20-8698
デジタル政策課	20-8768
財政課	20-8715

総務・市民協働部

課	電話番号	
総務課	20-8700	
管財課	20-8717	
契約課	20-8716	
市民協働推進課	市民協働係	20-8721
	市民相談係	20-8713
	消費生活センター	20-8796
市民課	20-8722	
市民税課	20-8718	
資産税課	20-8719	
納税課	20-8720	

産業観光部

課	電話番号	
農林茶業課	20-8723	
産業振興課(産業会館内)	39-9621	
観光振興課(ゆめりあ うじ内)	39-9408	
文化スポーツ課	文化係	20-8724
	スポーツ係	20-8759

人権環境部

課	電話番号
人権啓発課	20-8725
男女共同参画課(ゆめりあ うじ内)	39-9377
環境企画課(西館)	20-8726
まち美化推進課(西館)	20-8762
	21-0412 20-8692

福祉こども部

課	電話番号	
地域福祉課	20-8730	
生活支援課	20-8770 20-8760	
障害福祉課	21-0419	
こども福祉課	子育て企画係、児童給付係、学童保育係	20-8733
	こども家庭相談担当	39-9178
保育支援課	20-8732	
保健推進課	20-8728	

健康長寿部

課	電話番号
長寿生きがい課	20-8712
健康づくり推進課	20-8793
介護保険課	20-8731
年金医療課	21-0413
	20-8792
国民健康保険課	20-8729

建設総括室

課	電話番号
建設総括室	21-0401

建設部

課	電話番号	
建設総務課	20-8735	
用地課	20-8741	
道路建設課	20-8736	
維持課	20-8737	
	20-8738	
治水対策課	21-1586	
施設建築課	20-8739	
住宅課	住宅係	20-8740
	ウトロ住環境対策室	20-8790
	空き家対策室	21-0418

都市整備部

課	電話番号
公園緑地課	20-8795
都市計画課	20-8743
歴史まちづくり推進課	21-1602 20-8918
開発指導課	20-8926
建築指導課	20-8794
交通政策課	20-8727

次ページへ続く

会計室

課	電話番号
会計室	20-8746
議会事務局	
課	電話番号
議会事務局	20-8747
選挙管理委員会事務局	
課	電話番号
選挙管理委員会事務局	20-8798
監査委員事務局	
課	電話番号
監査委員事務局	20-8742
公平委員会事務局	
課	電話番号
公平委員会事務局	20-8742
農業委員会事務局	
課	電話番号
農業委員会事務局	20-8754
固定資産評価審査委員会事務局	
課	電話番号
固定資産評価審査委員会事務局	20-8742
上下水道部	
課	電話番号
水道総務課(水道庁舎)	20-8763
営業課	20-8761 20-8807
工務課(水道庁舎)	20-8764
配水課(水道庁舎)	20-8680 20-8765
水管理センター (東宇治浄化センター内)	39-9306
下水道計画課	20-8797
下水道建設課	20-8745
下水道管理課	20-8734 20-8744

教育委員会事務局

課	電話番号
教育総務課	20-8755
学校管理課	20-8777 20-8756
生涯学習課 (生涯学習センター内)	20-8758 39-9500
博物館管理課	39-9300
【教育支援センター】 学校教育課	20-8757 21-1879
【教育支援センター】 教育支援課	21-1890 20-8766
【教育支援センター】 学校改革推進課	20-8772

教育部

課	電話番号	
生涯学習センター	39-9500	
源氏物語ミュージアム	39-9300	
歴史資料館	39-9260	
宇治市図書館	中央図書館	39-9256
	東宇治図書館	39-9182
	西宇治図書館	39-9226
善法青少年センター	39-9278	
河原青少年センター	39-9279	
大久保青少年センター	39-9281	

消防本部(うじ安心館内)

課	電話番号
消防総務課	39-9401
予防課	39-9402
警防救急課	39-9403
指揮指令課	39-9405

中消防署

課	電話番号
中署予防消防課	39-9411
中署槇島消防分署	39-9417

西消防署

課	電話番号
西署予防消防課	39-9413

東消防署

課	電話番号
東署予防消防課	39-9415



主な市の施設・市内の官公署等一覧

「地図」は、市内公共施設等マップ(154・155ページ)の位置市外局番0774※()があるものは()内が市外局番

施設名称	住所	電話番号	地図	
●市				
宇治市役所	宇治琵琶33	☎22-3141 FAX:20-8778		
宇治市教育委員会	同上	22-3141		
宇治市議会	同上	20-8747		
宇治市水道庁舎	宇治琵琶45-2	22-3141		
うじ安心館 (保健・消防センター)	宇治下居13-2	39-9430	📍8D	
健やかセンター	同上	39-9430		
休日急病診療所 ※日曜日・祝日・年末年始に開所	同上	39-9430		
歯科サービスセンター	同上	39-9430		
宇治市消防本部	同上	39-9400		
中消防署	同上	39-9410		
西消防署	伊勢田町遊田10-3	39-9413		📍7B
東消防署	木幡南端5	39-9415		📍3D
伊勢田救急出張所	伊勢田町大谷19-16	39-9419		📍8B
榎島消防分署	榎島町吹前91-1	39-9417		📍5C
文化センター (文化会館)	折居台一丁目1	39-9333	📍8D	
歴史資料館	同上	39-9260		
中央公民館	同上	39-9258		
中央図書館	同上	39-9256		
東宇治図書館	五ヶ庄三番割36-5	39-9182	📍4D	
西宇治図書館	小倉町山際63-1	39-9226	📍7B	
木幡公民館	木幡内畑34-7	39-9193	📍2C	
小倉公民館	小倉町寺内91	39-9274	📍6C	
広野公民館	広野町寺山17-403	39-9276	📍9B	
源氏物語 ミュージアム	宇治東内45-26	39-9300	📍6E	
生涯学習センター	宇治琵琶45-14	39-9500	📍8D	
アクトパル宇治 (総合野外活動センター)	西笠取辻出川西1	(075)575-3501 予約専用電話 (075)575-3535	📍G	
黄檗公園 (黄檗体育館)	五ヶ庄三番割25-1	39-9249	📍4E	
東山公園	折居台一丁目2	同上	📍9D	
西宇治公園 (西宇治体育館)	小倉町蓮池20-1	39-9251	📍6B	
巨椋ふれあい運動 ひろば	伊勢田町西遊田1-1	同上・予約専用	📍7A	
植物公園	広野町八軒屋谷25-1	39-9387	📍10C	

施設名称	住所	電話番号	地図
産業振興センター	大久保町西ノ端1-25	39-9444	📍9A
産業会館	宇治琵琶45-13	23-3101	📍8D
コミュニティワーク こはた館	木幡河原3-12	39-9199	📍2D
コミュニティワーク うじ館	宇治善法31	39-9197	📍8D
河原青少年センター	木幡河原5-5	39-9279	📍2D
善法青少年センター	宇治善法110-1	39-9278	📍7D
大久保青少年センター	大久保町山ノ内3	39-9281	📍10B
総合福祉会館	宇治琵琶45	22-0600	📍8D
内職センター	木幡南端48-15	31-8298	📍3D
障害者生活支援 センター「そら」	五ヶ庄二番割5-2	32-8441	📍5E
自転車保管場所 ※自転車保管場所の開所は、水・日曜日の☺14時～19時	五ヶ庄西川原30-37	32-9950	📍3C
宇治笠取簡易郵便局	東笠取稲出23-4	(075)572-5261	📍G
斎場	宇治金井戸7-37	39-9203	📍9E
天ヶ瀬墓地公園	宇治金井戸7-44	39-9205	📍9F
宇治浄水場	五ヶ庄高車	39-9304	📍4C
東宇治浄化センター	木幡北島10	39-9306	📍2C
ゆめりあ うじ (JR宇治駅前市民 交流プラザ)	宇治里尻5-9	39-9408	📍7D
	会議室関係	39-9377	
男女共同参画支援 センター	同上	39-9377	
ファミリー・サポ ート・センター	同上	39-9309	
観光案内所 (JR宇治駅前)	同上	22-8783	
観光案内所 (京阪宇治駅前)	宇治乙方7-13	66-7001	📍6D
観光案内所 (近鉄大久保駅構内)	広野町西裏81-2	46-2171	📍9B
観光センター	宇治塔川2	23-3334	📍7E
お茶と宇治のまち 歴史公園	菟道丸山203-1	24-2700	📍6D
市営茶室「対鳳庵」	宇治塔川1-5	23-3334	📍7E
菟道ふれあい センター	宇治妙楽128-1	39-9285	📍7D



施設・交通案内
▼施設

次ページへ続く

施設名称	住所	電話番号	地図
■コミュニティセンター			
西小倉コミュニティセンター	小倉町南堀池107-1	39-9180	📍6B
東宇治コミュニティセンター	五ヶ庄三番割36-5	39-9183	📍4D
南宇治コミュニティセンター	大久保町上ノ山42-3	39-9185	📍10B
槇島コミュニティセンター	槇島町大川原27-5	39-9189	📍5C
■行政サービスコーナー			
木幡行政サービスコーナー	木幡公民館内	39-9195	📍2C
小倉行政サービスコーナー	西小倉コミュニティセンター内	39-9181	📍6B
南宇治行政サービスコーナー	南宇治コミュニティセンター内	39-9187	📍10B
槇島行政サービスコーナー	槇島コミュニティセンター内	39-9191	📍5C
東宇治行政サービスコーナー	東宇治コミュニティセンター内	39-9184	📍4D
開行政サービスコーナー	開地域福祉センター内	39-9240	📍8C
■地域福祉センター			
木幡地域福祉センター	木幡東中47-4	39-9225	📍2D
西小倉地域福祉センター	小倉町山際63-1	22-3084	📍7B
東宇治地域福祉センター	五ヶ庄折坂5-149	38-2331	📍5D
開地域福祉センター	開町44-13	39-9238	📍8C
広野地域福祉センター	広野町大開72-1	48-4351	📍9C
槇島地域福祉センター	槇島町石橋13	23-0114	📍5C
■デイホーム			
小倉デイホーム	小倉小学校内	21-6294	📍7B
平盛デイホーム	平盛小学校内	45-2940	📍10A
■地域包括支援センター			
各地域包括支援センターの電話番号は、98ページに掲載しています。			
■地域子育て支援拠点			
各地域子育て支援拠点の電話番号は、111ページに掲載しています。			
■保育所			
小倉双葉園保育所	小倉町西畑13	39-9207	📍7C
宇治保育所	宇治式番84-10	39-9211	📍8D
木幡保育所	木幡東中10-2	39-9213	📍2D
西小倉保育所	伊勢田町遊田69	39-9215	📍7B
大久保保育所	大久保町旦椋25	39-9302	📍10A

施設名称	住所	電話番号	地図
北木幡保育所	木幡陣ノ内1	39-9221	📍2D
善法保育所	宇治善法116-2	39-9223	📍7D
■幼稚園			
神明幼稚園	宇治野神57	39-9288	📍8C
東宇治幼稚園	五ヶ庄梅林官有地	39-9290	📍4D
木幡幼稚園	木幡檜尾47-1	39-9292	📍3D
■小学校			
菟道小学校	宇治塔川102	39-9110	📍7E
菟道第二小学校	宇治琵琶63-3	39-9112	📍8D
神明小学校	神明石塚32	39-9114	📍8C
槇島小学校	槇島町吹前35	39-9117	📍5C
北槇島小学校	槇島町本屋敷40-2	39-9119	📍4B
小倉小学校	小倉町西畑1-4	39-9121	📍7B
伊勢田小学校	伊勢田町井尻3	39-9125	📍8B
西小倉小学校	伊勢田町遊田69	39-9127	📍7B
北小倉小学校	小倉町堀池72	39-9129	📍6B
南小倉小学校	小倉町南浦40-1	39-9131	📍7B
大久保小学校	広野町中島1-1	39-9134	📍9C
大開小学校	広野町大開35	39-9136	📍9C
西大久保小学校	大久保町旦椋25	39-9138	📍10A
平盛小学校	大久保町平盛91-3	39-9140	📍10A
宇治小学校	五ヶ庄三番割27	39-9145	📍4D
三室戸小学校	菟道岡谷16-2	39-9148	📍6E
南部小学校	五ヶ庄戸ノ内15-1	39-9150	📍5D
岡屋小学校	五ヶ庄寺界道37-3	39-9152	📍4D
木幡小学校	木幡赤塚4	39-9154	📍2D
御蔵山小学校	木幡御蔵山39-4	39-9156	📍2E
笠取小学校	西笠取石原22	(075)571-0018	📍G
笠取第二小学校	炭山直谷31	32-4238	📍G
■中学校			
宇治中学校	宇治矢落64-1	39-9158	📍7D
北宇治中学校	槇島町島前33	39-9160	📍6C
槇島中学校	槇島町本屋敷35-1	39-9162	📍4B
西小倉中学校	伊勢田町遊田7-1	39-9164	📍7B
西宇治中学校	伊勢田町南山21-1	39-9166	📍8B
南宇治中学校	大久保町平盛31-5	39-9168	📍10A
広野中学校	広野町尖山3	39-9170	📍9C
東宇治中学校	五ヶ庄池ノ浦36-1	39-9172	📍4D
木幡中学校	木幡内畑34	39-9174	📍3C
黄檗中学校	五ヶ庄三番割27	39-9143	📍4D
■自転車等駐車場			
JR宇治駅北	宇治戸ノ内2-7	21-7122	📍7D
JR宇治駅南	宇治宇文字18-2	24-7243	📍7D
JR黄檗駅前	五ヶ庄新開18-9	33-0927	📍4D
JR黄檗駅前第2	五ヶ庄新開18-4		📍4D
JR木幡駅前	木幡大瀬戸19-8	32-1876	📍3D
JR六地藏駅前	六地藏奈良町77-1	32-2754	📍2D
JR六地藏駅前第2	六地藏奈良町39-1	31-6373	📍1D

施設名称	住所	電話番号	地図
JR小倉駅北	小倉町中畑49-4	21-9119	7C
JR小倉駅南	南陵町一丁目1-351	21-2511	
JR新田駅前	広野町東裏73-3	43-0833	9B
京阪三室戸駅前	菟道谷下り 60-8.62-1	22-9938	6D
京阪木幡駅前	木幡西中22-5	32-7710	2D
近鉄小倉駅西第1	小倉町神楽田37-1	20-5713	7B
近鉄小倉駅西第2	小倉町神楽田35-6		
近鉄小倉駅東	小倉町神楽田5-1	21-6659	6B
近鉄伊勢田駅前	伊勢田町中山50-3	45-1310	8B

●京都府

山城広域振興局	宇治若森7-6 府宇治総合庁舎内	21-2101	7D
山城広域振興局旅券 (パスポート)窓口	同上	24-5362	
山城北保健所	同上	21-2191	
宇治児童相談所	大久保町ノ尻13-1	44-3340	10B
洛南病院	五ヶ庄広岡谷2	32-5900	4E
農林センター 茶業研究所	白川中ノ藪1	22-5577	8E
府営水道事務所	宇治下居64	24-1522	8D
城南勤労者福祉会館	伊勢田町新中ノ荒 21-8	46-0688	8B
太陽が丘 (山城総合運動公園)	広野町八軒屋谷1	24-1313	10D
宇治支援学校	広野町丸山10	41-3701	9C

■警察署

宇治警察署	宇治宇文字2-12	21-0110	7D
-------	-----------	---------	----

■高等学校

東宇治高等学校	木幡平尾43-2	32-6390	2E
菟道高等学校	五ヶ庄五雲峰4-1	33-1691	5E
城南菱創高等学校	小倉町南堀池	23-5030	7B

●国

宇治税務署	大久保町ノ尻60-3	44-4141	9B
宇治簡易裁判所	宇治琵琶33-3	21-2394	8D
京都地方法務局 宇治支局	宇治琵琶33-2	24-4121	
宇治公証役場	宇治壱番132-4 谷口ビル2階	23-8220	7D
ハローワーク宇治	宇治池森16-4	20-8609	8C
ハローワーク プラザ城南	大久保町上ノ山43-1 藤和ライブタウン宇治大久保1階	46-4010	9B
京都大学 宇治キャンパス	五ヶ庄	38-4399	4D
国土交通省天ヶ瀬 ダム管理支所	宇治金井戸15	22-2188	8F
陸上自衛隊 大久保駐屯地	広野町風呂垣外1-1	44-0001	9B
陸上自衛隊 関西補給処	五ヶ庄官有地	31-8121	4D

施設名称	住所	電話番号	地図
●その他			
宇治商工会議所	宇治琵琶45-13	23-3101	
宇治市観光協会	宇治里尻5-9	23-3353	
宇治市社会福祉協議会	宇治琵琶45	22-5650	
宇治市土地開発公社	宇治琵琶33	21-0432	
城南衛生管理組合	八幡市八幡沢1	(075)631-5171	
クリーンパーク折居	宇治折居18	20-4799	
宇治廃棄物処理公社	池尾仙郷山6-2	21-4048	
宇治市公園公社	広野町八軒屋谷25-1	39-9393	
宇治市 福祉サービス公社	宇治琵琶1-3	28-3150	
淀川・木津川 水防事務組合	宇治琵琶33 宇治市役所内	22-5651	
国土交通省 淀川河川事務所 伏見出張所	京都市伏見区葺島 金井戸町官有地	(075)611-2281	
巨椋池土地改良区	槇島町一ノ坪8-8	22-1101	
宇治市スポーツ 協会(事務局)	宇治琵琶45-14 生涯学習センター内	22-1150	
宇治市シルバー 人材センター	宇治東内36-5	20-1734	
宇治高齢者事業団	槇島町外1-21	21-6685	
京都府後期高齢者 医療広域連合	京都市下京区 烏丸通四条下 水銀屋町620 COCON烏丸内	(075)344-1202	
京都地方税機構 事務局	京都市上京区下 立売通新町西入 敷ノ内町 京都 府庁内	(075)414-4499	
京都地方税機構 山城中部地方事務所	伊勢田町新中ノ 荒21-8 城南勤 労者福祉会館内	46-6565	
城南地域職業訓練 センター	伊勢田町新中ノ 荒21-8	46-0688	
京都府南部 総合地方卸売市場	伊勢田町西遊田90	20-2825	

災害情報自動案内 火災・救助の発生のお知らせ ☎ 22-0909

救急安心センター
きょうと
府内の受診可能な医療機関
の案内や、すぐに医療機関で
受診すべきか等を医師・看護
師等が24時間365日相談に
応じます。
☎ #7119
または
(0570)
00-7119

漏水受付センター
年中無休、24時間体制で路上
の漏水を受け付けています。
また、宅地内の漏水・水道の
修繕についての相談も受け
付けています。
☎ 21-7474

宇治市政情報
ホームページ…………… <https://www.city.uji.kyoto.jp/>
Facebookページ…………… <https://m.facebook.com/ujicity>
YouTube ……………… <https://www.youtube.com/user/ujicity>
LINE ……………… @uji_kosodate

公共交通を利用しましょう！

市内には、JR奈良線・近鉄京都線・京阪宇治線・京都市営地下鉄東西線の4本の鉄道が都市公共交通の骨格を形成し、また多数のバス路線、タクシーが運行されています。

しかし、公共交通の利用は、自家用車の普及や少子高齢化による通勤・通学の減少等の影響を受け年々減少しており、市内においても一部バス路線が休廃止されるなど、路線バスをとりまく環境は厳しい状況が続いています。

市では、鉄道やバスなどの既存の公共交通を維持していくことが重要と考え、公共交通の利用促進と明星町では、「宇治市のりあい交通事業」により移動手段の確保に努めています。(R4.3月現在)

一方で、地域の皆さまが自ら一員となって公共交通を守ろうという意識を持ち、少しでも多くご利用いただくことが必要です。公共交通を利用すると、健康維持などのメリットがあるほか、交通量の減少、環境負荷の軽減、経済の活性化などの社会的メリットにも繋がるため、もう一度、公共交通について一人ひとりが意識して、ライフスタイルを変更する等し、積極的に利用してみませんか。

明星町自治会が運営主体となり運行している
「明星レインボウバス」
(明星町～JR宇治駅～宇治文化センター)
R4. 3月現在

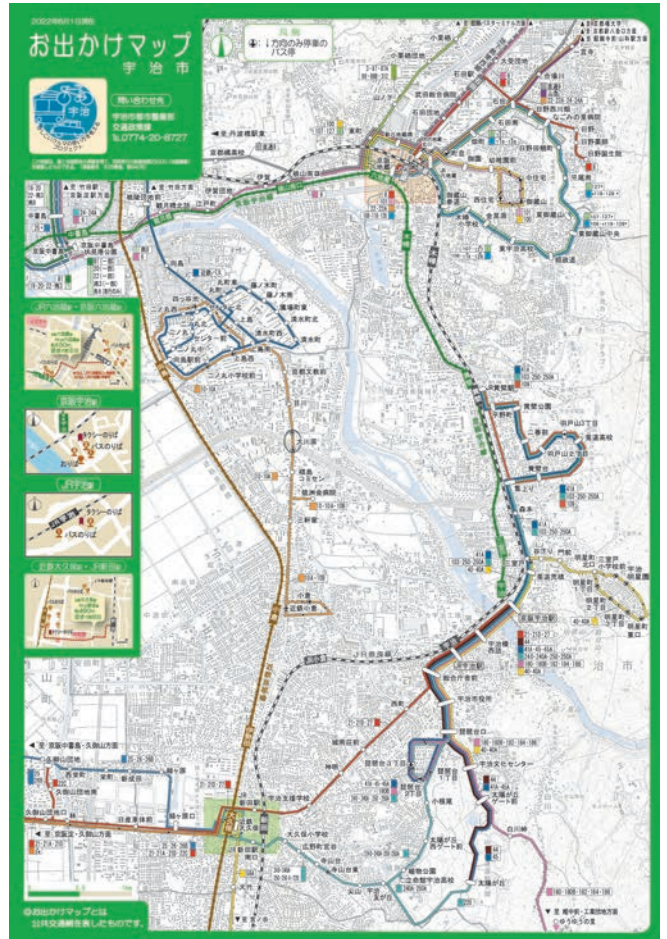


※路線バスとして誰でも利用できます。

「お出かけマップ」をご活用ください！

お出かけマップって???
バスが運行されているルートや停留所の位置をわかりやすく表示したマップです。

通勤・通学やお買い物等のお出かけにぜひご活用ください。お出かけマップは下記より印刷できるほか、交通政策課や市内の主な公共施設で配布しています。



R4.6月現在

最新版のお出かけマップは、
こちらからダウンロードできます！
<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/35/6137.html>



公共交通について考えよう
(宇治市交通政策課ホームページ)
<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/35/7004.html>

